

— 目 次 —

◎第7回臨時会

○11月17日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第94号から議案第96号の3議案一括上程	4
日程第4	質疑・討論・採決	7

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成20年 第7回臨時会 (11月)	議案第94号	病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例	原案可決	11月17日
〃	議案第95号	財産の処分について（三股町国民健康保険病院）	原案可決	11月17日
〃	議案第96号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（堂村 和秋）	原案同意	11月17日

◎第8回定例会

○12月8日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	27
日程第2	会期決定の件について	27
日程第3	議案第97号から議案第109号までの13議案及び諮問第2号並びに報告第10号及び意見書（案）第11号一括上程	28

○12月10日（第2号）

日程第1	質疑・討論・採決（議案第106号、第107号、第108号、諮問第2号及び意見書（案）第11号）	36
日程第2	総括質疑	42
日程第3	常任委員会付託	45

○12月15日（第3号）

日程第1	一般質問	48
12番	山領 征男君	48
10番	山中 則夫君	61
3番	上西 祐子君	75
11番	黒木 孝光君	87
8番	原田 重治君	95

○12月16日（第4号）

日程第1	一般質問	102
2番	財部 一男君	102
5番	重久 邦仁君	112
1番	指宿 秋廣君	126
7番	池田 克子君	140

○12月18日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	155
	総務厚生常任委員長	155
	建設文教常任委員長	156
	一般会計予算・決算常任委員長	157
日程第2	質疑	158
日程第3	討論・採決	159
日程第4	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	164
日程第5	常任委員会の視察研修報告	166
日程第6	議員派遣について	169

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成20年 第8回定例会 (12月)	議案第97号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原案可決	12月18日
〃	議案第98号	三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	12月18日
〃	議案第99号	平成20年度三股町一般会計補正予算(第4号)	原案可決	12月18日
〃	議案第100号	平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	12月18日
〃	議案第101号	平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	12月18日
〃	議案第102号	平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	12月18日
〃	議案第103号	平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	12月18日
〃	議案第104号	平成20年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	12月18日
〃	議案第105号	事務の委託に関する都城市との協議について	原案可決	12月18日
〃	議案第106号	宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	12月10日
〃	議案第107号	宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について	原案可決	12月10日
〃	議案第108号	宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について	原案可決	12月10日

平成20年 第8回定例会 (12月)	議案第109号	三股町土地開発公社定款の一部を改正 する定款の承認について	原案可決	12月18日
〃	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について(黒木 兼一郎)	適任	12月10日
〃	陳情第5号	上米公園パークゴルフ場のコースを増 設して頂きたい	不採択	12月18日
〃	意見書案 第11号	WTO農業交渉、日豪経済連携協定 (EPA)交渉に関する意見書	原案可決	12月10日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
1	山領 征男	1 懸案事項について	① 町営住宅の政策について ② 小学校の体育館改築について ③ 過疎対策について	町長
		2 町活性化のための業者支援について	事業量増について ① 22年度以降の公共下水道事業について ② 島津紅茶園線の改良について ③ 多目的広場の排水工事について ④ 上米の配水池の改築について ⑤ 三股町衛生センターと公共下水道との接続について 入札制度について	
2	山中 則夫	1 町長の政治姿勢について	① 今後も自立していく為に、本町をどういう特色ある町にしていきたいか ② 来年度の重点政策は何か ③ 住居表示の見直しは検討されたのか ④ 植木地区の道路整備の状況と公有地の売却はどうなったのか	町長

3	上西 祐子	1 介護保険の現状と見直しについて	<p>① 3年間の介護認定者と利用率はどうなっているか</p> <p>② 介護予防のために取組んだ事業とその効果、また、今後どのようなことをしたら良いと考えておられるか、検討されていることはないか</p> <p>③ 2009年4月からの見直しで保険料や利用状況はどうなる見込みか伺う</p>	町 長
		2 住宅用火災報知器等の設置について	<p>① 2011年から火災報知器が義務化されるが、町民への周知体制と一括購入して安く販売することは考えていないか</p> <p>② ひとり暮らしの高齢者や難病患者などへの設置費用助成はできないか伺う</p>	
		3 町発注の工事代金の支払いはどうなっているのか	工事代金をもう少し早く支払うことはできないか（特に前払金のない小口発注者に対して）	
4	黒木 孝光	1 町長の公約について	<p>① 過疎対策について（町営住宅建設について）</p> <p>② 合宿センター建設について</p>	町 長
		2 梶山城跡地の整備について	整備計画の経過と今後について伺う	
5	原田 重治	1 てんぷら油の廃油回収による燃料化について	てんぷら油の廃油を町民に回収してもらい、燃料とする事業を考えていないか	町 長
		2 町の木イチョウをどのように位置付けているのか	物をシンボル化した場合、それを大切にすると考えるが、役場のイチョウの木を何故切ったのか	
		3 町民参加による町発展の方法について	町民参加による町発展の方法を何か考えているのか、また、実施しているとすればそれは何か	

6	財部 一男	1 遊休地対策について	① 町内には、遊休地がどこに、どれだけあるのか、その実態はどうなっているのか ② その遊休地を今後どう対処されるのか	町 長 教育長
		2 過疎対策について	① 長田小、梶山小、宮村小の児童数と将来の見込みは ② 過疎地域定住促進奨励金の実態は、その効果はどう学校に生かされたか ③ 今後の過疎対策事業は現状のままで良いと考えているのか伺う	
7	重久 邦仁	1 改革についての取組みを問う	投票所削減について ① 直近の選挙での各投票所毎の経費はいくらか ② 直近の選挙での投開票当日の手当は投票、開票、投開票事務従事者それぞれいくらか、また最高額はいくらであったか ③ 投票所削減を審議した行政改革検討委員会及び選挙管理委員会の議事録の公開はしないのか文化会館について、運営を協議されたか	町 長 教育長
8	指宿 秋廣	1 後期高齢者医療制度について	保険料滞納者への対応について	町 長
		2 配合飼料価格高騰対策について	子牛購入貸付金制度について	
		3 防災行政無線設備について	① 一斉放送の現状について ② 整備計画について	
		4 町長の政治姿勢について	平成21年度予算の編成方針について	
9	池田 克子	1 少子化対策について	妊婦健診無料化の促進について ① 無料の妊婦健診が2回から5回に移行された以前と以後の受診率について ② 無料の妊婦健診を国の決定に従い14回の実施とするか伺う ③ 14回の無料妊婦健診を実施した場合、平成23年度以降も継続して実施できないか	町 長
		2 町の活性化について	① まち作りの推進についての町長の見解を伺う ② 仮称“アイディア企画室”の設置について	

三股町告示第34号

平成20年第7回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年11月13日

三股町長 桑畑 和男

- 1 期 日 平成20年11月17日
 - 2 場 所 三股町議会議場
-

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○応招しなかった議員

平成20年 第7回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成20年11月17日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成20年11月17日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第94号から議案第96号の3議案一括上程
日程第4 質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第94号から議案第96号の3議案一括上程
日程第4 質疑・討論・採決
-

出席議員（12名）

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	溝口 良信君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開会

- 議長（中石 高男君） ただいまから平成20年第7回三股町議会臨時会を開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（中石 高男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番、財部君、11番、黒木君の二人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（中石 高男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

- 議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果について御報告をいたします。

去る11月13日に委員会を開催し、本臨時会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、本日提案される議案第94号から第96号の3議案については委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

- 議長（中石 高男君） では、お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とすることにし、今回提案される議案第94号から第96号の3議案については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることにし、今回提案される3議案につきましては、本日全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 議案第94号から議案第96号の3議案一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第94号から議案第96号の3議案を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成20年第7回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第94号「病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例」について御説明を申し上げます。

町立病院は、地域に密着した医療施設であり、医療サービスの継続的な提供は町民の要求するところではありますが、厳しい財政状況から、平成18年度からは指定管理者制度により、民間に管理運営をお願いしているところでもあります。しかしながら、来年3月末までには、国からの財産処分及び医療法に基づく廃止届が承認されることが見込まれることから町立病院を廃止しようとするもので、本条例の廃止及び関連条例の廃止または一部改正を行うものであります。

次に、議案第95号「財産の処分について」、御説明を申し上げます。

本案は、町立病院を廃止し、民間に移譲しようとするもので、土地建物及び医療機器等の備品を売却するものであります。

去る11月7日において、一般競争入札を執行した結果、医療法人敬和会戸嶋病院が、1億5,468万8円で落札しましたので、これにより、三股町国民健康保険病院売却契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。固定資産評価審査委員会委員については、地方税法第423条の第3項に規定されており、職務は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定するものであります。

そこで、委員の選任については、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または納税義務がある者以外の者で固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、議会の同意を得て町長が選任することとなっており、その任期は3年となっております。

今回の選任は、前任者の二ノ方逸郎氏が、任期半ばにおいて病のため亡くなられたことにより、その残任期間の後任者を選任するものであります。氏につきましては、4期11年間にわたり町政に御協力をいただき、その崇高なる御尽力に対し敬意を表するとともに、深く弔意を表する次第であります。そこで、後任につきまして種々人選の結果、堂村和秋氏を最適任者と認め、ここに提案するものであります。

以上、3議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認及び御同意くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 補足説明があれば、これを許します。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ただいま町長が申しました財産処分について、補足説明をいたしたいと思えます。

入札前のヒアリングのときに、今回の分は、在介支援センター分の建物と土地の部分は入っておりません。で、ヒアリングのときに、戸嶋病院の事務長、理事長が、その建物と土地も欲しいという話だったので、一応その話を進めていきたいと思ってたんですけども、今、理事長が海外へ行かれておって、長期ですね、帰ってこられてその辺を確認しながら話を進めていきたいと思えます。

また、この件につきましては、12月議会で議案になるか報告になるかわかりませんが、お知らせいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 私のほうから、補足説明をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第94号の「病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例」ということで、病院の設置に関する条例を廃止することに伴いまして、ほかに関連する条例がございますので、その廃止、あるいは、一部改正ということで御説明をしたいと思えます。

議案の裏のほうをあけていただきたいと思います。それに書いてありますとおり、病院事業の設置に関する条例、これを廃止するというのがもとになりますが、これに伴いまして、附則の2から5まで4つの件が関連をしております。

まず、最初に、三股町立病院事業に地方公営企業法を適用する条例の廃止ということで、これは、公営企業法でなくなるということから廃止ということになります。

それから、三股町国民健康保険条例の一部改正ということで、これにつきましては、2ページに国民健康保険条例新旧対照表がございます。10条の2項第2号「病院の設置」というふうになっております。ここを削る形になります。

それから、三股町使用料及び手数料徴収条例の一部改正ということで、これにつきましては、3ページの使用料及び手数料徴収条例、新旧対照表の本則13条の2「診療報酬」のところを削るという形になります。

それから、議会の特別議決に付すべき公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、4ページにございますとおり、議会の特別決議に付すべき公の施設の設置及び管理に関する条例、新旧対照表の第2条第1号「病院」というところを削りまして、以下、第2号から繰り上げて改正するといったようなことになります。

次に、議案第95号「財産の処分について」ということですが、財産の処分については、お手元に参考資料として開札調書の方がお配りされていると思いますが、この開札調書のとおり、予定価格が消費税込みで1億3,189万2,000円、入札書比較価格が、この前の全協でお示ししました1億2,790万2,000円ということになっております。

入札参加者が、戸嶋病院と海老原記念病院の2つの医療法人でございますが、その中で、戸嶋病院さんが1億5,000万8円と、それから、海老原病院さんのほうが、1億3,000万1,000円ということで入札をされまして、結果として、金額の高かった戸嶋病院さんが落札をされております。

落札金額については、1億5,468万8円ということで、これにつきましては、土地の部分は消費税がかかりませんが、あと、建物、備品等については、消費税がかかるということで、その消費税を掛けまして、この契約金額ということになったところでございます。

そして、契約書の中身を見ていただきたいんですが、契約書の別記事項、5ページになります。5ページの3のところですが、この前の全協でこの契約書式については御説明申し上げたところですが、3の病院の指定管理者についてというところが、この前の全協事項とちょっと変わっておりますので、ここの部分について説明をさせていただきたいと思っております。

平成21年4月1日から、病院の廃止届が承認される日までの指定管理者は、乙が行うものとし、その指定管理に関する協定については別途協議するというので、この前は、指定管理者の基本協定書をお示したところですが、これについては、国が3月31日までに廃止を承認することが前提ですので、もしされなかった場合には、こういったものがすべて、条例についても一部改正をした上でなるということになりますので、もし途中で指定管理を受けるといったようなこと、あるいは、指定管理が延びるといったようなことがございましたら、そのときに、また議案として提出をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、議案第96号ですが、この残任期間をずらすということになっております。残任期間ということですので、あすの11月の18日から、平成21年の9月26日までが残任期間ということで任期ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（中石 高男君） では、日程第4、質疑・討論・採決を行います。

それでは、これより議案第94号「病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

今回の臨時会での質疑は5回までといたします。それでは、質疑ありませんか。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 今回めでたくこの数字で、予定金額よりか2,300万余り上回っておりますが、今回の件につきまして、不動産鑑定士がつけました価格よりかは7掛けでしたということに対して、（発言する者あり）早く言ってくださいね、失礼しました。取り消します。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております94号について、町長の考え方を再度お聞きをしたいと思えます。

前回ですかね、一般質問でも質問をいたしましたけれども、この町立病院については、長のリコールまでであった病院なんですよね。最初のできた病院がですね。前にいらした方なんかは、そのときの水を、濁ってた水を飲んでたと、こして飲んでたということで、泥水会とつくってでも必死に守ろうとされてた病院というふうにお聞きをいたしております。

それで、町長に、全協ではなくて、どういうふうに関後これを廃止をすることになるのかということ、基本的なところをお聞きをしたいと思えます。

この公営の病院がなくなるということは、もう1市1町ですか、の中に公設病院というのは、国立病院が独立法人として残るのみ、あとは、もうすべて民営ということになるわけですけども、医師会病院も、考え方的には民営ですので、それで、町民の医療をこの際どういうふうに関えられて、これを廃止された後考えられていくのか。

例えば、健管センターとのかかわり合いも1つありますし、それから、健康診断のかかわりもあります。それから、この病院を廃止して、ある約款上でこういって、病院として存続というふうになりますけれども、病院として残らないと、例えば、ベッド引き上げてクリニックですかね、診療所として残すという形になったときに、この契約約款との絡みも、町長にちょっとお聞きをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町の町立病院が、御存じのとおり、開院して50数年、町民の健康維持管理ということで町民の健康を守ってきたわけですが、ここに来て今回民間にこれを移譲するということは、私としても非常に寂しい限りですが、何といたしまして、この移譲については、あくまでも、現在のこの医療機関というものを存続していただくということが前提条件になっておりますので、これについては、契約書の頭にもこれを明記しているわけですが、絶対、その辺は守っていただきたいというふうに考えているところでございます。

50数年間、本町の公のこの医療機関として地域医療を守ってきたわけですが、これについては、今後とも存続をどうしてもお願いを申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 答弁ありますか。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 健管センターの兼ね合いにつきましては、引き続き、今度の戸嶋病院も、診療内容は今までと同じということだったんで、また、健診についてはまだ相談をしてませんけれども、同じように続けていくつもりでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今、健康管理センター、それから、先ほどの答弁がちょっと、補足説明がちょっと聞き取れなかったんですが、何ですかね、向こうのほうにある、あそこも売るということ、要するに、この戸嶋病院にということ前提にそうするということですね。

ということのようですが、私が心配しているのは、今マスコミ等々でも問題になってますけれども、一体だれが町民の命を責任を持つんだろうかということで、患者のたらい回しってところが、これあるのでお聞きをしているわけですが、再度、先ほどのお願いをしているというこの売買契約書の中の、要するに、前提としてというところが、もし前提が崩れた場合には、これはどういうふうになるのかということをお聞きをしたいと思います。

町長の冒頭の提案理由にもありましたように、町民、住民に密着している施設というふうにとらまえていらっしゃるようですから、その病院の前提条件が崩れた場合には、この契約が破棄されるのか、いや、そうではないんですよってなるのか、再度お願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この前提条件ということでございますが、落札された後については、三股町と戸嶋病院との、これは、あくまでも信頼関係だと思います。ここをですね、強く協調しながら今後移譲された後も見守っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。山領君。

○議員（12番 山領 征男君） 私も、1番議員の考えてらっしゃる、非常に危惧しているところなんです、この前、ちょっと町立病院に行ったときに、役場職員の方なんです、ここは売っとなちゅうなことで私にお尋ねがありましたけれども、絶対医療部門は続けるんだよというようなことを説明申し上げておきましたけれども、今言われたように、前提条件が崩れた場合に、何とかそこに歯どめをかける文言というのを契約書の中に入れておかなければ、非常にこっちは受け身になってしまうのじゃないかというのを考えるわけですね。

町外を見ますと、高原町、小林市との合併について、町の存続をかけても町立病院を守ろうとする、というのは、町民の健康を守ろうとする意思が十分あらわれているわけであります。やっぱり、言ってみれば、月1,600人ぐらい今もいるわけですから、この人たちを何とか診察を受けて薬をもらえる場所がなくなるのを一番心配しているわけですが、町長、そういう前提条件が崩れたときを考えて、何か歯どめ策を講じる考えはないのか、契約書の中に一言入れるべきだと私は思うんですが、いかがなものですか。町長はどう考えていらっしゃいますか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども、1番議員の質問にお答えしたわけですが、あくまでも、あとはもう、それこそ信頼関係じゃないかというふうに考えております。

できましたら、この契約書の中に、信義の維持ですね、これができたら、後で、後で追加ちゅうのもおかしいんですが、そういうものもやはり求めていったらどんなだろうかということ考えて、現在考えたわけですが、そういうことを今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） ほんとに、何かやっぱり、信頼関係なんですけれども、契約した後、何年かたって崩れるのであれば、もうここであっさり一般競争入札にしたほうがまだ町民にもわかりやすいわけで、せっかく医療施設を、病院を指定して入札したわけですから、それが守られるようにやっぱり努力していただきたいと思います。

聞けば、まあ、安心したんですけれども、事務的なことは稗田のほうで全部、戸嶋さんがやってらっしゃるということを知って、いずれは、こっちは本拠になるんだよという言い方もされておりますので安心かなと思うんですが、裏ではやっぱりこう心配になると、いつ廃院になるのかなど、ならないことを切に願うわけですが、やっぱりそこに町長ひとつ契約のときに、そういう信頼関係を助長するような文言をやっぱり入れながら契約していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第94号を採決します。この採決は、昭和39年三股町条例第42号に規定する特別多数議決であり、可決するためには出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とし、議長も出席議員に含まれることになっております。

ただいまの出席議員は12名であり、その3分の2は8名であります。それでは、これより起立により採決します。議案第94号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） ただいまの起立者は12名であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号「財産の処分について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 財産処分についてであります。これは、公の財産でありまして、不動産鑑定士から出た金額を行政当局側で7分でこれが予定価格になっております。これについて一般の人から質問が出た場合に、それにたえるだけの行政側としての答えがありますかね。なぜそうしたのかということ。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今の件ですが、不動産鑑定士の方が出されたのは、一般的にその評価がその基準がこうだということで、病院の場合は非常に広い面積になります。そうした場合に、不動産鑑定士としては、大体その7掛けぐらいが適当な金額であるというようなことまで申し添えた上での鑑定ということですので、町のほうでその部分を7掛けしたということではございませんので、そういった形で、やはりこれが、坪数が一般住宅を建てるような金額であれば、先ほど言われました基準のような額になるだろうと思えますけれども、何せ広い面積の中で一括して売るわけですから、基準としてはそれ相当ということで考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） 今不動産鑑定士が言われたということは、記録にも何にも残らないわけですね。しかし、公示価格は、不動産鑑定士側からすると、今度は差額の分が出てくると思いますが、いかがなんでしょうか、それについては。町の公有財産を不動産鑑定士が見積もったわけですよ。これは、大きな問題になると思いますがね。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 一応その件につきましては、もしあそこが、今度病院が買ったんですけども、不動産会社が買ったとして分譲して売るとなれば、そこを整地してブロック積みやらするんで実際は高くなると思います。今回は、坪単価で、大体、北側駐車場と病院の敷地を含めて土地だけで2万4,000円ほどになっているんですけども、この価格が整地したり、ブロック積みすればまだ上がるというか、近辺と同じぐらいの評価になると思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） 先ほどの答弁の中で聞いておれば、残りの戸嶋病院との交渉においては、まだ敷地を広げたい、交渉をしたいというときの基準値は今度はどっちになるんですか。不動産鑑定士になるんですか、それとも、今のこの落札した金額になるんですか。それを教えてください。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） この前の全協でも説明いたしましたけれども、同じ割合でします。今度落札した金額で、その土地と備品、建物の割合が、全部それを0.7対0.3ぐらいで分けてましたので、今度の落札した金額の割合で、在介センターの土地、建物を見積もって交渉する予定です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） これは、質疑の段階ですが、どう言っても、これは町の財産なんですよね。これに、ある程度、だれがつける目安じゃないんですよね。これに対して、私はどうも疑問を感じますし、結果的には売れたからいいという方向でなってますが、戸嶋さんがつけられた金額が1億5,000万なんですよね。それだけ、民の方はそれだけ価値があるということを見ておられます。

ということは、0.75の値になりませんか。鑑定士が見積もった額からすると。それだけ上限に市場価格じゃ売れるんですよ。それをなぜ恣意的に、恣意はないですけども、不動産鑑定士のその記録にもならない言葉を、実際価格は0.7ぐらいだったら売れるんじゃないだろうかということなぜそこまで重要視したのかなと、これ、非常に疑問が出てきて、都城で温泉が売れないでかなり安い金額で最終的には、結果売りましたが、あれは、あくまでも入札

を行っておりますよね。

やっぱり1回、公示価格に対しての入札を行って、それでも売れなかった場合は、やっぱり処分という形で値引きをするんだったらそれでいいが、最初から値引きありきで、この結果については大いに疑問が出るんですけど、課長、もう1回、今ので、その価格を下げたこと理由は納得できない人が多いと思うんですけどね。ちょっと、ざあっと考えちょっとじゃないですか、売れたからいいという……もう1回、説明を求めます。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今度売れた値段を税務署の割合、建物、備品については、0.624掛けで、土地については、0.376掛けでした場合、1億5,000万8円を、土地の値段に分けてみればですよ、5,640万3円でございます。だから、この前の……（発言する者あり）

○議員（5番 重久 邦仁君） いやいや、私が聞いているのは、不動産鑑定士が出したのが明確にね、7分にした説明をちゃんとできるかって、あとから監査請求がでたらどうするんだって、私はその説明を求めているんだよ。中身の理由じゃない。明快なる。

○議長（中石 高男君） 答弁を要求してますよ。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 町民保健課では、その不動産鑑定士と一緒に立ち会って、見積もりを持ってこれられました。それで、この広さだから、この実際の値段が、土地だけで6,800万ほどだったんですよ。

で、それで、ちょっとこの値段で、この広さで、またコンクリートもあつたり、病院も建てるし、病院であればいいだろうけど、実際にこのまんまじゃ、0.7掛けぐらいでないと売買は成立しないということで不動産鑑定士が言われました。書面上には残ってないけど口頭です。

○議員（5番 重久 邦仁君） それはおかしい。その数字を不動産鑑定士が出したならやけど。お互いの話が出た時、横からの話がきたり……

○議長（中石 高男君） 起立をお願いします。

質疑ありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ただいま95号、今聞いておりますと、何か不動産鑑定士、鑑定士というて、そういう財産をですよ、売り渡すときはそう言うとして、購入するときは、不動産鑑定士も入れないでということもありましたわね、過去に。そういうので、行政がですよ、ぴしゃっとした説明ができるような議案を出してくださいよ。そりゃ、幾らでもいいんですよ。

しかし、何か聞いてると、自分たちに責任がないような、不動産鑑定士が、鑑定士が、こういふときだけは、そういう答弁をしますが、何ら根拠はないんじゃないですか、はっきり言いまして。なぜ、0.何ぼ、掛けて売れんとか、売れるとかちゅう、自分たちの主体性があつて、それに対して価格を提示すればいいわけですわね。それで落ちない場合は、全協でも言いましたよ。

また再度入札すればいいわけです。1日、2日、争うようなあれじゃないですわね。

それで、質問しますが、その医師会のですよ、なぜ、私も、説明のとき、ちょっと確認をしたんですが、医師会だけに入札の参加、決められた理由、理由です。医師会に、私も、いろんな人に聞いてみると、何で幅広く入札参加者を認めなかったのかと、それが何でイコール医師会なのかということの1点の疑問とですわね。

そして、この契約書、売買契約書を見てみますと、この目的、主文、最初の文の、間のその2行目ですか、三股町国民健康保険病院を医療法に規定する病院として経営することを条件とすることで契約書に入っておりますが、これを、もし条件を破った場合はどうなるのか、それが、第9条の契約の解除、甲は乙に本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで本契約を本当に解除するのか、そこ辺の確認を、これはもう契約ですから、契約書ですから、相手方との、何ちゅうか、信頼関係とかそういうんじゃないですよ、これは、ここで認めれば通用しますが、第三者的な町民の財産ですので、町民からもし、そういうので契約を解除、病院が病院じゃなくなったときに本当に解除できるのかそこ辺を、答弁求めます。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 最初のほうの医師会病院との兼ね合いにつきましては、医師会病院と三股町、都城市、どこもでしょうけれども、つきあいがございます。いろいろ健診なんか、医師会病院に契約もあそことして、町内の医療施設のほうにしてもらうんで、一応最初は落札するまでは医師会に頼んで、もし今度の落札、してなければ、また広くしていこうという考えではございました。1回で落ちたんで、金額はどうにしろ、そのままで終わってるわけです。三股町と医師会のつながりも大切にしていこうということです。

それと、今の契約の解除につきましては、3月31日までのことです。これについては、3月31日までに履行しなければ解除ということになります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それは、おかしいですがね。3月31日までに對してですよ、3月31日までは、戸嶋は経営しないわけですわね。何のための、何のための契約ですか、これは。

だから、こういうのを入れるんであれば、ぴしゃっとした解除の、解除できる、もし、解除しなければ入れなければいいんですよ、入れるからこういう問題になります。今の答弁はとんでもないですよ、3月31日までの契約、それは戸嶋とはしてないですがね、何も。戸嶋とする必要はないですがね、今は小牧がやっちゃってでしょ、小牧整形が。そうであれば、何でここに、医療の病院としてこれから、これからのことに対して病院として経営するというを条件として

契約を戸嶋と交わすわけですから、何も3月31日までの今の病院と交わした契約書じゃないですよ。

だから、私が言うのは、今から売買が成立して、4月1日からもし将来にわたって病院を別な形態の病院にするとか、いろいろあると思うんですね。いや、あそこをそのまま、また、極端に言うと、自分たちで経営しないで別なところにまた譲り渡すとかというときに、本当にこの4月以降のこの規定にのっとった、契約にのっとった経営をしないときは解除できるのかということ、できないと言うのであれば入れる必要はないと、入れるから余計おかしくなるんですよ。4月1日からのことですから、戸嶋病院との。そのためにも、今答弁を求めとつですよ。

それも、3月31日の今の病院が経営して管理でやってるんとは違うんですよ。これは、4月1日からのその戸嶋との契約ですから、そこ辺も、どうもそこ辺が、入れなければいいんですよ、かえって、こういう……

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 先ほども申しましたように、この契約の解除というのは、その前項に書いてあります。売買代金、契約保証金、または、延滞金とかございますけれども、それがなされてない場合という意味です。それまでにお金が入ってない場合は、契約を破棄するという文言でございます。

○議員（10番 山中 則夫君） この規定する病院として経営することを条件としてちゅうとやから、この条件を破ればどうなるんですかと、条件を入れる必要はないですわね。解除できないとか、そういう附帯項目がなければですよ。条件としてその契約をするわけですから、だから、こういう紛らわしいことを入れると、かえって、それに法的な手段に出られたらどけんすつですか。私はそれを心配している。それを入れるなど。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） この冒頭に書いてあります医療法に規定する病院として経営することを条件にと書いてあるのと、この契約の解除は、別に一緒のものではないと思います。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私は、これは契約書の中にちゃんと条件として入っているわけですから、これは、大きな一番の解除の契約になると思いますよ。契約書から見たら、これは法的には、その後のことだけの第9条の契約解除、だったら、それをちゃんと載せておればいいわけですよ。契約の解除はこういうことですか、契約の解除はできませんよというのが、一番の主体的なことはですよ、病院を続けてもらうというのが、売買した後の、それを一番我々は望んでいるわけですから、今の形態のままです。

しかし、経営する人は、それもできないと言われれば、削除して柔軟な対処をしたほうが、も

し第三者が法的な手段をとられた場合は、逆におかしくなる。我々の言い分は通りませんよ、この文章からしたら。これが主文ですがね、一番の、条件ですがね、条件を破ったとき、それはできない、そのほかのことはできるんですかというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなということ再度お聞きします。本当にそれでいいんですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 前文のところに、病院を経営することを条件にというのは、これはヒアリング等でも話をしたところでございまして、やはり病院を経営していく、存続していく意思があるかどうかということですので、この契約の時点では、その経営していくことを条件に契約をするわけです。この契約が可決されるということになれば、早速今やっておられる、指定管理でやっておられる小牧病院との協議が出てきます。

その辺も引き継ぎという段階で、非常に戸嶋病院のほうも、そこを協議していかなければならないわけですね。当然、4月の1日ではですよ、移譲した後を経営していくような状況で今後進めていくわけですから、後それが、期間的な問題、これ含めてということになると、その病院の経営の状態、あるいは、社会情勢の状態、そういったものを十分加味しながら、今後どうなっていくかということは、私たちにも予測はできないわけですね。

だから、その中で、意思としてその町立病院を継続して経営をしていくんだということを条件にしているわけですね。そういった意味での契約ということですので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） もう質問じゃありませんけど、というのは、私は何でこうしつこくという語弊がありますが、というのは、医師会に管理委託を任せて2年後には買い取るとかっていって、数年前に、それにもまたすぐ振り回されて、そして、今度は、いやいかにもその小牧整形に移して、今度は三股に、私の聞いた、私はその時議員じゃありませんでしたので、聞いたときは三股に貢献したいですからということで、1年もたたんうちに、それはどういう理由があるかわかりませんよ。

しかし、我々の町民の財産をいつもいつもあんた、振り回されてる、そういう医師会、病院が多いんですよ、だから、言うんですよ。みんな悪者になりたくないですがね。町民から非難が出ますよ。もし、またいいかげんな、みんな我々が責任をとらんやいかんとですよ、だから、慎重に慎重を期してくださいというふうなそこ辺がありますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（中石 高男君） ほかにありますか。重久君。——5回目ですので、お願いします。

○議員（5番 重久 邦仁君） はい、考えておきました。5回目と。実質、先ほどの質問でござ

いますが、町長、この公有財産ですよ、この差額をですよ、売ればよかという観点じゃないわけですよ。これ、もし監査請求が出たら負けますよ、私は言うておきますけど。この差額は。明確に下げた理由はつかないと思うんですが、どうなんですかね。

私は、競争入札が、先ほど、ちょっと競争入札すべきじゃなかったかという質問が出ましたけど、私もそう思いますよね。公示価格を出してから、それで落札をみなかったのが都城ですよ。三股は最初から、0.7で不動産屋が言ったか言わないかという、証拠もないようなことを根拠にしたことでは、何を根拠にしてその下げたかと、明確な答弁はないでしょ。私はこう思うんですけど、町長の答弁を求めますが。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今言われてることもわかるんですが、病院として建物が建ってるわけですね。あくまでも不動産鑑定としては、土地の評価ということで出してるわけですから、それを総合的に病院が建ってる状態の中でそこを評価した場合に、その土地の値段として、建物を、例えば、一般に売るとした場合は、そこに建ってる建物というのは非常に土地に対して評価がマイナス原因になるわけですね。

だから、建物が建ってる中で、そして、いろんな構築物も取り壊しをしなければならない状況の中で、土地を判定するとすれば、不動産の鑑定の中でそういう意見が出たということは、それを十分尊重した上で、予定価格の最低制限価格としてその基準をこちらのほうとしては設定したわけですので、そういった意味で、土地だけを切り離してどうだとかこうだとかちゅう問題ではなく、建物も含めて考えた場合に、そういった基準に対して70%を設定したということですので、そのように御理解いただきたいなというふうに思います。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私が、町長に答弁を聞いているのは、監査請求が出た場合勝てますかって、十分その理由で根拠がありますかって、不動産鑑定士が出した数字に対して0.7を掛けて勝てますかと、その数字で町の公有財産を処分しましたという説明で大丈夫ですか、もしその差額が出たら町長に請求が来ますよ。今厳しいから、シーガイアも、最終的には県知事が金を払ってるよ、大丈夫ですか。その辺ちゃんと検討してから出さんといかんよ。今トップにおける行政の責任は重いですよ。

○議長（中石 高男君） 今の質問に対する答弁だけお願いします。（発言する者あり）最後の答弁をお願いします。答弁——副町長。

○副町長（木佐貫辰生君） 町立病院の経営審議会のほうの委員長をしていますが、今回、この土地の鑑定評価につきましては、鑑定士に依頼しまして鑑定評価が出たと、そして、その中の意見で7割が適当だというふうな、先ほど説明がありましたけれども、そのとおりでございますので、それに基づいたところで町のほうは執行したということでもあります。

ですから、今言われるように、（「監査請求」と呼ぶ者あり）監査請求があったときには、そのような話をし、監査請求があれば、そのような鑑定評価等を出しながら、そういう意見書を含めて説明を申し上げたいというように考えてます。（発言する者あり）

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありますか。答弁をお願いします。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 見積書に書いてあります。（「書いてあるの」と呼ぶ者あり）口頭ではないんです。（「ちょっと見せてください」と呼ぶ者あり）ここにはございません。

（「今の書類の文章が書いてあるちゅうんなら、大事なことじゃから、すぐ見せてください。資料提供、求めるそんないいかげんなこっじゃいかん、全協」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） 会議を閉じて全員協議会といたします。

午前10時58分休憩

〔全員協議会〕

午前11時10分再開

○議長（中石 高男君） 休憩に引き続き本会議を再開します。

さっきの質問に答弁をお願いします。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 皆様のお手元に配付してあると思いますけれども、一番下、付記事項、なお、上記価格に対し購買市場を考慮し、市場性修正を施した価格は次のとおりであるということで、市場性修正ということで、0.7と書いてあります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 質疑はないですかね。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今これをもたらったわけですけども、できれば、最初に、この上のがかみもあったはずですね。この上にかがみも、何とか鑑定というのが出てきたはずなので、それも附属してもらえれば、今のようなことは多分起きなかったのではないのかなと思っています。あとは、また別にあるでしょうから。

私のほうから、一、二点お聞きをしたいと思います。

先ほど質問がありましたけど、第9条の関係、これはですよ、甲は乙が本契約に定める義務を履行しないときと、こうなっていますから、これやったら、本契約がすべてですよ。もしこの字面を、今質問があったとおりの8条の分ですというふうに言われるのであれば、甲は乙が前条の義務を履行しない限りと、こう出てくるはずなんですね。そうじゃないですかね。前条の義務を履行しないときは、解消することができる、というふうになるはずですよ。で、これは、本契約に定める義務を、本契約というのは、最初から最後までが本契約なんで、そこら辺

は今の言葉が少しおかしいない。

それから、16条に、要するに、疑義というのがありますよね。だから、これにうたわれてないものについては甲乙協議の上決めると、こういうふうになっているわけですから、そこら辺の絡みが、少し字面上おかしいのかなというふうに思っております。

それから、もう1点、全協のときにお聞きをいたしましたけれども、不動産鑑定が出てくる前に、あの近隣をひっくるめて固定資産税を賦課されていると思います。そうなったときに、評価というのが出てくるはずですね、評価。で、この土地が、民間になった場合には、固定資産税がかかると思うんですが、これに対する評価額はすべてで幾らになりますかね。この7,900万というふうになってますけれども、多分これより低いとは思いますが、念のために、全協のときに教えていただけませんでしたので、答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。今の質問に対する答弁。財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 今のこの土地の固定資産税の評価ということでございますが、これについては、まだ調査をいたしておりません。建物については、県のほうに依頼してあって、町民保健課長、答えのほうは出たんでしょうか、（「まだ出てません」と呼ぶ者あり）建物については、県のほうを通じましてお願いがしてございます。まだ、評価としては出ていないということです。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 最初のところはまだ答えがないようですから、教えてください。今、税務財政ですか、の課長のほうから答弁がありましたけども、まだということのようですが、あそこの場合の修正、一方は三方路、一方は、一つの土地は一方路ですかね、三方道路、一方道路というふうになってるんですが、それは修正として、そうでないときの住宅用地の評価はわかってるはずなんですよ。修正要件を抜けば。であれば、この前の私が質問をした、幾らですかと質問をした、で、それから大分たちます。そしたら、今の住宅用地であれば、すべてそうはならないでしょうけれども、今の面積に掛けると大体これぐらいになりますよぐらいは、あのときは、救急だったので何も聞きませんでした。

だけど、今回こう出てきたときには、やっぱりそれは聞くかもしれんというぐらいはあったと思いますから、調べておりませんかではなくて、今問題になっている土地について、あその土地についてはこれぐらいの評価になります。平米幾らです。掛けると幾らですというぐらいは、実際の売買価格よりも低く出ているのが、評価額ですよ、課税評価額、課税評価額がどれぐらいになるのか教えてください。

○議長（中石 高男君） 全員協議会といたします。

午前11時15分休憩

〔全員協議会〕

午前11時32分再開

○議長（中石 高男君） 休憩に引き続き本会議を再開します。

さっきの答弁、財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 大変失礼しました。まず、町立病院の課税評価額でございますが、町立病院の裏側に駐車場がございますね、北側、その北側のすぐ北側のところでございますけども、平米当たり1万1,172円でございます。

それから、北側ですけれども、北側ですけれども、その西側に道路がありますよね。大きな道路というか、その道路に面しているところでございますけども、1万4,950円、これは角地で道路に面しているところでございます。

それから、南側でございます。健管センターの前ということになろうかと思っておりますけれども、ここが平米1万3,250円でございます。一応3カ所を調べたところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（中石 高男君） 財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 病院の今回のすべての土地、これが、4,817万2,000円で入っていると思うんですけども、これを平米単価に直しますと、6,287.2円となります。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 普通は、平米単価を聞いているわけじゃない、評価を聞いているわけですから、全体ではこうなりますよと、何千万ですよという話になるんだろうと思っております。

今日、議会、イエスとノーを出すわけですから、そういうところも事前に出してほしかったなと、要するに、全員協議会で聞いてなくて、きょう急に聞いたなら急には無理ですと、こうなるんでしょうけども、全協でも聞いて、無理してそのときに答えを求めなかったわけですから、やっぱり聞くやろなちゅうぐらいは、執行部ですから、そういうところまでは、せめて議会にですよ、諮って、イエスとノーをその日のうちに採決するという身になってやってほしいなど、上程したから、あとは、おまえどんが好んなごっしょというのではなくて、こうですよ、こうなりますよ、こういうことですよということでもらわないと、先ほどの評価の関係、要するに、この鑑定士を含めて、全部が議員からという形になると、もうおかしいと、これは質問にならないかもしれませんが、要望しておきます。

最後に、第9条の関係は、私はまだ胃の腑にすんと落ちてないわけですね。掛け算をして後から教えてください。この土地の分はですね。

町長にお伺いしますけども、この第9条については、本契約に定める義務を履行しないときはと、こうなってますから、私どもが、要らんことをほじくりかえらんでも、この戸嶋病院については、多分これはそういうことでしょうということ、もしくは、こうですよと、字面からいうと、最初に私が質問したように、前条の義務を履行しないときはと、こうなってしかるべきですよ。今さっきのその担当課長の質問で言うと、お金を払わなかったとか、そういうことですよというふうに言われれば、それは、この契約の一部ということになるわけで、町長が、そこら辺の考え方、これは、戸嶋病院に、もし、これで答えでなったら戸嶋病院は笑ったと思いますよね。

本契約という意味を前条だけかぶる契約ちゅうたら、この契約の解除を各条ごとに全部入れていかにやいかにということになりますので、そうじゃなくて、本契約に定める義務を履行しないときはと、こうなってますから、前条に掲げる契約義務を履行しないときはと、こうなってますので、再度町長から、我々議会として最初から質問しているように、不安な気持ちにならないように、これは字面で読んでくださいと、行間を疑う必要はありませんと、安心する言葉を一言お願いをします。先ほどの数字は額面をお願いします。全体のね、平米じゃなくて、お願いします。2点。

○議長（中石 高男君） じゃ、答弁をお願いします。——財政課長、数字わかりましたか、後の質問。町長。

○町長（桑畑 和男君） この契約の前文にありますように、とにかく、この現在行っている医療を存続するという条件のもとにこの契約が成り立つわけでございます。この第9条につきましても、この本契約に定める義務を履行しないとき、これはもう、第1条からですよ、すべてのなんにかかっているんじゃないかというふうに考えております。その中で、特にこの第8条、これが重きを持っているんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 先ほど課税評価額を申し上げましたけども、これを、今回の実際の町立病院の平米数、売買平米数7,660.92平米で換算しますと、一番、先ほど3つ申し上げましたけども、その一番安い北側の道路でございますけれども、これが、8,559万8,970円となります。単純に計算した場合ですね。

それから、一番高いところ、病院の北側でも、2面が道路に面しているところでございますけれども、これが、1億1,454万5,704円でございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長から、土地の売買については、お金が入らんと登記ができな

いわけで、多分登記をし直してから金が後から入るちゅうことは、多分ならないんだろーと思います。ですから、お金を見てから登記を直していくということになるんだろーと思いますので、8条なんかは、ほとんど無理せんでいいということになるんだろーと思いますよ。

町長が言われた「ぜんぶん」というのを聞こうと思いましたが、すべての文と、前の文ではなくてすべての文ということなので、そりゃ、快くちゅうか、安堵したところです。

先ほどあった、これについて、土地、平米数で言われると、私、頭が悪いのでちょっとわからなかったんですが、8,500万ということのようです。で、今回、次の固定資産評価を入れるときには、固定資産が上下、上がることはないでしょうが、落ちるとしても、ここまで落ち切らないのではないのかなっていうふうに思っているわけです。

土地は広いとはいえ、今病院が建っているところは三方路ですね、三方道路が多分通って、二方路ですかね、三方路だと思うんですが、土地の広さで落ちたにしても、それによって道路は上がっていく、評価は上がっていくんだろーというふうに思いますので、昔の2病棟が、裏のほうは道路一方、もしくは、道路は狭いですから、しかし、間口は広いですね。ということなので、そこら辺を評議した上で、出した上で議会の審議をしてほしかったなというふうに要望をして、終わります。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 先ほどの重久議員の質問にお答えいたします。

この価格が違うのは、その在介センター部分も含めた評価鑑定書ですので、それを坪数とかを引いて皆様に渡した資料が最初の分です。

それと、0.7掛けの部分について、この不動産評価調書も、皆さんにコピーして渡せばよかったんですけども、済みませんでした。ちょっと読み上げてみます。

試算価格が有する説得力に係る判断ということで、比準価格は、同一需要圏内の不動産取引市場に着目した価格であり、採用事例はいずれも、採用事例とは、5カ所ほど近辺の評価がされており、採用事例は、いずれも周辺類似地域事例で、近隣地域との間に代々競争関係が認められ、相対的に規範性の高い価格と解される。収益価格については、当該圏域の賃貸市場における標準的賃料水準を採用して求めた価格であり、当該近隣地域が、収益性より居住環境の快適性を重視する住宅地域であることを考えると、有効性は総体的に低い。また、最有効使用の建物の想定に関し、多少主観的要素の介入余地も認められる。

したがって、資産価格の調整に当たっては、両試算価格の特徴を十分に考慮した上、市場性を有する比準価格を中心に収益価格を関連づけ、さらに、地域の動向、規準価格との均衡にも十分留意し、標準価格を上記のとおりと決定したとなっております。これが、大体0.7掛けの理由だと思います。（発言する者あり）

この評価額ですか、評価額は在介部分も含めまして、5,570万です。あっ、これは修正価格で、全体的に7,950万、在介センターも入れた広さです。それで、その在介分の広さを引くと、6,873万円というお手元の資料のとおりになります。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第95号を採決します。議案第95号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、質疑、討論を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第96号を採決します。議案第96号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり同意されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時47分休憩

[全員協議会]

午後0時03分再開

○議長（中石 高男君） 休憩に引き続き本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成20年第7回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後0時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

三股町告示第39号

平成20年第8回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月5日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成20年12月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○12月10日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成20年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成20年12月8日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成20年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第97号から議案第109号までの13議案及び諮問第2号並びに報告第10号及び意見書(案)第11号一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第97号から議案第109号までの13議案及び諮問第2号並びに報告第10号及び意見書(案)第11号一括上程
-

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	溝口 良信君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開会

○議長（中石 高男君） 平成20年第8回三股町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中石 高男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、上西さん、10番、山中君の二人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（中石 高男君） 日程第2、会期決定の件についてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る12月5日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項の協議を行ないました。その結果、本定例会の会期は、本日から18日までの11日間とすることに決定いたしました。日程の詳細につきましては、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、議案第106、107号、108号及び諮問第2号並びに意見書（案）第11号は委員会付託を省略し、第3日目の10日に全体審議で措置することに決定いたしました。

また、追加議題として最終日に三股町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を予定しており

ます。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） では、お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から18日までの11日間とすることにし、議案第106号から議案第108号までの3議案と諮問第2号及び意見書（案）第11号については、委員会付託を省略し、10日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から18日までの11日間とすることに決定しました。

また、議案第106号から議案第108号までの3議案と諮問第2号及び意見書（案）第11号については、委員会付託を省略し、10日に全体審議で措置することに決定しました。

日程第3. 議案第97号から議案第109号までの13議案及び諮問第2号並びに報告第10号及び意見書（案）第11号一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第97号から議案第109号までの13議案及び諮問第2号並びに報告第10号及び意見書（案）第11号を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。喉を悪くしておりますので、聞き苦しいところがあるかと思いますが、おわびを申し上げたいと存じます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年第8回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第97号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。本案は、宮村団地を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第98号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成21年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、産科医療補償制度が創設されることにより、被保険者等が出産に際して負担する費用が増加するケースが多く見込まれることから、出産育児一時金の支給額について現行の35万円に対し、3万円を上限として保険者が定める額を加算した額を支給するものであります。

次に、議案第99号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。本案は、今後の追加需用額を見込むとともに、各種事務事業の補助内示、変更、決定、実績見込みなどの所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額82億7,499万円に歳入歳出それぞれ2,116万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億9,615万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

地方特例交付金は、揮発油税等暫定税率の法案切れに伴う地方自治体の減収補てん交付金を、地方交付税は再算定による交付決定額をそれぞれ増額補正し、国庫支出金については、障害者自立支援給付費負担金や現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金等をそれぞれ増減補正するものであります。

県支出金は、民生費負担金、補助金等実績見込みにより増減補正し、農林水産業費県補助金については、補助金の内示、決定などにより減額補正するものであります。

繰入金は、国民健康保険特別会計の平成19年度精算返還金等を増額し、消防団活性化基金を減額補正し財源調整するものであります。

諸収入については、清掃等にかかわる都城市からの受託事業収入のほか、児童手当など前年度精算金等の増額補正が主なものであります。町債は現年発生公共土木施設災害復旧事業に伴う増額補正であります。

次に、歳出について主なものを御説明を申し上げます。

総務費においては、電算管理費のコンビニ収納システム改修等委託料を増額し、町税等還付金を減額補正するものであります。

民生費では、社会福祉費において障害者支援事業費の見込みにより、また、平成19年度支援事業費等の清算に伴う国県補助負担金返還金、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金をそれぞれ増額補正するものであります。

児童福祉費においては、乳幼児医療費を増額補正し、延長保育促進事業補助金等を減額補正するものであります。

衛生費は、し尿処理費において重油高騰に伴う経費及び平成19年度の衛生センター負担金の清算分をそれぞれ増額補正するものであります。

農林水産業費は、国県の予算内示、決定及び入札残の事業費を増減補正するものでありますが、原油の高騰対策として廃プラの処理事業補助金及び畜産の配合飼料価格軽減対策費等を増額補正するものであります。

土木費では、町営住宅の修繕料及び解体工事等を増額補正し、災害復旧費は町道内之木場線及び中米4号線の災害復旧事業費等であります。

第2表の地方債補正であります。災害復旧事業債を追加し、防災対策事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第100号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億4,911万4,000円に歳入歳出それぞれ3,009万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,920万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成19年度決算に基づく療養給付費等負担金と退職療養給付費等交付金及び財政安定化支援事業繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出につきましては、平成21年度4月から70歳から74歳到達者保険割合凍結によるシステム改修費及び事務費の増額と老人保健拠出金、介護納付金などの減額補正並びに一般会計精算金の増額補正であります。

次に、議案第101号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億820万5,000円に歳入歳出それぞれ425万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,245万8,000円とするものであります。今回の補正は歳入歳出ともに平成21年度から改正される保険料の軽減措置や期割方法のシステム改修に伴う費用の増額補正であります。

次に、議案第102号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額16億3,811万7,000円に歳入歳出それぞれ486万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,298万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、主なものは制度改革に伴うシステム改修費の国庫補助及び平成19年度の実績に伴う交付金等を増額補正するものであり、歳出につきましては、制度改革による介護保険システム改修費及び事業実績に基づき給付費等を増減補正するものであります。

次に、議案第103号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、予算に不足を生じたので所要の補正を行うものであります。すなわち歳入歳出予算の総額3億8,647万1,000円に歳入歳出それぞれ313万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,960万9,000円とするものであります。歳入につきましては一般会計繰入金を、歳出につきましては公債費をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案104号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、予算に不足を生じたので所要の補正を行うものであります。すなわち歳入歳出予算の総額2,973万6,000円に歳入歳出それぞれ68万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,042万1,000円とするものであります。歳入につきましては、繰越金、諸収入を、歳出につきましては、需用費をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第105号「事務の委託に関する都城市との協議について」御説明を申し上げます。

本案は、平成22年度に国営畑地かんがい事業が完了予定であることから、平成21年度から平成22年度の2年間において本事業を実施し、国の指導のもとで水管理施設にかかわる操作技術の習得及び安全かつ適正な管理体制の整備促進を図るため事業主体である本町と都城市において事務委託に関する規約を定めるもので、地方自治法第252条の14の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第106号「宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎縣市町村総合事務組合同規約の変更について」御説明を申し上げます。

今回市町村の廃置統合により平成21年3月30日をもって日南市、北郷町及び南郷町が合併いたしますが、両町において共同処理していた交通災害共済事業において新日南市においても北郷町、南郷町の区域について継続して共同処理を行うこととなります。そこで当該組合に日南市が新たに加入することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について」御説明を申し上げます。

本案は、県内のすべての市町村において宮崎県自治会館の設置、管理及び運営について、宮崎県自治会館管理組合で共同処理を行っているところであります。今回市町村の廃置分合により日南市、北郷町及び南郷町が平成21年3月30日をもって合併することから、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第108号「宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について」御説明を申し上げます。

本案は、市町村の廃置分合に伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について、同広域連合を組織する地方公共団体と協議するもので、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号「三股町土地開発公社定款の一部を改正する定款の承認について」御説明を申し上げます。

本案は、公益法人制度改革関連3法の施行及び郵政民営化等に伴う該当条項の一部を改正するもので、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」御説明を申し上げます。

御承知のように人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されております。この選任の手続きは町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。現在、本町の人権擁護委員については、定数に達していないところであります。そこで種々人選の結果、黒木兼一郎氏を最適任者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

以上、13議案と諮問1件について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

なお、今議会に報告1件を提出致しております。

報告第10号「専決処分の報告について」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書（案）第11号の提案理由の説明を求めます。指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、ただいま上程いたしました意見書（案）第11号「WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書」につきまして提案理由を申し上げます。

日本の食糧自給率は、1965年度に約7割あったものが、現在では約4割と低迷し、本年12月2日の記者会見で石破農相は、食糧自給率を10年後に5割の目標と発表しました。しかし、WTO世界貿易機構の農業交渉は、鉱工業製品と同様に農産物の保護削減の基準を決め、自由貿易を進めるものです。日本の政府は関税の大幅な削減から除外できるコメなど重要品目の数を10%以上確保する姿勢から、調停案の「原則4%、条件・代償付でプラス2%」について受け入れるかのような姿勢を見せました。

また、金融サミットでは、なぜか自由貿易体制の重要性が強調され、ドーハラウンド、新多角的貿易交渉を今年中に大枠合意に持ち込む決意が示され、農産物の関税削減に対する国民や農業者の不安は高まっています。

一方、日豪経済連携協定（EPA）交渉は、今年の8月まで計6回の会合が開催されています。オーストラリアの主な輸出農産物は、日本の重要品目、牛肉、小麦、砂糖、乳製品と競合しており、農業生産の規模がけた違いにあり、両国間の競争は成り立ちません。仮にこれらの関税が撤

廃されるとオーストラリアから大量に農産物が輸入され、重要品目の農業生産額は減少し、日本の農業は壊滅状況になることが想定されます。さらに、アメリカやカナダ、EUなどとのFTA自由貿易協定交渉につながるおそれがあります。日本の食糧と地域の農業、農村、暮らしを守り食糧輸入国や途上国における食糧主権、多面的機能、多様な農業の共存を維持するためにも下記の事項を強く要望します。

記1、WTO農業交渉では、関税の大幅な削減から除外できるコメなど重要品目の十分な数を断固確保すること。食糧輸出国による関税の上限設定は絶対阻止、低関税輸入枠の拡大は認めないこと。先進国最低の食糧自給率の向上や担い手確保に向けて国内支持の柔軟な確保をすること。汚染米の原因となったミニマムアクセス米は削減すること。食糧輸入国や途上国の唯一の対抗手段である特別政府ガード、緊急輸入制限措置を維持拡大すること。

2、WTOについて行き過ぎた貿易市場主義、削減された農産物に対する関税、国境措置、輸出国と輸入国の不均衡など根本から見直し、自由貿易が輸入国や途上国の食糧安全保障や一次産業を衰退させ、貧困化を招き、環境負荷を高めていることなどを考慮し、食糧増産や各国の農業基盤の強化、環境保全、食糧の安全など農業の価値を高める公正かつ新たな貿易ルールの確立を迫ること。

3、国会並びに政府に置かれては、日本・オーストラリアEPA交渉に当たり、我が国の農業及び関連産業の維持的発展と食糧の安全保障を確保するため、国民の基礎的食糧である牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目は、関税撤廃の除外とし国内農業を守るよう全力を挙げて交渉すること。重要品目の柔軟性について十分な配慮が得られないときは、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を持って臨むこと。

以上であります。

御審議の上、よろしく御採択していただきますようお願いしまして、提案の理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） ここで詳細な数値などの提示を求める総括質疑の通告期限についてお知らせいたします。

明日の正午をもって締め切ることにしておりますので、時間厳守の上、事務局へ提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時27分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前10時38分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を終わります。

午前10時38分散会

平成20年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成20年12月10日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成20年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 質疑・討論・採決(議案第106号、第107号、第108号、諮問第2号及び意見書(案)第11号)

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑・討論・採決(議案第106号、第107号、第108号、諮問第2号及び意見書(案)第11号)

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	溝口 良信君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

**日程第1. 質疑・討論・採決（議案第106号、第107号、第108号、諮問第2号及び
意見書（案）第11号）**

○議長（中石 高男君） 議案第106号、第107号、第108号、諮問第2号及び意見書（案）第11号の質疑・討論・採決を行います。

今回の全体審議での質疑は5回までといたします。

それでは、議案第106号「宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番。この議案第106号ですけれども、この適用日は平成21年3月30日からとなっています。ということであれば、3月の議会ですら間に合はずと思っています。で、町長はこの事務組合のこの変更について、どういういきさつで今回この12月議会に提案されたのか、まずそのいきさつをお願いをいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今議員のほうからありましたように、3月30日の施行ということになっております。この宮崎縣市町村総合事務組合を取り扱っているのは町村会でございます、これにつきましては、総合事務組合の町村会の事務局のほうから文書依頼がございまして、この議決については平成21年の1月16日までに議決書の写しを送付いただきたいという御依頼がございまして、今回そうなりますと12月議会で上げるということにならないと間に合わないということがございます。なぜ1月16日までかといいますと、一つには時間的な余裕がほし

ということ、前回3月議会で処理したものがございまして、やはりそれについては、県の許可が必要だということで、大体その事務手続き上1カ月ぐらいを考えてるということでございました。

それともう一つが、日南、北郷、南郷が、今回の12月の議会でこの議決を上げてるといことがございまして、その対象となっている市町の議案月に合わせて県下一斉にお願いをしたいということでございましたので、そういったことで今回12月に上げさせていただきます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 議案が当該の南郷と北郷については、今回の議会に上がってるといことであれば、逆に言うと当該議会ですね、南郷と北郷の議会が可決するという保証はないかもしれないでしょうから、要するに私自身はそれを受けて、要するに当該自治体の合併しますよということを受けてこの改正案を出すべきだろうと思っております。何でこんなことを言うかという、前ですね、西諸の合併協議会が破綻しましたね。高原町が合併協議会から抜けるという話になったときに、それは町長御存じだと思いますが、そういうことをするなよと、できないよお前たちは、帰ってくるとこはないんだよというふうに議決の日によりて三股町の議決の日によりては、先に議決されるということになるわけですね、先に。当該自治体がどうなるかは別に、南郷と北郷の自治体がどうなるかは別に、先にこうなる可能性がある。

もう1点。この案件の106号については、この第3条第1項の案件は何なのかという説明されないわけですね。3条第1項、これについては常勤の勤務する職員の退職手当、2項消防組織、消防団関係、3号消防法関係、それから災害ですね、それから水防が4号と5号、6号が災害基本法の関係、7号が消防の事務の退職の関係というふうにときて、どうしても引っかけるとすれば、第3条の第11項、交通災害共済に関する事務だけですね、これ。交通災害共済は多分私が間違ったらごめんなさい、要するにそうだと思うんですが、総務でやられている一口500円のあの共済だけと思うんです。それだけなのに何でこんなに急ぐんですかというのを町長にお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 何で急ぐのかと言われても、これは向こうからの依頼でございますので、こちらでうちだけ3月にというわけにはいかないと思っております。今議員さんのほうで言われましたように、この議案については、後ここに市町村総合事務組合の規約をつけて提示しておれば、非常にわかりやすかったんじゃないかなというふうには思っておりますので、今後そのようなことで改善をしたいというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） はい、要するに胃の腑にすんと落ちるということにはなっていないわけですし、私自身はこれを採決するというのはいかがなものかなというふうに思っています。先ほど言ったように、お前たちは帰ってくる場所はないよ、もう北郷と南郷はここから削除されてますよ、いや帰ってきたときはまた入れればいい、そういうことがあるなら最初からそれを受けてすべき問題だと思うんですね。例えば3月議会の当初でやったっていいでしょうし、これだって今日採決をする、問題が趣旨がよくわからない、何やろうかこれはどうやって探した結果、そうだったということであって、町長の答弁としてはないわけですが、町長にもう一回こちら辺をどういうふうに、それから議長にはこの採決については留保願いたい、3月議会にしたっていいではないですかということをお願い添えておきたいと思えます。町長、答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この案件につきましては、町村会でも事前に役員会で話が出ている事項でございます。そのことで今回の12月議会にこの各町村は一斉にこの議案を上程をして承認をいただきたいということで、役員会でもとくと話があったところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） であればこそ、要するに首長さんで決めましたよ、当該議会に今付されてますよと、要するに当該というのは南郷町と北郷町というんですが、そこに議案として付されてますよ。それは多分イエスが出るでしょう、という話ですよ。だれも保証をしてるわけではないでしょうから、マークされてる案件を先に三股町が先にこの案件について北郷町と南郷町については、脱退ですよということをどうしても納得し難いというふうに思っています。特に三股町は単独でというふうに模索されている中、そういうことであれば議事を軽視することなく、議員の当該議会ですね、北郷町と南郷町の議会の行動を決することなくその動向を踏まえた上で、これを改めて整理するというふうに思っています。議長のほうへその判断を本議会とすればどう対処するかをお願いをしたいと思えます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質問がないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私は議長にこの採決に入るということを本当にしていいんですかということをお願いしたいですね。要するにこのまま問答無用で当該議会に北郷、南郷について、それを採決して、もういいぞということではなくて、例えば継続という形の中でそれを

3月議会の冒頭にでもやるということも踏まえてやってほしいと。要するにこれが南郷町、北郷町の合併の議会の同意が得て論議されてもう議決が終わりましたと。だから三股町もと言うなら100%わかります。だけど要するにそれがわかる前に提案をするということは、これ提案されてるわけですから、提案をするということはやっぱり議会とすれば、それを考える上では3月まで持ち越すということを御願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） これは初日の日程で決まってるわけですよ。（「採決しないちゅう手はある」と呼ぶ者あり）だから最初にこれを採決したからって逆に差し支えがあるという問題があればですけど、私は日程にのってるんだからそれでいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議員（1番 指宿 秋廣君） イエス、ノーを言う前の話ですよ。私はこれに異議があるとか言ってるんじゃないです。要するに当該自治体がそうであればそれでいいんだけど、その前にこれでいいんですかって、要するに前回のときも議運の中であつたので、ここら辺を話をしたわけですけども。やっぱりここら辺がうまくいかん。

○事務局長（岩松 健一君） 今議長が申されましたように、初日の日に会期日程を決めました。そのときに御異議ございませんかということでお諮りをしまして、皆さん異議なしということで決まっております。10日の日に全体審議で措置すると、その段階でおっしゃってくださればその取り扱いもまた議運等を開いて協議もできたんでしょうけども、もう1回決まっておりますので、これはこのまま進むほかないというふうに事務局としては考えております。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） であれば、採決、今から先もそこら辺まで目を通して言わんにやいかんということであれば、この議会をこうするときももう少し休憩をとってやってほしいと思います。いきなりぼぼぼって言われて、それからこれをやられても、調べ方もいるわけですし、こういうものを探さんなわからんわけですよ。家に帰っても必死に探さんないかんがったという案件をすればそういうこともおきます。そういうことを踏まえて私はこの案件については反対をいたします。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） これより討論を行います。まず本案に対する反対討論、いいですね。

次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第106号を採決します。議案第106号は原案のとおり決することに異議がありますので、起立により採決します。議案第106号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第106号は可決されました。

次に、議案第107号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について」を議題として質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 先ほどありましたように、106号と同様な意見でありますので、本案件についても反対をいたします。

以上です。

○議長（中石 高男君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第107号を採決します。異議があるようですから、起立によって議案第107号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第107号は可決されました。

次に、議案第108号「宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について」を議題として質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第108号を採決します。議案第108号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第108号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第108号は可決されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから諮問第2号を採決します。諮問第2号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり同意されました。

次に、意見書（案）第11号「WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書」を議題として質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから意見書（案）第11号を採決します。意見書（案）第11号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第11号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることにいたします。

日程第2. 総括質疑

○議長（中石 高男君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、ただいま先議で措置した案件を除く、今会期に提案されたすべての議案及び報告に対する質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑を行います。

また質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくお願いいたします。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行っていただきたいと思っております。質疑ありませんか。上西君。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案99号「三股町一般会計補正予算」なのですが、燃料費が補正が大分あちらこちらであって、私の計算では478万5,000円なのですが、この燃料費の補正で今年の4月ぐらいから、今下がりましたが、一時期すごくガソリンが上がりました。その大体この金額は何%ぐらいになるのか、その全体のガソリン、これ大体ほとんどガソリン代だろうと思うんですが。

それと、その燃料費高騰が夏ぐらいが大幅にあったんですが、その燃料費高騰に対して町内でいかに節約するか、そういう工夫ですか、よその自治体ではチャリンコ隊をつくったとか、この近辺を動くときには自転車であれしたとかいうふうなことを聞いたことがあるんですが、そこら辺の工夫とかも話し合われたのかどうかお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 今回の一般会計の補正予算の燃料費の問題でございまして、これについて今回補正をお願いしてるところでございまして。これは当初予算で3,465万9,000円の公用車等の燃料、あるいは重油等の冷暖房の重油等の燃料、そういったものを組んでおったところでございますけれども、4月から毎月上昇いたしまして、8月がピークになりました。で、11月までいま現在わかってるところでございまして、今回の予算編成の段階では10月までだったわけでございまして。そこを平均的にとりまして、やはり少し足らんのではないかとということで、全課の分ではございませんけれども、大きく足りないところを今回補正をしたところでございまして。で、今回のプロパン——ちょっと私の弾いた数字と先ほど議員の数字とがちょっと違うんですけれども、今回弾いたのでは、補正予算額で453万2,000円の燃料費ですね、公用車等の燃料費の補正をしております。で、これは当初予算にしますと13.1%の増ということになります。で、4月に例えばガソリンを例にとりますと、4月に130円でございます。それが毎月上昇いたしまして、ピークの8月に183円を記録したと

ころでございまして、実に41%の上昇率ということでございました。8月をピークにしまして、9月、10月、それから、下降してまいりまして、いま現在ほぼ4月の状態に戻ってきてるという状況でございます。

で、今後の予想としまして、補正予算ではこうやってお願いを一部しましたけども、重油等とかですね、しましたけれども、今後の予想でどこまで落ちていくのかというのは非常に不透明でございまして、予測のつかない状況でございます。原油の取り引き、1バレル当たりが半分ぐらいに落ちてるといふ情報があるわけでございますして、この燃料がどこまで落ちるのかというのは非常に不透明でございます。もうこの都城近辺でも110円前後ぐらいに実際なってるところでございまして、全国では90円台に突入したところもあるわけでございます。したがって、今後どのぐらい減っていくのかというのは不透明でございます。そういう中で、8月がピークを迎えたとき、何らかの対策をしなかったのかということでございます。これは非常に200円も突破するかなということで対策を講じなきゃならんんじゃないかということで、財政当局では話し合いが出たところでございましたけど、結果的にその対策は講じておりません。それも本町としましては、行政改革の中で平成15年あたりから燃料の低燃費対策を手がけてきておりまして、これは環境問題の対策でもあるわけでございますけれども、平成15年度から低公害車、低燃費車のプリウスの導入、これは起債が認められまして、その元利償還金が30%は交付税で返ってくる、いわゆる補助事業的な様子をもってるわけでございますけども、それに組み込んで、現在今3台のプリウス導入を図ったという点。

あるいは、1,500ぐらいの乗用車、ライトバンを軽に変更しようということでの低燃料車への変更を手がけてきたところでございます。それから、助役車、あるいは町長車の廃止、もしくは切りかえですね、こういった燃料を食うものの切りかえ等をやってきたところでございます。そういうことで、全体的には燃料を食わない対策をということでは何らかではずっとしてきたわけでございますけども、今年になってのこの急降下したものに対しての対策というのは特段とらなかつたところでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 99号、17ページです。河川の維持費の中で小鷲巣川の維持工事というのが補正で上がっておりますが、これについて場所的なものをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） この質問の箇所は、小鷲巣川は宮村の田尻、寺柱川と小鷲巣川を分離しますよね。そこの上流に当たります。碎石場の下流あたりに位置します。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それはなぜそういう工事をしないといけなかったのかということ、もう1回お尋ねします。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） それについては、ブロックの裏側が少しずつ壊れて抜けていって、災害年度が特定されていないといったこともありまして、県の担当者等にも災害に補助事業の対応にできるのかといったことで相談等を行ったところなんです。そうしたところ、その年度が今特定されないとなかなか補助対応というのが厳しいと。だけどそのまましておれば、またその河川が災害を被るといふふうになりますので、単独で対応して町民の安全を図るといった方向で今月の12月の補正をお願いしたところなんです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 今の件でしたら、できれば委員会のほうで詳細に詰めていただければいいと思うんですけど。池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） やはり河川の整備については、町民の方からの陳情とかもあってりしてる場所もあるんですね。非常に蚊が発生したりというようなことで、その辺のところでもできれば含めた維持管理というのをしていただければと思ったところなんです。わかりました。

終わります。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 議案第101号「三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算」の中で、高齢者医療制度円滑運営事業システム変更委託料と長い名前がついてますが、425万3,000円という形になっておりますけども、いろんな政府によっていろんなぶれ方をした中でしょうから、これについて所管委員会じゃないので少しこれについては何を含んでいるのかということをお知らせ願えるとありがたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ただいまの質問につきまして、高齢者医療制度円滑運営事業システム変更料というのは、21年度から改正される保険料の軽減措置とか期割方法のシステム改修に伴う費用のことです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ちょっと天引きの関係が要するに自主納付に天引き、年金からの天引きというのが扶養の関係等々で世帯主で払ってもいいですよと言われてましたけども、そ

れがこれに値するのかどうか、ちょっとわからないので、再度お願いをします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ちょっとその辺の詳しいところはちょっとわかっておりません。
後でまたお答えいたします。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） じゃあ質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（中石 高男君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

それではお諮りします。各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各委員会におかれましては、審査方よろしくお願いたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局のほうに提出をお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時32分休憩

〔全員協議会〕

午前10時38分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時38分散会

平成20年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成20年12月15日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成20年12月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	5番 重久 邦仁君
6番 東村 和往君	7番 池田 克子君
8番 原田 重治君	9番 中石 高男君
10番 山中 則夫君	11番 黒木 孝光君
12番 山領 征男君	

欠席議員(1名)

4番 大久保義直君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君

税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	溝口 良信君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守していただくよう御協力をお願いいたします。

発言順位1番、山領君。

〔12番 山領 征男君 質問席登壇〕

○議員（12番 山領 征男君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、明快なる御答弁をお願いを申し上げておきます。

まず、1番の①、町営住宅の政策についてというのを出示しておりますけれども、私は、この件について、以前質問を申し上げたことがございます。それから、久しくなるわけですが、何の音さたもないということで、どうしても伺いたく通告をいたしたわけですが、先般、会期初日に全協の場でございましたけれども、公営住宅のストック総合計画について、る説明がございました。これから、5年間の計画期間、そして、それから、前期、後期合わせて10年間の構想期間というものが示されまして、私も一安心したところでございます。

流動的なことも多々あると思うんですが、4年ごとには見直していくということでございますので、それで、十分かなと思っておりますので、この件については、もう質問は、今回は取り下げということで、その推移を見守っていきたいというふうに考えます。

次に、②の小学校の体育館の改築についてでございますけれども、ちょっと振り返りますと、桑畑町政もこうした教育施設について施設の充実については、功績があったというふうに思っております。図書館のオープンしたのも桑畑町政になってからだと思っておりますが、それから、長田小の県道の拡張に伴うときの移転の大改築、そして、同校の体育館の建設、プールの建設、やっつけられました。そしてまた、この前課長のほうから報告がございましたが、中学校の一連の改築は終わったということでございました。中でいろいろございましたので、心配をしておりましたが、完成したことで本当によかったなと思っております。

こうして振り返りますと、町長の教育施設づくりは評価するものは多々あったというふうに考

えております。しかしながら、ここで安心してはいけないわけでございまして、町内にはまだまだ耐用年数が参って、非常に危ない体育館が、老朽化した体育館が点在しております。勝岡が今回設計に入っておるようでございますが、そのほか梶山、宮村、三股小、3つの体育館がそうした体育館に当たるわけですが、これらについて町長はその改築をどのようにされるつもりなのか。年次計画がございましたらお示しを願いたいと思うのでございます。

それから、過疎対策についてでございますが、この過疎対策は町長の公約でもございます。町の中心部から車で何分も行かないところが、何分かで行けるところが、どんどん過疎化を呈してくる。これは、やはり時代の流れとはいえ、町政の長年にわたる手落ちも多々あったというふうに私は考えております。

一番大きな要因は何かと言いますと、昭和40年代後半、50年代前半にありました都市計画の線引きのまずさにあったということをおぼざるを得ません。地域においては、もう家屋と家屋の間の狭い田畑まで調整区域という名のもとに統制が敷かれたわけで、その網をかぶったところは、もう絶対家をつくることもできなくて、長男はいいとしても、次男、三男は中央に出ざるを得なかった。このことが、やはり一番の要因だったというふうに考えております。

それからもう一つ、住宅政策も誤っていた。すべて中耐は中央部につくられております。稗田住宅、唐橋第1、第2、山王原、この中央部以外にあるのは、蓼池の南原団地一つですね。あとは全部こう中央部にあるわけで、そこに集中できるようになっておるわけでありまして。

そうしたことで、過密地においては、どんどん人口が増えて、公民館の加入率も悪く、行政の伝達も思うようにいかない。学校はどうかと言いますと、三股小が満杯になって、西小学校を開校したものの、つくって間もなく教室が足りなくなって増築。そして、もう一回増築をやったと思っております。そして、それでも足りなくなって、ことし3月までプレハブを借りての授業があったということでもあります。

一方、過疎地はどうかと言いますと、もう人口がどんどん減って、集落の行事さえままならない、そういう集落もあるようでございまして、葬式はあっても結婚式はないという現状は、もう長年続いているという訴えさえ聞いております。

そして、学校はどうかと言いますと、複式を余儀なくされておまして、長田小では、複式の学級がもう2クラスあると思っております。その2学年に1人の先生では心もとないということで、今度は1人町費をもってそこに加勢をもらっている、こういうクラスが2クラスあるわけでございまして、このように、過密のところでも、過疎地においても膨大な予算を必要としているわけでございます。

そして、何よりも長田地区においては、学校がなくなりやせんじゃろうかいという危機感を非常に抱いていらっしゃるようでございます。私の地区も宮村でございますが、会合があるたびに、

もうそうした複式学級になりゃせんとかという話やら学童のことがいつも出てまいりまして、いつも私たちが、心が不安になっておるのが事実でございます。

そうした中に、今朝ちょっと紙が配られておりましたが、長田、梶山、宮村地区に町としての過疎定住促進事業なるものを施行していただきました。幾らがしかの効果が上がっていることは、そこに住む者としましては、せめてもの心の救いでございました。

今回、梶山の宅地造成地も完売したということでございますので、これからは、その実績が上がってくるだろうなと疑わないわけでございます。

そこで、町長に質問申し上げますが、今回、宮村地区に造成工事をしていただくということでございますが、その規模はどのくらいのものなのか。そして、いつごろから用地買収を始めて、その完成をいつの年度に計画されておるのか、お示し願いたいと思います。

第2点目でございますが、この3地区の過疎地に町独自の町営住宅をつくられたらいかかかと提言を申し上げます。

町営住宅は、収入基準が非常に厳しい、そして、家賃も決められたものを取らなければならない、そうした趣旨のことがございますので、非常に制約が多いわけですが、町独自の住宅をつかって、そうした解消をされたら、すごく効果が上がるのではなからうかと思っております。

その過疎地にふさわしいような、木造の地産地消と申しますか、木造で、間伐材を利用した、そうした町営住宅もすごくいいのではないかなと思っております。もう既にそういうことを始めている町村もあるようですが、これ検討する価値が十分にあると思っておりますが、町長は、いかにお考えでしょうか、お聞きを申し上げます。

次に、町活性化のための業者支援ということで上げておりますが、業者支援というよりか、むしろそこで働く人たちに仕事を与えて、潤いを与え、町の活性化を図るという意味で御質問を申し上げるつもりでございます。

先般、宮崎県の建設業者が宮崎市に一堂に会して、まさに不況にあえぐ建設業界のありさまを訴えたようでございまして、今、全く危機状態にあると言われております。そこで、これは、読売の10月22日の新聞なのですが、宮崎県は低価格入札の割合が非常に高い。入札をした中の44.3%が低価格入札であったと報じられております。長崎、兵庫、宮崎という3番目であるようでございます。

ここに、ちょっと説明はあるんですが、新聞にあります、「最低制限価格とは」ということで書いてありますが、その最低制限価格を下回った業者は即失格である。これは私も存じておったわけですが、それに近い状態であっても、一応、それ以上であっても契約を保留して工事内訳書の代金を精査してみる。それでよかったときに契約をして仕事をやるというふうなこともとられているようでございます。これは即粗悪工事を防止するという意味からこれがなされているん

だろうなと私は思っております。

そして、いろいろ書いてありますが、従業員を遊ばせておくわけにもいかず、赤字覚悟でなりふり構わず工事を取りにきているケースが増えている。過当競争のために多くの業者は利益が1%にも満たず、資産を食いつぶしながら存続している状態。仕事の奪い合いでぎりぎりの勝負をさせざるを得ないということで工事のできばえが心配だということが報じられております。

その危機的状态にあったというのは、もう言うまでもございませんが、国、県、町村合わせて公共工事の量が減ったということが一番だろうと思います。それにまた、一般競争入札の導入によって、低価格入札が余儀なくされている。これがまたそれに拍車をかけているようでございます。

そうしたことを受けて、県でもこういう業者の支援策をいろいろ打ち出されているようです。他産業に進出される方には100万円を支給する、限度として支給する。さらには、資金繰りが悪いところには、その段階に応じて1,500万から3,000万ぐらいまで資金を融通しましょう、そして、金利補給もしましょうというようなことを種々打ち出されているようでございます。当町としても、建設業界は、町内最大の雇用力を持つ業界でございますので、町としても何らかの手だてをする必要があるのじゃなかろうかと思っております。

何があるかと申されても、私も妙案はないわけですが、昔から「もちもち屋」という言葉があります。やはり仕事量を増やすことが一番の特効薬だろうなということを考えております。今、財政的にも厳しい時代だからと言えどもそれまでですが、そういうことでは、やはり行政が萎縮してしまつては、ますます町は寂しくなるんだろうなということを考えます。

その事業も不要不急の仕事でなく、本当に生活に密着してやらなければならない仕事を見出して、町が果敢にこれに取り組むことが必要ではないかというふうに考えております。

そうしたことで、余りよくない頭でございますが、5つほど考えましたので質問をいたします。

まず、①の22年度以降の公共工事の事業についてでございますが、現在の事業認可をとっている公共下水道の区域は、もう平成22年度で切れるわけですが、その後、この区域内の事業をどうされるつもりなのか、どこまでやられるつもりか、お示し願いたいのであります。

これから先、やられる区域内は、東原、仲町、山王原、上米、中米、植木、こうあるわけですが、これをどのような計画をされておられるのか、お聞かせ願いたいのであります。

これは、私もよく聞かれますが、いいかげんなことを答えるわけにもいきませんので、また尋ねておきますということを言っておりますので、明快な御答弁をいただきたいというふうに考えます。

それから、島津紅茶園線の改良についてでございますが、先般ここの交通量の調査が行われたと聞いております。あの区域は、やりようによってはすばらしい開発ができるような気がしてな

らないわけでございます。その交通量調査を受けて、その結果がどうだったのか、そして、それを受けてどうされるつもりなのか、お聞きを申し上げたいと思うのでございます。

それから、③の、多目的広場の排水工事についてでございますが、先般のふるさと祭りでも顕著にあらわれたわけですが、あれじゃやっぱり公共施設としてはだめだなということをつくづく考えます。ただ、祭りがということだけでなく、いつ何どき、天災地変、災害があるかもしれないわけでありまして。そこに避難場所、あるいは仮設住宅をつくるはめになるかもしれないわけですから、いつでも使えるようにぴしゃっと整備しておく必要がある。ここしかないと思っております。駐車場は、周辺にたくさんある、役場からは近い、そして、給食センターも近い、交通の便もいい。ここしかないわけですから、そういう緊急対策として使えるように立派にしてほしいなということを考えております。

それから、4つ目、上米の配水池でございますが、上水道の配水池ですが、以前、あそこは、樹木でおおわれていましたから、何も感じていなかったんですが、今になってみますと、私は行って見たんですが、すごく怖いなという感じがします。もうこれは大分朽ちているなということも素人目ですけれども、そう思いました。

下を見ますと、広域農道が通っておる。右側には、老人ホームがある。もしここで災害があれば、これは大変なことになるなと思っております。今、あそこが健在のうちに、もう低地の安全な場所に改築するべきだと思うんですが、これについて、どのようなお考えを持っていらっしゃるかお聞かせ願いたいのでございます。

それから、⑤、私もうかつてございまして、いつも都北衛生センターと、そのように書いてしまったんですが、三股町衛生センターと公共下水道を結んだらということを出しておりますが、この地区も30何年たっておるんじゃないかなと思っておりますが、以前、大河内所長さんの時代だったと思うんですが、内部の機械を大分入れかえて延命工作を図った記憶がございまして。それからもう10何年たっておるわけございまして、ここがもう限界すれすれに朽ちているなということも感じております。それで、ここと今市の公共下水道の処理場とを結んで、ここで荒処理したやつを今市のほうに送って処理浄化したらすごくいいのじゃないかということを考えておりますが、全く素人考えですが、物理的にはそれは可能だと思うんですが、事業としてどうなのか、お聞きをしたいのであります。

以上、5つのことをお尋ねを申し上げたい次第でございまして。

次に、入札制度でございますが、去年の今ごろだったかなと思っておりますが、控室のほうで本町も条件つき一般競争入札に入りたいという説明がございました。それから、今までずっと行われてきたわけでございますが、その成果をどのようにとらえていらっしゃるのか。それは、どのように評価されているのか、お聞かせ願いたいのであります。この件については、まだお尋ね

したいことがたくさんありますけれども、まずそのお答えをお聞きした上で、また尋ねていきたいと思います。

以上、前段の質問を終わりますので、お答え方、よろしく願い申し上げます。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

①につきましては、先ほど取り下げ等もございましたので省略させていただきます。

②の懸案事項について、②の小学校の体育館改築についてということでございます。

小学校体育館につきましては、平成12年度に耐力度調査を実施しておりまして、その調査結果に基づきまして、勝岡小学校、三股小学校、宮村小学校、梶山小学校の順で順次、年的に改築に取り組む計画を立てているところでございます。

しかしながら、5月に発生いたしました中国の四川省の大震災で学校が倒壊し、多くの子供たちが犠牲になったことなどを踏まえまして、国は学校施設の耐震化を急ぐべく耐震診断の結果数値、I s 値0.3未満の施設について、これまでの目標年度を短縮し、平成23年度までに耐震化を完成させるよう強く打ち出してきております。

なお、勝岡小学校体育館につきましては、耐力度調査の結果で危険建物となっておりますので、当初の計画どおり本年度20年度設計、21年度改築ということで進めていきますが、残り3校の体育館につきましては、目標年度内に耐震化を完了しなければならないとなると改築にこだわらず大規模改修、また、耐震補強という選択肢を含め、再検討することが必要となってまいります。

具体的には、三股小学校、宮村小学校、梶山小学校、この3校の耐震診断を早急を実施すること。そして、その診断結果を踏まえ、改築していくのか、あるいは、大規模改修、耐震補強という形で臨むのか、また時代に即した教育施設のあり方等も踏まえながら、再検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、③の過疎対策についてでございます。

過疎が進行するこの過疎地域の防止策に対する特効薬は、一般的にないというふうに言われているところでございます。本町におきましては、この過疎対策につきましては、過疎地域定住促進奨励金と宅地分譲事業に取り組んでいるところでございます。過疎地域定住促進奨励金につきましては、本町は国が定める過疎地域に指定されておりませんが、町内における人口減少地域の長田小、梶山小学校、宮村小学校区を対象とした過疎地域定住促進奨励金を実施しているところでございます。

この奨励金は、人口減少を防止すること、住民の増加と定住を図ること、複式学級の解消を図ること、そして、快適で豊かな地域づくりに寄与することを目的としているところでございます。

宅地分譲につきましては、梶山宅地分譲を平成14年1月から開始し、1期12区画を、また平成19年4月から2期10区画を分譲完売し、現時点に至っているところでございます。

宮村地区から要望のございました宅地分譲につきましては、地区から要望のあった3カ所のうち寺柱において分譲を推進することになっており、来年度開発公社において平成21年度から造成工事に入るところでございます。区画については20区画ということでございます。

それから、宮村地区に町の単独の町営住宅ということでございますが、私も2年前のこの選挙公約におきまして、過疎地域対策といたしまして、町営住宅の建設を掲げたわけでございますが、現実的に単独の住宅建設となるとすべてが一般財源ということになりまして多額の財源を要するというところでございます。そういうことで、現在非常に厳しい財政運営も強いられているわけでございますが、なお、本町は町内一斉に住宅団地が散在しておりまして、現在817戸の住宅を所有しているわけでございますが、その多くが耐用年数を経て老朽化が進行しておりまして、住宅を整理、統合するために今日までマスタープラン計画、さらには、ストック活用計画を平成16年度に策定いたしました。今年度5年ごとのこの計画を見直すということでございまして、現有の現在あるこの公営住宅の建てかえを含め、ストック計画に入っているところでございます。

そういうことで、かかる事由から緊縮財政の中で2つのこの事業をダブルで施行することは、財政的にも、また事務作業面からも物理的にも非常に厳しいんじゃないかということで考えております。

そういうことで、ここにおきましては、ストック計画によるほかはないんじゃないかというようなことも考えているわけでございます。しかしながら、町の単独のこの住宅についても、希望は捨ててないわけでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

それから、次の2番目の町活性化のための業者支援について、①の22年度以降の公共下水道事業についてでございます。

平成22年度以降の公共下水道につきましては、三股町生活排水対策総合基本計画に基づき整備しておりまして、現在、稗田地区の整備普及も行っておりますが、今後、東原地区を中心に整備を進め、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図ってまいりたいというふうに考えております。また、接続等につきましても、住民への広報、PR活動、説明会等を実施し、接続推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、②の島津紅茶園線の改良についてということでございます。

島津紅茶園線についてでございますが、この路線は、町道の2級路線として集落間を結ぶ幹線道路としての機能を担っているところであります。当路線は、島津山林の紅茶園など大規模な樹

園地と普通畑が広がり、三股町の市街地や都城市街地も一望できる路線として、さらには梶山、長田方面より高速道路都城インターや都城工場団地、医療機関等への連絡道路、通勤、通院など今後多くの町民の利用が期待をされているところでございます。

また、沿線には、一般廃棄物処理場をはじめ、処理施設と一体となった公園広場、エコフィールド、墓苑高才原、そして、昭和56年12月に開設いたしました医療法人八日会、大悟病院を建設されておりまして、従来より当該道路の整備を切望してきたところでございます。

こういったことで、来年度、平成21年度より島津紅茶園線、切寄線の整備を地方道路臨時交付金利用で取り組みたいと計画をいたしているところでございまして、今年度路線の交通量も調査を行ったところでございます。

それから、③の多目的広場の排水工事についてでございます。

ふれあい中央広場は、約6.5ヘクタールの面積がございまして、レジデンスパークの一角を構成をいたしております。ふれあい中央広場の定義については、平成13年3月に策定された三股町中心市街地活性化基本構想で規定されたコミュニティゾーンがそれでございます。構想の中でコミュニティ施設等の集約的整備を図るゾーンと規定されているところでございます。

また、コミュニティゾーンには、各4面に施設を整備する構想が示されておりましたが、残る施設、総合体育館整備については、昨今の財政状況や今後の町づくりを考えたときに、非常に厳しい状況がございまして、今後は、イベントなどが開催できる広場として整備が望ましいというふうを考えているところでございます。

しかしながら、現在、開発公社の財産であることから、整備に当たっては、行政目的をはっきりさせ、土地の購入も行わなければなりません。財源確保も厳しいことから、現在、検討している地方拠点都市のエリア拡大とともに、第二次の町づくり交付金事業で検討をしてみたいというふうを考えているところでございます。

それから、④の上米の配水池の改築についてでございます。

上米の配水池の改築について、上水道配水池は第1、第2、第3配水池がございまして。このうち第1配水池につきましては、築造から約50年の経過をいたしておりまして、老朽化をいたしております。また、水道施設、主要幹線間の耐震化、災害時における危険リスクの分散が求められておりますので、現在策定中の水道ビジョン計画で施設の更新を計画、実施しているところでございます。

⑤の三股町衛生センターと公共下水道の接続についてでございます。

本町の衛生センターと公共下水道との接続についてでございますが、衛生センターは、昭和57年度に竣工し、平成8年度に基幹的施設の改修工事を実施し、機器類の更新等を行っております。また、平成20年2月に精密機の検査を実施し、現在の整備装置の損傷状況及び処理機能

状況の把握を行っております。

検査結果において、現時点でし尿処理機能としての支障のない状況であると思われまので、各設備を構成する機器ごとに機能の低下、耐用年数が異なるので、適切な更新時期を誤らないように注意しながら、今後は生活排水の将来計画に基づき、施設のあり方を検討していく必要があると考えております。

また、公共下水道事業と接続につきましては、処理方法が類似しておりますので接続は可能と思われまますが、現在、衛生センターは旧山之口町、旧高城町も搬入してありまして、都城市との協議が今後必要になるかというふうに考えております。

それから、入札制度についてでございます。

本町の入札制度につきましては、入札制度研究検討委員会の入札制度改革への提言を受けて以来、さまざまな入札制度改革に取り組んでおります。ホームページ上での入札、情報公開、最低制限価格の見直し、一般競争入札の拡大や総合評価方式の導入など、入札方式の見直しを実施してまいりました。今日では、資材高騰や金融情勢の悪化に伴い、社会経済状況が急激に衰退し、企業の経営環境が大変厳しい状況下に置かれております。その現状に配慮しつつ、今後とも工事の品質確保や公平・公正な入札制度を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） さらにお尋ねを申し上げたいんですが、体育館につきましては、その耐震テストの推移を見てということなんです。いろんな方向でそうしたテストをして、やっぱりびしゃっとした年次計画を立てられてやられたらいいんじゃないかなということも考えております。四川省大地震の話も出ましたけど、本当に公共工事でありながら、一番先に崩れたと。一人息子、あそこは1人ですから、一人っ子を亡くした親は本当に悲惨なもんだと。余りのひどさにカメラもシャットアウトして国営のほうでそれを阻止したというぐらいですから、いろんな高級官僚の癒着等も言われているようであります。やはり、公共施設だからこそ、ほかにまねができない立派なものをつくる。人は集まる場所、そういうところには、やっぱりびしゃっとしたものをつくるのが筋だなということをつくづく考えております。どうかその耐震テストの結果を踏まえて、やはり一日も早く計画に入られるようお願いを申し上げます。

それから、過疎についてでございますが、20区画ということでございます。私は、なぜ完成年度はいつかとお尋ねしたのでございますが、これは、過疎協議会のほうが、「もう山領さん、でかい前かい、半年ぐらい前からはPTAや子供会、そして公民館にも呼びかけて趣旨はしゃつとわかってもらって、口コミで広めましょう」。そこまで言ってくれる、非常にうれしいなと思

った次第でございます。

もちろんはっきり言えなかったのは、その用買のたやすさとかそういうのがあるから、工事的にはもう期間ははっきりしてるんだろうけれども、含みを持たして町長言われたんだろうなと思っております。そういうことで、まず、21年度から事業に着手していただくということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、町営住宅について結論的には希望は捨ててないということでございます。いい言葉ですね。麻生さんにも教えていただきたいことです。私は、公営住宅をつくってくださいと言ってもなかなかつくってもらえないから、一步下がって「木造のがんたれでよかからつくください」と。やっぱ違和感もない木造なら、ていうことでお願いしてる。長野県は、3年続けて1億円ずつつくったと。私は素人ですからわからんとですが、1億で何戸できて、家賃も2万円ずつ取りゃ何戸できたのかなと。収支をやっぱ伴うんだろうな。そして、何しろ税収が増える。そして、町の商店街の活性化が起きたということで、3年間続けたということでございます。

起債がないと言っても、やっぱ探せばあるんじゃないですか。ぼくはそう思います。いろんな方法はあると思うんですよ。希望を捨ててないということでございますので、どうか希望を持って、捨ててないというより希望を持って取り組んでいただきたいなと思っております。

あと、その町営住宅については、11番の議員さんがやられるということで、おまらほどほどにしよということでございましたので、この件については後に譲ることにいたします。

それから、②の活性化のための業者支援ということで事業についてお尋ねしましたが、東原をやると。何か地理的な面から見れば、稗田の次は東原だろうなというのもよくわかるんですが、全体計画は町長、環境水道課長がおられますね。全体計画として、町の財源もあることで、すべて起債事業ですので大変だろうと思うんですが、そのへんたいはどうなんですか。全体的に東原をやった後、もう地理的にはそうですよね。全体的にはどう考えていらっしゃるのか、お尋ね申し上げます。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） ただいまの御質問に答えます。

現在、平成22年度までが稗田地区ということで事業認可を行っております。その後、東原地区、それから、この町の中央地区を計画し、その後、植木のほうに一応行く予定を今のところ計画で持っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） 事業認可は東原と中央地区も含めて今度は取るということなんですか。

○議長（中石 高男君） 水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 現在、195ヘクタール事業認可とっておりますので、23年から一応95ヘクタール追加ということで、この役場の前の通りから塚原団地、それから、この総合文化施設のほうまで含めた95ヘクタールを一応23年から整備していく予定ということで計画しております。

○議長（中石 高男君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） わかりました。この密集地を逃しては、やっぱりもう採算ペースにならないだろうと思います。

そこで、私は今の公共工事の面をなしてるわけですが、その加入率が非常に悪いということでございますが、先ほど公民館等も含めて推進を図られとるんですが、その建設する業者にも全部呼びかけて幾らずつ取らせるとか、そういう方法もいいんじゃないかな。それをどうということじゃなくて、やっぱり協力をするとこはしてもらって、そのやっぱり加入率をもうちょっと上げなくては、やっぱり大変だろうなと思うんですが、そこへんたいについてはどげんですか。考えてらっしゃいませんか。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） ただいま町の活動としては、接続推進アドバイザーということで推進をお願いしてPR活動を行っております。

今申された業者についても、工事の指定業者という方もいらっしゃいますので、そこを集めて十分協議していくということに今準備を進めているところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） わかりました。やっぱり活用できるというか、協力してもらうとこはしてもらって、やっぱり事業をどんどん進めて、加入率が増えんことには、やっぱり厳しいわけですから御努力をお願いします。

それから、島津紅茶園線については、もう鋭意取り組まれるようでございますので、ひとつ御努力をお願い申し上げます。

それから、イベント広場、多目的広場ですが、やっぱりこれは、もう開発公社が今からも要るんかな。これから先も開発公社はなくなってもいいんじゃないかなという考えの人も同じ担当でやってるわけですから、果して開発公社の存在価値があるのかなということすら私は思ってるんですが、全部町が買い取って、町の工事でやられてもいいんじゃないかなということも考えますが、よく協議されて、どうしても同じ銭ですから、でどころは一緒です。開発公社を通してやるだけのことなんですから、もうここで町がねっかい買い取って、もう駅前もそうだったし、いい

んじゃないかなと思っておりますが、そこ辺からまた協議してやってもらえればと思います。

配水池についてはもう御答弁のようでございますので、厳しい財源ですけれども、やっぱ危険な箇所は早く撤去する、それが一番の方策じゃないかなと思っております。

それから、衛生公社、三股町衛生センターについては、他町村も入って、1市1町ですから、山之口、そこ辺あたりも入ってるということですので、単独でできない面もあるわけですが、また、機会があったらそういうこと、皆さんがどういう考えなのか、やっぱ協議していく必要があるんじゃないかなということを思っております。

ひとつこの件については、もういろんな事業を取り組んで、私が考えた以上に、まだ、緊急性のある、これは、やっぱやらなければいけない事業だと思われることも多々あるかと思いますが、やっぱどんどんやっていただきたい。まず、二次補正が早く出ればいいがなということをいつも思ってるんですが、なかなか出ないということで、もうやきもきしているのが、皆さんだろうと思います。そういうことで、活性化のための支援策もよろしくをお願いします。

次に、この入札制度についてお尋ねしますが、鋭意取り組んでいらっしゃるということですが、ちょっとこの表を見ていただきたいんですが、これは、おたくからいただいた平成19年度入札実施状況という、私が赤く塗っておるのは、ここあるんですが、これは77%、70%台で落札した件数であります。1月から3月までですが。これを見ますと、ほとんどがもう私が考えますとCクラスだろうなと思います。私は、どの業者がどのクラスだということを知るすべはないわけでごさいます、額からしてそうだろうなという推理をしているわけでごさいます。ひよっとすると、Bクラスも700万から1,500万までプラス・マイナス200万までですので、500万にも参加できて、ひよっとするとまざってるのかなとも思うんですけれども、ほとんどCだと思うんです。

ただ、私になぜこう言うかといいますと、Aクラスはほとんど94%から96%なんです。全然競争してない。さらに、指名で行う造園あるいは下水道、これあたりも非常に96%から、下水道は92ぐらいのもあるようですが、そのくらいで全部契約できてる。ただ、Cクラスの一握の人だけが70%台の低価格で入札をしておる。これはやっぱり試行的にやると言われたんですから、年度が変わる3月には、やっぱり一応見直すべきだったと思うんですが、総務課長は、そのときはまだ下だった。下ちゅうといかんですね、失礼しました。（「時間が来ましたので簡潔に進めてください」と呼ぶ者あり）ああそうですね。わかりました。こういうことがあっていいことじゃないと思うんですが、ちょっと前段が長くなりましたが、よろしくをお願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、質問がございましたけれども、その今言われました資料の70何%が落札率だということで、非常にその辺も懸念されましたので、10月からは最低制限

価格については見直しを行っております。

これは、国土交通省が基準を出しておりましたので、その基準に従った算定の方式で今のところ出しているところでございますが、今後、そういった形で、県内、全国的な状況の中で大体基準的に85%から80%の最低価格の設定ということになっておりますので、確かにCクラス、今言われました額のほとんどがそういった最低制限価格ぎりぎりのところで競争がなされてるといった状況もございます。

これが、非常に工事の価格として適正なのかというところは、こういう基準がございますので、適正、最低としては適正かなど。ただ、本町の請負されてる業者にとって、これが適正なのかどうか。その辺のところも十分検討しないといけないんだろうとは思っております。

これは、それぞれ業者の方が自分のところできるということで入札されてるんだろというふうに考えますので、その辺のところも調査の結果、いろんな問題の中で今後そういった状況も踏まえながら、非常に経済的にも厳しい状況の中で企業の方々は置かれてる状況ですので、十分検討しながら、その辺のところもまた考えていきたいとは思っております。

○議員（12番 山領 征男君） 終わりにしたいと思いますが、この提言書の中の3ページの一番下に最低制限価格については、落札率の状況を見ながら検討すべきであると書いてあります。そして、一番4ページのおしまいに、中ほど、公共工事の減少や一般競争入札による落札率の低下は業者への影響が大きいことから行政として対策を講ずるべきである、そういうことがちゃんと書いてあるんです。それから、粗悪工事が無いよう監視体制も図れと、こう書いてありますから、せっかく立派な人を呼んで知恵を借りてつくり上げたわけですから、やっぱり守っていただきたいなということをお願い申し上げます。

ただ、Aクラスが高い、さっき印象を与えたかもしれませんが、私はそれは適正価格、本当に立派な仕事をして、作業員、従業員をぴしゃっと雇用し、会社を運営する上からは、それが適正価格であるということをおっしゃるので、今後ともよろしく御検討していただきたいと思っております。

以上、少し長くなりましたが、終わります。

○議長（中石 高男君） これより11時5分まで本会議を休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時04分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、山中君。

[10番 山中 則夫君 質問席登壇]

○議員（10番 山中 則夫君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

町長の政治姿勢について、要旨の質問の三股町をどういう特色のある町にするのかということでお聞きいたします。

都城市と北諸4町が合併しましてはや3年ですかね、過ぎようとしております。本町は自立の道を選択しておりますが、これからも厳しい財政状況が続くと思われまます。

しかしながら、現在の町政運営を見てみますと、生き残りをかけた本当に必死の意気込みが町民にはひとつも伝わってこない。町政がどこに向かっていこうとしているのか、方向性すら見えてこないのが現状ではないかと思っております。これは、自分たちの町をどういう町にするんだという強いコンセプト、基本理念、方針というものが定まっていないからではないかと思っております。

町長として、町民に強いメッセージを発信し、夢と希望を与え、町民が誇りを持てる三股づくりの実現をするのが政治であり、まつりごとを行う者の使命ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

そこで、今後どういう町、どういう特色のある町にしていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、町全体の均衡ある発展ということで、来年度の重点施策ということをお聞きいたします。

基本は、ぶれない政策をいかに掲げていって、それを実現するかということですが、来年度の重点政策をお聞きいたします。

次に、今年の6月の議会でも質問いたしました、住居表示、つまり住所変更についてであります。6月の議会以降、その問題に関しまして検討されているのか、してないのか、お聞きしたいと思ひます。

4番目に、植木地区内の道路整備と町有地の売却についてお聞きいたします。植木地区は、御承知のとおり、町内で最も人口密集地であり、人口増加を現在もいたしております。そういう意味で、道路整備等、いろいろとおくれが目立っているような箇所がたくさんあります。道路行政は、社会資本整備の上からも大事であり、もっと植木地区に資本投下をしてもらいたいということでもあります。いかがでしょうか。

次に、唐橋団地の町有地の売却についてであります。どういう計画を持っておられるのか、お聞きして要旨の質問をいたします。明快なる答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

[町長 桑畑 和男君 登壇]

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、町長の政治姿勢についてと。今後も自立していくために、本町をどういう特色ある町にしていきたいかということでございます。

既に、マスコミで報道されておりますが、国の総務省は、市町村合併を推進する方針を見直し、平成の大合併を打ち切る方向で検討に入っております。合併が想定以上に進んだことや、周辺地域の衰退など、合併の弊害が各地で見られるようになったということでございます。そのようなことから、この平成の大合併については、この辺で打ち切るという方向を打ち出しているところでございます。

このような中、国は人口5万人程度の中心市と周辺町村が連携する定住自立圏構想を合併せず自立できる選択肢として打ち出してまいりました。この制度は、すべての国民にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自立的な取り組みを重点支援するものでございます。これは、すべての市町村がすべての生活機能を発揮することは困難なことから、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を中心市に整備し、県民市町村の連携、交流を図ることが基本的な考えとしているところでございます。

本町も広域圏事業で取り組んでおりました事業につきましては、引き続き都城市と十分連携を図ってまいりたいと存じます。

「第4次三股町総合計画」にあるように、合併せず自立の道を選択した本町は、今後とも「活力にあふれ心温まる住みよい町、三股」を目標に置き、町民との協力、協働による町づくりを目指してまいりたいと考えております。

本町の特徴でございますが、何といたしまして、基幹産業は農業でもございます。また、人口と年少人口割合につきましても、宮崎県の中で1位を占めているところでございます。これらを生かしながら、さらなる発展を目指し、町民が安心して暮らせる町にしていきたいと思いますというふうに考えております。

何といたしまして、行政におきましては、基本になるものは人口でございますので、この人口対策を今後も進めて、住みよい、住みたくなる住環境の整備を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の来年度の重点政策は何かということでございます。

平成21年度の予算につきましては、12月からその編成作業に入っているところでございますが、依然として財政状況が大変厳しい状況下にあることは御承知のとおりでございます。町政の運営においては、第4次総合計画を基本として、町民の福祉の向上と郷土の均衡ある発展を図るための諸施策を着実に推進し、活力ある町づくりに積極的に取り組んでいかなければならないところでございます。

平成21年度の重点施策について申し上げますと、具体的には継続事業として町づくり交付金を活用した三股駅周辺の整備事業でございます。

それから、勝岡小学校の体育館整備、それから、公共下水道の事業でございます。新規事業といたしましては、塚原住宅の公営住宅の整備、来年度が調査設計ということでございます。21年から22年の間調査設計、調査と設計ですね。そして、23年から事業に入るということでございます。

それから、地デジ対応施設整備、公共施設の小学校、中学校に来年度から3年計画でこれの整備をしたいと思っております。

それから、先ほども出ましたように、島津紅茶園線の地方道整備臨時交付金事業、これにつきましても調査設計に来年度からかかる予定でございます。

また、放課後児童健全育成事業及び児童館運営事業については、状況が大きく変化しております。今後の運営や整備の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、③の住居表示の見直しは検討されたかということでございます。

住居表示は、住所のあらわし方の一つで、平成17年に施行された住居表示に関する法律に基づいて行われておりまして、町をわかりやすくしたり、郵便物等を配達しやすくする目的でこの制度ができています。

まず、住居表示の特徴及び性質について、いろいろと検討をしてみました。特徴といたしまして、地番と違い、合筆や分筆をした場合に、番号の順序が崩れたり枝番が発生したりすることがないということ。また、初めての人でも容易に目的の建物に到達できるということ。建物に番号をつけるため、市街地で特に有効であるということがございます。

また、その反面、住所の変更に伴い、不動産登記や法人登記、運転免許証、預金通帳及び許認可などの証明書などあらゆる私的権利において住所の変更手続が必要となり、住民及び法人に対し、その負担を強いること、住所の変更で伝統的な地名が消滅することも多く、多数の歴史的な地名が消滅するおそれがあること。建物を建てかえた際に、玄関の場所が変わった場合、住居番号も変更になることなどマイナスの性質もございます。

また、住居表示を実施していくためには、自治体においては、対象区域の住民の意識調査や実施区域の各区画ごとの土地、家屋等の現地調査、住民基本台帳や選挙人名簿、登記簿等のあらゆる手続など、相当な期間と費用、労力が必要であり、行財政改革に取り組んでいる今日では、何が喫緊の課題であるか、財政面での費用対効果など取り組む事業の取捨選択を検討しなければなりません。

これらのことを踏まえ、検討委員会設置についても含めた形で内部で十分検討いたしました結果、住居表示は行わず、現行のままだよということとなり、検討委員会も設置しないという結

論に達したところでございます。

そのようなことでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

なお、住居の表示に対する町民への対応といたしましては、現状の住所、地番で少しでも地域がわかるような方策を今後とってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、4番目の植木地区の道路整備の状況と公有地の売却はどうなったかということでございます。

まず、植木地区の道路の整備状況についてでございますが、本町は、御承知のとおり、植木、稗田、花見原、前目など、町の整備では、住宅の建設が盛んでありまして、人口増加が進んでいるところでございますが、特に、御指摘のこの植木地区の住宅建設や人口の伸びは、大いに町の活性化、経済発展に寄与しているところでございます。

そこで、植木地区の道路の整備状況でございますが、約15年ほど前までは、一面畑作地帯であった場所は、民活による開発行為等によりまして、道路の整備も進んでまいりまして、住宅地域内はほぼ舗装されてきたところでございます。

現在、本町では、植木21号線、旧(株)イトウソーイングから植木公園を通過し、町道並木線まで約1,380メートルの道路改良を行っているところでございますが、当路線もあと一、二年で舗装工事まで完了できるものと考えておりますが、しかしまだまだ植木地区と同じような町内には未舗装道路が残っているところでございます。このような状況から、町民が安全で安心して暮らしができますよう、また、町民の暮らしの利便性を推進いたしまして、生活道路の整備促進に向けて町民の協力をお願いしながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、公有地の売却処分についてでございます。唐橋第2団地隣地の売却についてでございますが、現在、植木地区の住民から地元には体育館とプールを建設してほしいとの要望が上がってきております。これにつきまして12月9日に現状では建設のめどが立たない旨御回答を申し上げたところでございます。将来的に体育館の建設に取り組むということになりますと、唐橋第2団地隣地は、体育館建設用地として一つの選択として考えているところでございます。今後、十分検討を要しますので、現時点での売却処分の保留をしたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

先ほど住居表示のところでは住居表示は住所のあらわし方の一つとして「昭和17年」と申し上げたところでございますが、これは「昭和37年」ということが正式な年次でございますのでそのように訂正をさせていただきます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） それから、お願いしますけど、質疑と答弁中の私語は慎んでもらうようにひとつよろしくをお願いします。御協力をお願いします。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今、回答を得ましたが、なかなか悲観的な回答じゃないかなと思っております。

それでは、各項目について質問をいたします。

先ほど町長は、町内の均衡ある発展ということで御答弁されましたが、現在の状況を見ますときに、もう久しく西高東低ということで、非常に長田、梶山、田上、この川東方面がかなり寂れてきております。私も選挙のたんびに、それ以外も訪問するんですが、行くと本当に毎年毎年何か活気がなくなってきたりなど。空き家が多くなっているということで、先ほども質問が出ましたが、車で何分か非常に交通の便も良いところがあれだけ寂れていくというのは、やはりそういう行政の今までの町づくりの怠慢があったんじゃないかなと思いますが、この今の長田、梶山、田上地区の現状を見まして町長はいかが思われますか、御答弁をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今までどおり本町のこの西高東低ちゅうのは、本町の特色でございます。そのようなことから、常々この行政の推進につきましては、そのことを念頭に置きながら行政を進めているわけですが、どうしても町中心のこのかねがねのこの住民の生活形態はそのような形にどうしてもなるということから、先ほどの質問でもお答えいたしましたように、過疎対策には特効薬はないと、これはもう一般的に言われております。そのようなことから、本町におきましては、この奨励金制度と宅地分譲の二本立てで現在進めているわけですが、これでもなかなかこの定着しないという面がございます。そういうことで、なかなか厳しいこの状況にあるわけですので、これをどのような形でやるのか、やっていくのか。そのほかどのような方法があるのか、今後も十分検討してまいります、いいアイデア等がございましたら御意見をお聞かせいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私は、平成2年からこういう政治の道に入っているわけですが、ずっと三股の歴史を見てもみますと、今問題になっております県北の道路網の整備ですよね。これと一緒にないかなと。非常に立派な政治家の人たちは、先生たちもおられました、現実を見てもみますと、公共的なことに対しては、あの道路という一番その地域の人たちに平等に利益をこうむるというか、そういうものは整備されないで、大体団体の利害関係とか、いろんな団体がありますよね、商業団体、農業団体、そっちのほうにどうしても目が行っていて、それはそれで団体の利益も考えないといけないんですが、その分、公共的なことを平行してやっていかないとい

けないのを怠った結果ではないかと思っております。

結局、宮崎県は陸の孤島になっていて、ある政治家は、この前話を聞きましたら、宮崎県の国会議員は何してたのかと。一番大事なこのことに対して何ら手を打たないでこのままの状態での現状になっているということ。三股の場合もそういう過疎地が非常に、そりゃそこを活性化させるちゅうのは大変なことだと思いますが、今までやっぱりいろんな団体のそういう要望に対してはある程度こたえてきたけど、その地域をどうするのかということに対して、本当に真剣に取り組んでいたのかということや、それを当局側の責任ばかりじゃないと思いますが、そういうことはおろそかになってたんじゃないかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 去る平成17年の国勢調査におきましては、結果的には人口の伸び率が1、そしてまた、年少のこの率も、若年人口の比率も1と。そしてまたさらには通勤人口も宮崎県の率にしては1位ということで、考えてみますと、その原因は、やはり住環境に本町は恵まれているんじゃないかということでございますが、しかし、内容においては西高東低という言葉のとおりで、山間地は過疎、西部のほうは過密というようなことで、そのような現状にあるところでございますので、なかなかこれを調整してやるということは非常に難しい面もございます。

本町におきましては、長田小学校も校舎、プール、体育館、そしてまた運動場等も整備いたしております。そしてまた、御承知のとおり、3年前から水道の整備事業、そしてまた、ケーブルテレビもエリアの拡張をしていただき、もう中央部と同じような条件にあるわけでございますが、やはりここに定住する人口をどのような形で定住させるかということや、非常に難しい面があるわけでございますので、考えてみますと、やはり長田小学校は今30何名かと思いますが、やはり長田の出身の方が、若い方が、この中心部に移住してくると。それは何かと申しますと、やはり子供が小学校、中学校入りますと塾に通うわけですね。そのようなことから、やはり親の便利さ等から、やはりこの中央部に移転されるんじゃないかというふうなことを考えております。そのことが解消すれば、やはり長田のほうも定着するんじゃないかと思いますが、やはりこの便利のいい中央部に塾の先生たちもおられる関係で、どうしてもその辺が解消されない面もあるわけでございますので、なかなかこの過疎地のこの定住促進ちゅうのは、なかなか厳しい状況でございます。努力はしているわけでございますが、現状はそのようなことでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） いろいろ今の時期は特に大変だと思います。ただしかし、ここで手をこまねているわけにいかないと思います。やはり守りの行政じゃなくて、今こそやっぱ

り攻めていく。町内の均衡ある発展のためにもう一回しっかりとした考えをもって取り組んでいけない時期じゃないかなと思う。決して遅くはないと私は思っております。

そのために、ひとつの提案という私の提案なんですが、三股もそう広さがある町でもないですが、やはり条件的に地域によっては全然違うと思います。ちょうど真ん中を東西に川が流れているし、そして、勝岡からちょっと丘になっておりまして、蓼池のほうからこっちは見えない。こっちらも向こうは見えないということで、非常に地域柄の環境が違う状況じゃないかなと思っておりますので、その中で、だから、三股のやっぱりその地域の特色を生かしたことで取り組んでいくべきじゃないかなと。川北ですね、蓼池を含めた川北、そして、川南、この中心部ですね。そして、川東、山田橋ですかね。そういった、そういう3つぐらいの一つのゾーンに考えて、そこを特色あるとこに一気にいきませんが、何かびしゃっとした基本方針をもってそれに取り組んでいくということも必要じゃないかなと思っております。

そこで、御提言なんですが、せっかく町長も対話と協調ということで打ち出されておりますので、これは、庁舎内で町民を呼んで聞くんじゃなくて、自分でみずからその30の集落を全部回れという意味じゃありませんが、さっき言った3つの地区ぐらいは声を聞くということは、いろんな行事等で町長も忙しいというのは、私も十分わかっておりますが、しかし、やはりその地域に行って、その声を聞くということは、飾りのない本当の町民の声が聞けるんじゃないかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいま御提言のことにつきましては、十分認識をしながら今後やっていきたいと。早速、梶山と長田地区につきましては、災害関係で説明会に行くようになってます。そのようなことを通じて今後もさらに推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） そういう災害のことも大事なんですが、私が提言したいのは、その特別な目的がなくいいと思います。その地域のとこに自分で乗り込んで行って、その地域の人たちにやっぱり何かありましたら何でも言ってくれと。それができるときは別なんですよ。とにかく私も先般、忘年会であの長田地区の人たちと二、三回、もう2カ所ばかり呼ばれまして声を聞きましたところ、やはりやっぱり改まったこの行事とか、そういうとこでというのは本当の声は出ないんです。やっぱり出かけて行って、そして、もう忌憚のない同じ町民ですので、もう自分たちの家族のようなもんですわね、2万人そこそこのそういう町のことを考えれば、やっぱり地区に出かけて行って、いろんな、そのときも40代の方々がPTA関係とかいろいろ農

業者の方もおられました。

その話を聞きますと、やっぱりそういう中堅層の話も聞いてもらえんかと。やっぱりどうしても役をとってる方は、高齢者というと語弊がありますが、そういう方々がどうしても行かれて、生の声がなかなか聞いてもらえないという。だから、こっち側から、本当は住民からそれを計画してやるのがいいんですが、やはり現場に行って、やっぱりそういう若い世代が出てくれるような、そういう雰囲気をつくって、そういう声を、生の声を聞くというのもひとつのそういうのを発展しますと、地域審議会なるものを立ち上げて、そして、町全体で今度は、その全体をどうするかということのプロジェクトを中心に据えて、そして、その地域に審議会をつくるのも一つの手だと思いますので、そこ辺も何かの積極的な攻めの行政というか、そういうことに乗り出してもらいたいと思っております。

特に、いろいろありますわね。つつじヶ丘祭りとか、しゃくなげとか、非常にいろんないい施設もありますし、その中でまた今度せつかく陶芸家もいらっしゃいますから、ああいうところにアトリエロードというのがありますから、その陶芸祭りと一体となって何か祭りとか、そういうのを計画されたり、いろんなことを仕掛けていくと、何かいろんなことが出ると思います。やはりみんな必死でやっておられる方ですので、ひとつそういうことを参考にされまして、積極的な行政を推進していつてもらいたいと思います。

次に、重点政策ということでお聞きします。

三股町今ある計画、来年度の重点政策を申されました。そのことももちろん大事だと思っております。しかし、三股町のどういう町に方向づけをするのかということと考えますと、やはり本当に大きなコンセプトというか、あれがないと、その福祉の町に、一つの例として福祉の町を掲げて進んでいくのか、もう一つは、やっぱり今財源難ですので、経済状況ですね、経済を少しでも活性化するために、町の税収が上がるような政策をとっていくのかということも、そういうことも踏まえて重点政策ということで取り組んでいかれてはどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 福祉の町、そしてまた、本町は教育の町でもございますし、また、スポーツの町でもございます。全方位的なこの行政が、やはり町民のこの福祉の向上につながるんじゃないかと。また、教育文化の向上にもつながるんじゃないかというようなことで考えております。

やはり一つのものに絞ってやるのか、それとも全方位的な考えでやるのか。それは、町民がどのように享受するのかということもあるわけでございますので、私としてはやはりすべての面にこの重点的な考えをもっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） とにかくやっぱりいろいろな方向があると思いますが、やっぱりそういう方向をぴしゃっと方向に向かっていくときは決してぶれるとだめだと思わすよね。やっぱりこの基本方針というのをずっと貫いていって、少しずつでも町勢の発展につなげていただきたいと思います。その中で、これから財政的にも非常に窮屈になって厳しい状況がますます続くと思います。その点からして、やはり町の収入を上げるという、もちろんむだなことは合理化を図って改革するとかしていくんですが、収入を上げるということも非常に大事じゃないかなと思っております。

その収入を上げるといっても、そういう単純じゃないかもしれませんが、直接的に町が収入を上げるとなると、いろんな行政ですので問題もあると思いますが、しかし、できないことはないと思います。例のコミュニティバスとかいろいろ走っておりますが、そこに広告を出すなり、体育館とか非常に多くの施設があります。あそこに少しでも町内の業者とか、そういうところから収入を得るために広告なり、そういう手もあると思います。

やっぱりそういうので取り組んでいるなということ、やっぱり一つの取り組みを見せるためにも、そういう積極的な、前向きな行政をしていってもらいたいと思っております。

それと、間接的には、やはり町民の所得向上だと思います。それが、所得向上があればいろいろなことで町税として上がってくるわけですので、この所得向上、どういうふうにして考えていくかということで、私なりの提言というとなんですが、いろいろ言われます。やはり特産物の研究開発をしてブランド化、せっかく先般も数年前だったですかね。特区をとってどぶろく特区ということで、非常に全国的にも結構三股町は有名になったと思いますが、その後が続かない。やっぱり最終的には、あそこを一つの特区ですので、1軒だけの製造じゃなくて、やっぱりそこに行政がてこ入れをしまして、やっぱりその地域をつくっていくことによって、そういうアクションを起こさないと、ただ、こう何か特区を取りました、よかったよかったです、マスコミも非常に報道されて、後はもう今になってみると余り聞かないような、町内でも聞かないような状況にこれは本人の努力ももちろんですが、やはり行政のてこ入れというか、やっぱりそういうことを行政としてもやっていかないといけないと思いますが、そういう面ではいかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） どぶろく特区の指定を受けて、早速平成17年10月から醸造に入っているとありますが、なかなか第1号は早くこう何ができましたけど、第2号、第3号ということで、やはりどぶろくの生産者もいろいろ努力はしているわけですが、なかなかこれが、名前は上がるんですが、なかなか実施に踏み込んでいってないというような状況でございます。

それと、先ほど申されましたこの財源のこととございまして、やはり「入るをはかって出るを

制する」という言葉がございますが、やはりこの収入増というものを財政が厳しくなればなるほど、その点に努力しなければならないわけでございますが、そのためにはやはり企業誘致、また人口増を図ることが最も適切な方法じゃないかということで考えているところでございます。そのようなことから、昨年の4月から乳幼児の医療費の補助、そしてまたコミュニティバスの運行とか、そのようなこともやっているわけでございますが、さらに人口増、また企業誘致等にも今後さらに続けて推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

どぶろくの問題も次の2号、3号ということに出てくれば、やはり町内でどぶろく祭りでもやったというようなことも考えておりますが、なかなかその辺が1軒ではなかなかできないという状況でございます。県下でも国富町がどぶろく特区を受けて、あそこも今一人でしょうか、もう始めたということでございますが、町内のこのどぶろくの事業の拡大を今後も努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） とにかく規制の前例主義とか、まあ公共団体ですので、それ以上はできないというそのいろんな規制があると思いますが、しかし、やはりそういう垣根を取れるところは取って、やはり地方分権ですので、自分たちの町は自分たちで守っていくという強い信念のもとで行政運営をしていってもらいたいと思います。そのためには、やはり町民の所得向上をいかにして所得を向上させるかということ、やっぱり真剣に考えていってもらいたいと思います。

というのは、私は先般、宮大の農学部の教授にちょっと業者の方と面会をさせまして、ただ参考的にいろんな話を聞くということで行ったんですが、1週間しましたらあることの商談がまとまりまして、もう今も本当にいろんな産学官ということで、いろんな学校なんかも独立行政、何ですかね、法人になりまして、積極的なんですね、びっくりしまして。だから、前向きに前向きに、いろんなとこに今まで垣根があった所にも自分たちからアプローチして話を持って行って、それが町民の所得向上なりそういうのに結びつきゃあ、これはもういいことだと思いますので、ひとつその辺も融通の効く町政運営をしていってもらいたいと思います。

次に、時間もあれですので、食事があるということでちょっと急がせますが、住居表示の変更、これが検討委員会もつからないということで、今ちょっとがっかりしました。というのは、私も何でこう急いで今回この問題を取り上げたかという、この前の6月の議会の議会だよりで、匿名を入れまして5件の反応がありました。家に電話がありまして、今市から2件、下新から1件、山王原から1件、植木から1件ということです。電話がありまして、何の電話かなと思ったら、やはり非常に町民の方々は、いいことを言ってくれたと、私たちもよそから来て土地勘もないし、

1人の方は営業されて非常に苦勞したと。ですね。まあ、単純に考えれば今市に蓼池の大字があって、その住所で行くというのも不便を、我々はもう町内に住んで、町出身の方とか我々は土地勘がありますから、そうびっくりするような状態じゃないと思いますが、しかし、真の町民サービスから来たら、そういうことを少しでも解消、一遍にはいかないと思います。取り組んであろうと、そういうことをすることによって地元に対しての、三股町に対しての、三股とは縁のない人たちがふるさと意識を持つてくる、やっぱりそういうことは地道な努力をしないと、ただ財政難、私は平成12年度も取り上げました、この問題は。その当時はある程度は財政的にも状況はよかったじゃないですか、そういうときに、こう現実になってくると大変だということ、そりゃあ大変なことはわかりますよ、しかし真剣に町民のそういうサービスをということを考えていくと、もう少しは、部分的にちょっと、その部分的に取り組むとか、全体じゃなくて、そういうこともやっぱり必要じゃないかなと思いますけど、それが一体となった自立を、町民を同じ方向性に向かせるためのそういう積み重ねじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今言われました件について、検討委員会をつくらなかったと。内部で総務企画課の企画、それから行政係、そして町民保健課の戸籍の部分、それから都市整備課の部分、そういったところと協議をしながらこの結論に至ったわけでございまして、一つには、今参考事例を申し上げますと、これに取り組んだところの事例なんですが、福岡県の岡垣町というところがございまして、人口が3万2,218人、大体規模的に大きい市とか政令都市なんかはこういったことに取り組んでいるんですが、私たちの町と同じぐらいの規模の所でどうされたかということで申し上げますと、ここの予算的なものが平成20年度で約75億ぐらいの所なんですが、そこが住居表示に取り組まれたということでございまして。平成10年から平成20年までの第9回に分けて、9次事業として年次的に実施をしてきたというところでございまして。これを進めるに当たって検討委員会なりをつくって、約2年間その前準備があったということで、その間に住民への説明会とか、実施するということが決定した段階で、議会の議決を得て条例化を制定したというところでございまして。平成10年度から11年間にかけて事業ということで、年間が大体1,112万から1,537万ぐらいの間で上限しながら、年次的にやっているというところでございまして。その総事業費が1億3,000万円余りということで、全体をやるということになると、これだけの費用がかかるということでございまして。

こういった事業量とか経費とかを今の財政状況等も照らしながらやりますと、非常に難しいんじゃないかなという気がしております。また、行政改革にも取り組んでいるような状況でございまして、これに人的な面から見ると、やはり本町に当てはめると、最低1人以上の専属でこれに係る人間が必要だということになると思います。行革の基本方針の中で、職員数も削減の方

向で今出している状況ですから、やはりこれに取りかかるにはやはり喫緊の、先ほども町長が申し上げましたとおり、まだいろんな対策があると思います。そういったところを十分しながら進めていくべきじゃないかなという気がしていますので、部分的にと言われましても、全体を見てその部分の一部はどうかというところまで十分検討しないとできない部分もございますので、今のところそういったことで検討委員会をつくらないという方向で考えたところでございます。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 行政はこれから特にやはり総合サービス業ですか、そういうぐらいの意気込みを持ってやってもらいたい。いろいろな問題もあると思いますが、部分的にでも参考にさせていただければいいと思いますが、ひとつお願いいたします。

次に、4項目めの植木の道路等整備です。これも私かなりおくらしているんじゃないかなと思っております。土地区画整理事業を地元の方々の賛同を得られなかったということもありますが、というのは、もう何年になりますか、平成12年度から都市計画税というのが廃止されましたね、町内、そのときに約7、8,000万、7,800万ばかりの税収があったと思いますが、これが廃止されたということでしたが、お聞きしますけど、都市計画税というのはどういう税なんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 今現在三股町に都市計画税がない関係で、私もちょっと勉強不足で詳しいことはわかりませんが、用途区域内に都市計画税をかけて、その区域内の公共事業の整備ですか、それをしていくちゅうことでありますけれども、廃止された理由はちょっと私もよくわかりませんが、その整備をするにはそのほかにもいろいろやっているちゅうことで、不公平感もあるんじゃないかというのが背景にあったんではなかったかなと思います。そういうことで廃止になったんだろうというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私もちょうどそのときはまた議員に復帰しておりましたので、そのときの平成10年から11年までの少しその当時のことをある程度調査しました。そこで見えてきたものは、要するにそのときは都市計画税ということで、私ももちろんうちの土地とか建物にもかかっておりました。そして、御承知のとおりはやま住宅ですか、あの大坪酒屋から入った所、はやまニュータウンという、あそこは都市計画税の区域じゃなかったのを都市計画税を町が徴収しよったんです。そして、その当時、11年に2年間返還したはずで、取るといかにとるころを取っていたんですよ。まあ、あの当時ちょっと住民の方々が大きな不満を言わなかったからよかったものの、そのときになぜおかしかったというのは、ほかの植木地区では取っていて、あそこ都市計画区域内に入らなかったんだから、おかしいということでいろいろ調査をしま

した結果、今言われましたように、昭和31年から都市計画税というのは目的税ですね、都市計画事業内のその地域に取ったお金を還元しないとイケないということで徴収しておりました。私ももう来た当時から多分都市計画税がかかって、0.3%ですか、かかっていたと思います。そのお金を、そのときにもものすごい論議になったのは、そのお金をほかの地域に使っていたんです。

だから、今考えてみると、本当は植木地区とか稗田地区、取っている、今市もだったと思います。そういう所に投資しなければいけない、整備とかいろんなことに使わないといけないお金を上米公園とか山王原方面にも使っていたと、ここはかかっていないんです。そういう時期があったんです。だから、今私はこの植木をそういうお金を取っていて、今となったら財政上が厳しいからということで我慢してくれ我慢して、おかしいと思うんです。そういう何十年かに、これは行政には時効はないんです。取っていたんですよ、取っていて我々の所に使わないで、約8割ぐらいをよそに持って行って、結局自分たちの地域を整備してやりますから税金をくださいと言って、そのお金をほかに使っている。これは民間で言やあ犯罪行為じゃないですか。そういうことを私も言いたくないんです。言いたくないけど、結局そういう長年のそういう行政努力をしないで、そして今になったら金がない、何かこう後ろ向きな答弁ばかり、本当に何かその時々その場のしのぎの行政じゃ私はいかんと思うんです。やっぱりみんなでその地域を何とかしてやろうと、本当に不便をこうむっています。そういう面ではいかがですか、そういうことがあったんですよ。これは、税金、それを地元に戻す、今からでもそのお金を、普通やら民間だったら返せと言いますよ、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫辰生君） ただいま都市計画税の用途についての御質問でございますけれども、都市計画税の廃止というのは、御指摘のように用途区域と用途区域外、このところが道路1本隔てて、一方は都市計画税がかかる、一方はかからないと、こういう不公平等がございます、そういうのも含めて都市計画税のいろんな議論があったというふうに考えています。その中で、今言われましたその都市計画税がどのように使われていたか、そのときその都度、これは目的税でございますので、用途区域の道路を含めて公共施設関係、そのように使われたというふうに認識しておりますけれども、これが一つ一つが、このお金がどういうものに使われたか含めたところは、やはりお金に色はついてませんので、やはりこの町の行政施策の中の都市計画区域の中の用途区域、これに使われたのじゃなかろうかというふうに認識はしています。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私はそのときいろんなこの議会で質問もしました。そして、多分記録に残っていると思いますが、とにかくそのときはほかの地域に使っていたということで非常に、だから我々は廃止に賛成したんです。取ってない所に使っていて、じゃあ全体にかけると、

そのまま全部かけていけばいいんですよ、どこで使おうが、しかし、こっちから取って、税金を払ってない地域に8割ばかりいって、それで廃止になったというのは、何も、そりゃあ普通や
りゃあ取ってもいい、本当に正当に目的税として使われていけば廃止する必要はないですがね、
そういうかかってないところにかかるようにしたりすれば税収のアップにもなるわけやからです
よ。現実を取っていて、何かこう、言えば詐欺ですよ、一つの。それをしたからこそ、そういう
質疑をしたんですよ、そのときに、だから廃止をしたんです。そうやればみんなをかけていって、
そういうふうにそれをかければいいじゃないですかと言ったら、今度はそういう地域の人たちは
反対しましたよ、何で、そりゃおかしいですがねちゅうことで、じゃあ廃止しましよちゅうこ
とで、たった1票差でそのときに可決されたんですよ、そういう厳しい状況の議会だったんです。
11年だったと思いますよ、私も記憶はあります。そういうことですので、だからもっと、そう
いう取っていた所の、まあ植木ばかりじゃないと思います。今市とかそういうところにも、やは
りそういう今からでも少しでも整備の投資をしてもらいたいと思います。それが還元ですわね、
そういう時期があったんですから。まともに使ってりゃあもっと整備されてたと私は思いますよ、
いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、この都市計画区域に入っていない所の世帯を課税してと
いうことから廃止になったというようなことでございます。そのようなことから、この植木地区
のこの道路の整備については本当におくれていることは重々わかっているわけでございます。こ
れにつきましても、やはり植木地区の区画整理の計画があったわけでございますが、過去のこと
を言うても始まんわけですが、そういうことで、もしこれが実行されていけば、今のような道
路状況じゃなかったと思いますが、そういうことで、この植木地区の道路整備については計画的
にやっていきたいというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。簡潔にお願いします。

○議員（10番 山中 則夫君） 過去のことを云々と、確かにそうです。だから前向きに、特に
人口密集地で自主財源確保のためには、非常に植木地域の人たちは町に貢献しているんじゃない
かと思っておりますので、そういうことを含めて、やはりいろんな集中的に投資するところは投
資してってもらいたいということを述べまして、質問を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、これより昼食のため1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時06分休憩

午後1時26分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 質問席登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

まず最初に、介護保険の現状と見直しについて質問いたします。

介護保険の導入から9年、今や介護の社会化という理念は投げ捨てられ、高齢者の生活を介護取り上げや負担増が襲いました。その結果、必要な公的介護サービスを受けられず、社会から見えない形で困難を抱えて暮らす介護難民が激増しています。家庭介護の負担を苦しめた悲惨な事件や孤独死なども絶えません。

平成17年10月実施の食費、居住費の全額自己負担化によって、負担増に耐えられない高齢者が施設を退所する、ショートステイやデイサービスが利用できなくなるなど深刻な事態が広がっています。

また、平成18年度の医療改悪で、平成24年度末までに療養病床を全国で23万床削減、介護型は廃止することが決まり、病院から追い出される高齢者も増えています。ますます行く当てのない介護難民がふえることが予想されます。本町でのこの3年間の介護認定者と利用率の推移はどうなっていますか。

介護保険は平成18年より予防重視型に転換しました。新予防給付の実施など、自立支援や介護予防を口実に軽度と決めつけられた人から介護取り上げが進められ、福祉用具のレンタル基準の見直しや1週間に利用できる回数を制限された方も多数おられたと聞きました。本町では軽度者の生活にどのような変化がありましたか、また介護予防のために取り組んだ事業とその効果、今後どのようなことを検討されているのか、ありましたらお聞かせください。

次に、介護保険は来年4月には3年ごとの見直しが行われると聞いていますが、厚生労働省から示されている見直しの数値と本町の現状、町民への影響などを伺います。

また、介護保険料も改定されると思います。現在、本町の介護保険料は基準額で4,600円、県内では5番目に高く、65歳以上の方々は年金から差し引かれる保険料に、何とかならないのかと不満の声を上げておられます。増税や物価高などでますます苦しくなっている生活、これ以上値上げされることは到底容認できるものではありません。次年度は介護保険料の引き下げ、減免制度の充実はできないのか質問いたします。

2番目の質問に移ります。冬は火災シーズンです。最近の統計では住宅火災による死者が毎年1,000人を超え、その多くは睡眠中の逃げおくれが原因と言われています。本町でも今年2月に火災によって1人の方が亡くなりました。火災の早期発見によつて的確な対応がなされ

ていたら、尊い命も失われずに済んだのではと悔やまれます。平成16年に消防法が改正され、住宅用防災機器の設置が義務づけられました。新築住宅については、平成18年6月1日から設置が必要とされており、既存の住宅については、平成20年6月1日から平成23年6月1日の間で、自治体の条例により設置義務の期日が決められるようになっています。本町での条例設置はいつごろを考えておられるのか、また、住民に対してこのことを周知し徹底させていくには、いつごろからいかなる方法で、どのようになされるのかお伺いいたします。

多くの町民に義務化の意義は理解されたとしても、これを個人の判断で設置させるとなると、さまざまな逡巡が生じてくるのではないかと思います。具体化を進める意味で、また器材購入の利便性を図りつつ単価を安く抑える上からも、自治体が主導的に働いて一括購入などの方法はとれないのか、他の自治体においてもこうした方法で取り組んでいる所があると聞きましたが、本町でも早急に取り組むべきだと考えますが、お伺いいたします。

また、その徹底を図る一環として、70歳以上でひとり暮らしの低所得者、障害者への設置費用の助成は、単に財政上の問題にとどまらないと考えますが、この点についてもあわせて質問いたします。

3番目です。現在、世界同時不況の波が押し寄せています。本町の商工業者も売上減少や資金繰りの悪化などで経営が大変な状況と聞いております。このようなときこそ国や自治体は何らかの手を打って助けることが必要なのではないのでしょうか。

本町の発注する公共工事の支払いの件について伺いますが、工事が完了してどのくらいの期間で支払いがなされるのか、検査が終わって少しでも早く支払いはできないのか、また、前払金は300万円以下の請負工事には出されていないと聞きましたが、なぜなのか、小さい業者ほど資金繰りが大変です。前払金も請負金額にかかわらず、同じようにすることはできないのかお伺いいたします。

前段の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

介護保険の現状と見直しについて、①の3年間の介護認定者と利用率はどうなっているのかということでございます。

平成12年度に介護保険制度がスタートして、ことしで9年目を迎えるところでございます。その間、高齢者の数が1,012名、高齢者率は3.7%増加いたしております。平成18年度から3年間におきましては、高齢者の数が300人、高齢者率が1.0%増加しており、高齢者の増加に合わせて介護認定者も増加している状況でございます。平成18年度の介護認定者は

943名、平成19年度が997名、平成20年度につきましては1,026名になる見込みでございます。また、利用率につきましては、認定を受けたもののサービスを利用されていない方や住宅改修のみに活用される方もおられ、認定者に比較いたしまして利用率は落ちている傾向にございます。

それから、②の介護予防のために取り組んだ事業とその効果、また今後どのようなことをしたらよいと考えておられるか、検討されていることはないかということでございます。

介護予防事業の取り組みについて説明を申し上げます。

介護予防事業は、健診や生活機能評価等のデータから、状態が極めて要介護の状態に近づいている方々に対する、いわゆる特定高齢者施策と元気な一般高齢者施策とに分けて実施をいたしております。

特定高齢者の介護予防事業は、週1回、町内1カ所に対象者を集めて、通所型介護予防事業として運動機能向上のプログラムを実施しているところでございます。また、一般高齢者向けの介護予防事業は、元気の杜において実施している生きがいデイサービスの事業をはじめ、月1回から2回程度、町内10カ所のコミュニティーセンター等において、体操を中心に血圧測定や健康相談等を実施しております。どちらの事業も保健士、理学療法士などといった専門の資格者を派遣しており、健康管理や運動の仕方等についての的確な指導を行っているところであります。

効果といたしましては、現段階において数的に抑制効果を示すだけのデータはございませんが、これらの事業を継続していくことで、介護保険の認定者数を抑制し、住民の自立支援につながるものと考えております。

今後の取り組みといたしましては、認知症対策を重点課題として取り組む必要があると考えております。本町におきましても、介護認定を受けておられる方の多くの適切な対応がとられていないために、症状が悪化するケースが見られます。専門の医療機関と連携して、地域での認知症の理解を促す研修会等を積極的に計画し、地域理解を深めながら可能な限り在宅での生活ができるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、③でございますが、2009年4月からの見直しで、保険料や利用状況はどうなる見込みかを伺うということでございます。

介護保険料については、皆さんも御承知のとおり町が3年ごとに見直しております介護保険事業計画の中でお示しすることとなっております。ことしは第4期目となります。その策定に当たりまして、町議会の代表や各福祉関係団体の代表などで構成する策定委員会において、現在御審議いただいているところであります。今月19日に第3回目の策定委員会を開催することとしており、御質問の保険料についてもそのときに御審議いただく予定でございます。策定委員会を待たずに確定的なお答えはできませんが、この場におきましては具体的な数字等につきましては控えさせ

ていただきますが、昨今の景気の動向を踏まえ、住民の皆さんの御負担を現状より重くすることは避けたいという考えを持って策定委員会に臨みたいと考えております。

また、サービスの利用状況につきましては、適正なサービスを提供するという基本姿勢を持って、各事業所や介護支援専門員の方々に協力を求めていくとともに、利用者個々が介護保険制度そのものをよく理解していただけるように、若い世代に対して制度理解を求める啓発活動に力を注いでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、住宅用火災報知器等の設置について、2011年から火災報知器が義務化されるが、町民への周知体制と一括購入して安く販売することは考えてないかということでございます。

住宅用火災警報器につきましては、平成18年6月から新築住宅への設置が義務化されており、既存住宅につきましても平成23年6月から義務化されます。町民に対しまして広報紙などで設置の呼びかけを行うとともに、悪徳業者に対する高額な訪問販売に注意するよう呼びかけているところであります。

また、消防団員による地域住民への広報活動も行っているところでありますが、義務化されるまで時間的余裕があるということで、なかなか設置が進んでいない状況にございます。火災報知器が人名を救う有力な機器であり、町といたしましては今後とも設置のPRに努めてまいりたいと考えております。

なお、警報器は多くのメーカーが各種製品を開発しており、量販店や町内の電気店などで主力商品としてチラシに掲載するなど、販売に力を入れている状況で、なかなか安価で購入できるようになっているところであります。このような状況下で、町が一括購入して販売するのは、懸命に取り組んでいる販売店などの民間圧迫につながり、大変難しいと考えられますが、自治公民館や支部等で業者と契約を結び、一括購入に取り組まれるのは可能ではないかというふうに考えております。

なお、条例制定につきましては、今後状況を見ながら制定をしたいというふうに考えているところであります。

それから、②のひとり暮らしの高齢者や難病患者などへの設置費用助成はできないかを伺うというところでございます。

本町では、このように機器の設置を伴う高齢者等への支援事業といたしまして、緊急通報システム事業を実施しております。本事業は、慢性の疾患等を持ったひとり暮らしの高齢者等に対し、電話機能を有した通報装置を設置し、看護師等の専門職員を配置したオペレーター、オペレーションセンターと連携して、緊急の場合に対応できるよう24時間体制で見守り、声かけ等の支援を行うシステムであります。財源としましては、介護保険の地域支援事業に位置づけられているため、国県からの交付金を活用しているところであります。

今回御質問の火災報知器の設置につきましては、こうした高齢者や難病の方などに対して、特に財源的な補助が見当たりませんので、実施するとなれば現在のところ町単独での予算化となります。今後は、国県の有効な補助事業についての情報収集や実施する際において対象者の絞り込みと方法及び助成額等を含め慎重に検討していく必要があるかというふうに考えております。

それから、町発注の工事代金の支払いはどうなっているのかということでございます。工事代金がもう少し早く支払うことはできないかということでございます。

工事代金のお支払いは、三股町工事請負契約約款第32条第2項で、請求を受けた日から40日以内に支払わなければならないようになっております。また、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律にも、工事代金については40日以内に支払うということになっておりまして、したがって、早期に支払うようにするには、当該約款を改正して支払期限を短縮する方法がありますが、他団体の約款を調査しましたところ、どこの団体も40日以内となっているようでございます。

実際の支払い事務といたしましては、工事の検査後工事代金の請求があれば、担当課での支払い命令の決裁終了後、会計課に伝票、書類を送付し、会計課、現場確認と書類審査を行って支払いいたします。その間、他の物品の支払い同様にできるだけ迅速に処理し、30日以内の支払いを心がけているところであります。

また、現在前払いの下限金額を300万といたしておりますが、これを100万に引き下げよう、請負業者へ工事資金面で便宜にできるよう検討いたしているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） ただいまの答弁に若干補足をさせていただきます。

利用率について、具体的に町長のほうから言わなかったんですけども、中には認定を受けて、とりあえず受けてみようという方や、それから住宅改造改修のためにだけに介護保険を使おうと、そのために認定を受けようという方もいらっしゃいます。また、利用者の入退院とか、それからサービスの変更などがありまして、一概に利用率が幾らというところをなかなか出しにくいところがございます。現在までの数字を見ますと、要支援で大体7割程度の方がサービスを利用していらっしゃいます。だんだん介護度が大きくなるにつれて利用率は当然高くなるんですけども、要介護度4、5の方で約9割、全体でいけば大体2割程度の方が介護保険を利用されていない、認定を受けたけれども利用されていないという状況であります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） さっきのこの3年間、今年を入れて3年目なんですけど、見直しが

されてから随分介護が受けられなくなっている人が、こう聞くんです。今まで要介護2だった人が要支援になって、デイサービスを1週間に2回受けてたのが1回しか受けられなくなったとか、この前、私が所属している社会保障福祉協議会で、全県キャラバンで回って、福祉課ともいろいろアンケートをお願いして、聞く会があったんですけど、そのときもらった資料によっても、認定者は増えているんですが、要介護4とかは少し減ってますけど、2006年と2008年を比較した場合に、やっぱり介護のその利用率が落ちてるわけです。2006年と2008年の3月を比べた場合に、それと決算資料で見たときに、給付の実績が17年度と18年度の給付費を見たときに、約3,000万ぐらい落ちているわけです。やはりこれは国が介護を受けさせないような見直しをしたからではないかなと思うんです。やはり町としてもこういう給付額の給付費の実績が少なく出てきているんじゃないかなと思うんです。やっぱりこの介護保険を納めているのに介護を受けられないというふうな人たちが、そういうふうなことで介護認定なんかちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですが、本町の場合はそういう介護認定は町独自でやっているんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 御指摘されたとおり18年度の制度の見直しということで、介護予防のほうに重点的にということで、17年度から比べると18年度は要支援が増えていったという形になっております。当然サービスの制限が加えられたわけですので、それだけ給付費も少なくなったというのが現状でございます。

御質問にあった介護認定につきましては、今は都城市の介護認定審査会のほうに委託として町のほうから委託しております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私は、ちょっとこの前の土曜日にある事業所を尋ねて、事業所としての仕事ぶりちゅうんですか、そういうふうなものも聞いたんですけど、随分、家族がいると、家族がいるとと言うと、あるおじいちゃんとおばあちゃんがあつて、おばあちゃんのほうが認知症になって介護を頼むと、そういうふうなときになかなか、家族がいるというふうな、おじいちゃんのほうは元気だというふうなときに、なかなか本人が望むような介護が受けられないとか、同居者がいたらその介護の援助が受けられないとか、それから病院に連れて行くのはできても、そこで手を引いて病室まで連れていくことはできないとか、それから、今まで介護5だった人が介護認定で3になってサービスが減らされたとか、そういうふうな事例をすごく聞いたんですが、そこら辺は町として、福祉のほうとしてはお聞きになったことはありますか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほども言いましたけれども、18年度に制度改正があつて、いろ

んな形で今まで受けられていたサービスが受けられなくなったという話は確かにありますけれども、極端に要介護度が下がるといったケースは余り見られなかったということで解釈しております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、予防給付というふうなことに変更されて、町の場合は包括支援センターがそのあたりのプランとかを組んでいると思うんですが、それらの進捗状況とかは、先ほど町長も少しおっしゃいましたが、これから本当に介護が進まないようにするために、何かもっと取り組もうとしている事業とかございますか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） まずは、町長の答弁にありました認知症対策ということがまず一つでございます。そのほかにということで、ただいま実施しておりますこつこつ貯金教室、それから足もと元気教室、これをさらに充実させていきたいと。アンケートを参加者にとったんですけども、まだいっぱい町内の中にはそういう教室に参加したいという方がいらっしゃるということで、そういう交通手段がないということで教室に行けないという方もかなりいらっしゃるということを聞いております。

この前の臨時議会で駅舎を改修してそういう施設にという話をさせていただきましたけれども、今後はくいまーるを利用して、駅舎、今の駅舎ですね、改修後の駅舎で教室を開いて広く参加者を求めていきたいというふうの一つは考えております。

それから、もう一つあるんですけども、どうしても居宅等で転倒したことによって、あと介護保険のほうに認定されるような形になっているケースが多いということも聞いております。介護保険の認定をする前に、軽微な住宅改修、例えば手すり、主に家の中で手すりが必要とされるものが、普通トイレとかそれから浴室、それから廊下等の手すりの改修をすれば、大分介護予防につながるのではないかと聞いておりますので、今後ぜひ前向きにこちらの事業についても取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 転倒予防とかそういうふうなことで、足もと元気教室とかいうのは、実は私も足が弱くて、すぐ転んで、正座ができなくて、誘われたので今転倒予防のほうにも行っているんですが、やはり今健管センターでやっているから、なかなか車がないと行けなくて20名ぐらいなんですけど、それを各地域にしていいただければ、もっと参加者も多くなるんじゃないかなというふうに今思っ、私もう階段おりののが恐かったんですけど、今少し階段をおりられるようになったもんですから、そういうふうなこととか、認知症の予防のために、何ですか、教室ですか、家族の介護のため、私も去年亡くなった母が10年ぐらい前から悪かったんですけど

ど、最初はわからずに、最初の処置を間違う、間違うと言ったらいかんけど、見過ごしたりする
場合があるもんですから、そういう教室、認知症の学習会みたいな、そんなものはできないもの
かどうか、そういうことを考えていないのか。これから介護に対して予防を取り組むのに介して、
もっと具体的にできないものか、お願いいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 現状では、専門の医療機関と連携というか、余り確立されていない
ところがございます。今後はやはり地域の中に入り込んで、今言われたような形のお勉強会みた
いところに専門の医師、またはそれにかかわる職員の方を派遣していただきまして、早期の対
応ができるような形で開催していきたいというふうには考えております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、先ほど言われました、やはり予防という形で介護認定を
受けてない人でも、転倒したときに寝たきりになったりするわけですから、一般財源を使ってで
も軽微な手すりとかそういうふうなことは、福祉予算の中で何とかできないものかどうか、その
あたり先ほど考えているとおっしゃったけど、それは介護保険の中での予算なんでしょう。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 介護保険では一応住宅改修ということで、1回当たり20万円です
か、限度が。こちらのほうがありますけれども、手すり等は経費的には2、3万で済む事業です
ので、介護保険にだから入る前の方です。健康な方々が今現在手すりによって介護予防となる
ということであれば、当然一般の形にはなると思います。一般の会計からの持ち出しという形には
なると思います。

ただ、今後どのぐらいの方がそれを要望されているのか、またどのような形で進めていくのか、
負担割合はどうなるのかと、いろいろ検討すべきことがありますので、そちらも検討しながら、
今後ぜひ担当課としては推進していきたいというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、来年4月からの見直しに対して、国がこういろいろな数
字を言ってきてると思うんですが、そのあたりどういうふうな影響が、この今の介護保険からし
てどういうふうになるのか、そのあたりを聞かせてください。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） まずは、上西議員が先ほど言われたとおり、介護療養型が23年度
に廃止されるということで、在宅を強いられるようになります。ただ、在宅での介護というのは、
今の現状ではなかなか難しいものがあるのかなというふうに考えておりますので、それなりの受
け皿を確保しなければいけないという大きな問題が出てくると考えられます。一般的にはグループ

ホームとか、例えば特老とか、そういう施設の整備というのが考えられるんですけども、そういう今入院されている方々の受け皿の対応がまず急務だというふうに考えております。

それから、数字的なところと言われましたけれども、今の第2号被保険者、若い方の被保険者の方の割合が今31%ということで制度を支えているんですけども、そして1号のほうは19、国のほうでは1号のほうを20、そして第2号を30ということで、今方針を固めているところでございますので、その分今の被保険者の負担が大きくなるということは予想されております。できればそこら辺を町といたしましては、国のほうの負担割合が大きくなれば、また被保険者の負担は軽減されるのではないかなというふうには思っております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今、私の回りでも親が寝たきりで、病院を追い出されそうになっている人がたくさんいらっしゃるんです。ある一人の人なんかは、大阪にお母さんがいらっしゃるんですけど、大阪と三股とを月の半分ずつ行ったり来たりしているんです。こちらで何か自分が見らんといかんということで、その受け入れ先を今探しているんですけど、なかなかなくて、もうここ半年間ぐらい大阪を行ったり来たりして、やっと今年中に戸嶋さんがベットがあきそうだからというふうに言われたとか言ってましたけど、とにかくそういう状況なんです。これが、その後2、3年して療養病床群が介護型がなくなったらどうなるんだろうかというふうに私なんかも心配するんです。実際、うちなんか最高額の介護保険料を払っているんです。6,900円、毎月、1年間にすれば8万2,800円なんです。これが私も払っているから、年間16万5,600円介護保険料を払っているわけです。医療保険だったら、病気したときは保険払っているから見てもらったり手術してもらったりできるけど、介護保険の場合は、今のような介護保険だったらわからないわけですがね、高い保険料だけはもう10何年も取り立てられちゃって、いざというときには必要な介護すら受けられないというのが今の介護保険なんです。

だから、そこら辺を、国がこの介護保険が始まる前は50%を国がみてたんです、財源的に。それが介護保険が始まってからは25%に引き下げられたんです。それで、あと25%の財源というのは3,000億円なんです。この3,000億円という金は、アメリカ軍に対する思いやり予算と同額なんです。だから、町長あたり本当に国に対してもっと介護保険を、その給付費を賄う予算を、本当に国の負担割合を増やすような方向で要請してもらいたいと思うんです。もう本当に今の状況でいったら、私たちがいざというときには、保険料を払って受けられないというふうな介護保険になってるわけですから、だれでも年をとっていつ何どき倒れるかわからないというのはもう予測はつかないわけですから、そのための老人人口はふえていくのに、今のような状態は施設の抑制とか介護の利用を削減するような介護保険になっているもんですから、ぜひそのことをいろんなところで申し入れを、福祉課も町長もしていただきたいなというふうにご

るんですが、いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、先月の26日に全国の町村長大会がございました。このときに40項目にわたる要望書を全会一致で決議いたしました。内容は、財源の問題、普通交付税の復元の問題とか、福祉、教育、すべてですが、この中に介護保険のこの問題も入っております。そういうことで、当日は満場一致でこの決議をいたしました。当日、その地元代議士の所、そして関係の省庁に陳情活動もしたところがございます。そういうことで、毎年このようなことで国のほうに、たまたま時期的にも来年度の予算編成時期になりますので、そういうことで毎年そのようにこの見直しの件につきましては、そういうことで大会で決議して、当日そのようなことで要望もいたしているところがございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひそういうふうな方向でして、そして、来年度からは介護保険料をこれ以上上げないような方向で、ぜひ検討していただきたいということを要望しておきますが、今、町に前年度の町の介護の基金はありますか、残っていますか、幾らぐらい残っているんですか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 準備基金ということで5,600万円です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり国のほうも町のほうもこの2、3年給付額が落ちてるといふふうなことで、基金が結構あるといふふうなことを聞いているんですが、そういうふうなことがあるわけですから、介護保険料はもう本当にこれ以上上げないような方向で、それと、本当に困っている減免措置も受けられるようにしていただきたいといふふうなことを申し添えておきます。

それと、2番目の住宅用防災機器なんですけど、これもう一度、条例設置はこれいつっておっしゃいましたっけ、いつごろ。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今町長のほうで答弁されたのが、今後十分状況を見て条例ということをおっしゃったんですが、これ条例設置しなければいけないのかどうかというところが、私まだわかってなかったものですから、今後もしそうであればその検討をしたいといふふうに思います。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 先ほど一括購入のことを言いましたが、私たちこの回りの人を聞いても知らない人が結構多くて、どれくらい設置費用がかかるのか、そのあたりがわからないわけです。あと2年ちょっとでもう義務化されるわけでしょう。そのあたりやはりこう準備のこともあるし、それから今結構詐欺にひっかかる人もおると、消防署から来ましたがとかいうふうな形で、そのあたりを早くやはりしていかないと、詐欺にひっかかる人も出てきて、高い器材を押しつけられる人もいらっしゃるのじゃないかなと思います。そのあたりもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この義務化のことにつきましては、広報みまたの10月号、消防団を特集したときに、それと関連してページを1ページほど割いて広報には載せております。詳しい内容が、例えば標準的な取りつける例とか、そういったものも載せてあります。大体これを読んでいただければ中身はわかっていただけるんじゃないかなというふうに思っておりますが、今後もいろんな機会でご報告に努めたいと思いますし、先ほど町長が答弁しましたように、12月から年末年始の警戒等もございまして、消防団の方がいろいろ巡回されるときに、こういった内容も含めて今取り組んでいるところでございます。金額については、たしか1器が普通の住宅であれば4,500円ぐらいというふうに聞いております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） なかなか町報とか見落とししたりするケースが多くて、実をいうと私も町報を見てなかったんですが、やはり公民館のいろんな支部がありますがね、公民館を通じて支部会なんかのときに皆さんに周知するとか、そこでどうしたらいいのかとか、そこら辺も考えた方がいいんじゃないかなというふうに思うんです。それとか、ひとり暮らしとか支部にも入っていない人もいらっしゃるわけだから、そのあたり、本当にこう逃げおくらせて死ぬ人が本当多いですよ、一人もそういう、三股は消防の町では有名なわけですから、そのあたり福祉という観点から、命を大切にするという観点から、町長この周知もだし、低所得者、障害者に対して何とか、そんなに多額な金額じゃないと思いますので、何とか考えていただけないかなというふうなことを思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今言われたことについては、内部でも十分協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ここに、これは東京なんです、ある自治体が心身障害者手帳

1級、2級所持者とか、療育手帳1級、2級の所持者に1万円を限度にして助成しますとかいうふうになっています。だから、本町の場合はひとり暮らし、古い住宅なんかに住んでいらっしゃる人たちを含めて調査をして、やっぱり前向きに検討して行ってほしいなというふうなことを思いますので、ぜひよろしくお願ひしときます。

それと、先ほどの工事代金の件なんですけど、今工事代金が300万円以下は前払い金を払ってなくて、先ほどの答弁で100万円を限度に実施したいというふうなことなんですけど、それはいつからの工事になるんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これにつきましては、いろいろ入札の改革の中でも出ておまして、今決裁の段階に入っております。それで、1月から実施するというところで、一応伺いをとっているところでございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 本当にそれが小さな業者、前払い金をもらってないような仕事をされている業者の人は本当に助かると思うんですが、こういう御時世、本当に銀行もなかなかお金を貸してくれないというような状況、資材なんかも上がっているという状況で、資金繰りがますます厳しくなっていると、そういうふうなことで、普通の大きい工事でも前払いは出ますけど、後の決裁をもう少し早くできないのか、水道は何か1週間で出ると聞いたんですが、水道工事は、まあ1週間といえばちょっと余りにもあれと思うんですが、今の半分ぐらいの期間を短縮できないものなのかどうか、もう一度お願いいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 水道の場合は、水道会計の中でかなり支払いの件数も少ないということもございます。一般会計で支払う工事については、工事代金以外も非常に数が、支払い件数が多いわけですので、まして工事に関してはほとんど会計課のほうで、工事後の支払いができるかどうかという履行の確認まで現場に行ってやっておりますので、どうしてもこれだけを早くするというわけにはいかないと思うんです。全体的にはほかの物品であるとか、あるいは扶助費の支払いであるとか、そういったものも含めて、できるだけ迅速な対応をしたいと思いますが、何せ支払い命令を受けてから会計課に送付してからの審査というものも非常に件数が多いので、やはりなかなか現状としては、今できるだけ早くやるという心がけぐらいでしか対応ができないところでございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今、検査が終わって3週間ですか、出てるのは、大体、会計。

○議長（中石 高男君） 会計課長。

○会計課長（上村 陽一君） 工事検査が終わって引き渡しと、各課、事業主管課がその決裁を終えて会計に送付されてくるわけですが、それから書類審査をして、私のほうで現場の確認、支払いの確認をするんですが、通常私も会計課のほうに送付されてきてから、早ければ10日以内、ちょっと書類等の不備があったり、通常は大体20日から30日以内に支払いをしてるんですけども、これも随時支払いというのもしておりますけれども、基本的には伝票件数は年間一般会計ほか歳入歳出を入れますと年間約6万件ぐらいございます。それで、効率的な支払いをするために定期支払いということで、0のつく日の10日、20日、30日というような形でやっております。先ほど総務企画課長にもありましたように、工事代金だけでなく、その他の支払いについても早期に支払っていくというような形で現在進めているということでもあります。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） はい、わかりました。まあ、町民の本当に利益のためにそういうふうな心がけで、なるべく早くいろんなことを、事務手続も早くしていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） これより2時35分まで本会議を休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時34分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。発言順位4番、黒木君。

〔11番 黒木 孝光君 質問席登壇〕

○議員（11番 黒木 孝光君） 私が先般通告しました質問事項は、1、町長の公約について、2、梶山城跡地の整備についての2つの事項でございます。

まず、町長選挙の際、公約として8項目の政策を提示されました。その中の2つの事項を通告をいたしました。

1つは、過疎対策としての町営住宅建設の検討、合宿センター建設の件についてでございます。

町長は、3期目に就任以来2年が経過しました。これまでの2年間、子育て支援、巡回バス事業、町長車の廃止、教育施設の整備充実、産業会館建設支援など、「住んでみたい町づくり」を目指して掲げて取り組んでこられたことは私も十分認めるところでございます。

私は、2年前の18年12月定例議会一般質問でも、町長公約の実現への取り組みについて伺っております。公約では、過疎対策について新たな人口増を図るためすばらしい自然を生かし、そこにマッチした町営住宅を建設し、住環境や通学路等の整備をすることとされています。この

ことについての答弁では、「住環境や通学路等の整備は過疎化対策の重要な政策でもありますので、引き続き強く推進する」と答えられました。

住宅建設については、建設予定地等の調査をはじめもろもろの手順があり、年月を要することから、19年度以降の実施計画に取り組んでいただくよう伺いました。「答弁では人口減少地区の住宅建設が非常におくれるということに、本当に反省している」と言われました。

過疎地の住宅政策につきましては、「早急に計画を立ててまいりたいと考えているところです」と答弁をされました。本町では、過疎地域の活性化の手法として、三股町過疎地域定住促進奨励金等交付制度を設け、また梶山では宅地分譲等を進められ、子供の減少が続く宮村小学校区でもこれらの制度が活用されることに、その成果が期待されます。

宅地分譲制度も現在その成果は認められますが、これも一過性のものであり、居住者が入れかわる町営住宅建設も活性化の手法であるので、公約とされたものと受けとめているところです。今年3月に配付された20年度版の実施計画でも確認されなかったもので、今後の取り組みについて再度質問をするところでございます。

次に、合宿センターについて伺います。

合宿センターにつきましては、「18年度検討委員会の設置要綱を制定し、教育課、税務財政課など関係課の職員8名で組織したので、今後の進め方について話し合い、中学校の整備事業や公共下水道事業など複数の大型事業を推進している最中だが、私はぜひとも必要な施設であると考えているので、財源の面や施設の内容等今後検討委員会で十分検討させたい」と答弁をされました。検討の経緯や結果についてお伺いします。

次に、2項目めの梶山城跡地の整備について、整備計画の経過と今後の整備について伺います。

梶山城跡地の保存整備は、平成14年度より段階的に進められてきましたが、途中整備計画作成が先送りされたり、実施計画でも継続して計画されなかったりと大変心配いたしておりました。

20年度版の実施計画では、21年度に用地鑑定ほか22年度に用地購入と計画されています。私もこの保存整備については、平成13年9月定例会、平成16年9月定例会において、一般質問、取り組み状況や計画について伺ってきました。梶山城は歴史的に見ても、中世の山城の姿を残す貴重な文化財であり、都城12凱城の中でも最も良好な残存状況であると言われております。歴史的価値の高い城跡であり、約24町歩の膨大な土地でもあり、保存整備計画についてはさまざまな角度から議論されたことと思いますが、今後の保存計画の概要についてまずお伺いします。お願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町長の公約について、①の過疎対策についてと町営住宅建設についてということでございます。

公営住宅につきましては、公営住宅法及び政令によりまして、入居資格や所得制限、家賃算定方法等が規定されております。低額所得者や真に住宅に困窮している者に対して、公平かつ的確に公営住宅を提供しなければならないということになっております。このようなことから、入居資格や収入制限等が自由に設定できる町単独の住宅を建設することは、年少及び生産年齢、人口の増加や比較的収入に余裕のある世帯の増加など、当住宅を建設する地域の活性化対策や過疎対策の一助となるものと考えております。

しかしながら、町単独での住宅建設ということになりますと、多額の費用がかかること、また交付金、起債など建設のための有利な制度が利用できないこと、また管理、修繕等についてもすべて町単独予算で行わなければならないということ、そして、将来における住居改善に関しても国の補助が利用できないこと、こういうことで、現在の町の厳しい財政状況のもとでは、検討すべきさまざまな問題があると考えておりまして、引き続きその可能性等につきましては検討をしてまいりたいというふうに考えておりますが、なお、本町におきましては、12番議員の質問にもお答えしたように、本町は町内一円に住宅団地が散在しているわけございまして、多くのこの住宅が耐用年数を経て老朽化が進行している住宅を整理統合するため、今日までマスタープラン計画、さらにはストック活用計画等で今検討をいたして、5年ごとの計画を今年度見直しの時期になっているところでございます。

そういうことで、現有の現在の公営住宅の建てかえを含めストック計画に入っている段階でございまして。そのようなことから、厳しいこの財政状況の中で町単独のこの町営住宅の建設、そしてまたこのストック住宅計画と、両事業をダブルで施行するということは、財政的にもまた事務作業の面からも物理的にも非常に厳しい状況にあるわけございまして、ここにおいてはストック住宅計画によるほかないのではないかとすることを現在考えているところでございます。そういうことで、町営住宅も先ほども申し上げましたように希望的な考えは持っているところでございます。

それから、次の合宿センター建設についてでございます。これにつきましては、平成18年度に役場内部で検討委員会を立ち上げまして、検討に入っているところでございます。その中で、新規に建設すること、また町の空き施設や民間の施設等も調査して、改修して利用することなども検討をいたしておりますが、現実的には学校施設の整備等や町営住宅の建てかえ事業、公共下水道の事業など、優先すべき大型事業を幾つも抱えていることから、それに充てる財源の確保が困難である。現時点ではどうしても先送りせざるを得ないところでございます。その対応策といたしましては、町内に9つある地区分館を開放し、合宿所としての利用を促進しております。本年度も町内外を問わず県外からもスポーツ少年団や中学校、高校などの利用がなされておりました。

て、年々増加している傾向でございます。合宿センターにつきましては、今後も引き続き国、県等の補助制度等も調査しながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、梶山城跡地の整備につきましては、教育長のほうから答弁をお願いを申し上げたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、梶山城跡地の問題についてお答えいたします。

梶山城については、江戸時代の古い絵図が保存されておりまして、歴史的価値が高いことから、当初は国の文化財の指定等も視野に入れながら、城跡全体の保存ということで検討してきたところであります。しかしながら、跡地の一部が業者によって破壊されまして、国の指定を受けることが難しくなっている状況にあります。城跡全体を保存するとなると、土地取得に数億円の費用がかかること、また、相続登記の関係で事務量が膨大になること等を踏まえまして、計画の見直しを考えているところであります。

具体的には、保存整備は本丸とその周辺に範囲を絞りまして、説明板の設置や遊歩道の整備、本丸への導入表示、都城に寄贈された都城島津家資料などによる梶山城の研究、その研究結果を公表するための小冊子作成など、城跡をいかに周知、案内するかという点に主眼を置きたいと思っているところであります。

なお、城跡の保存、整備ということでは、勝岡城跡の保存問題もありますので、今後どういう段取りで進めていくのか、ちゃんとした基本計画を設定しまして、実現に向けて努力していきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（中石 高男君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） まず、過疎対策についてですが、過疎地と言われる長田、梶山、宮村地区について、教育委員会が12月2日にまとめた平成20年度児童生徒数調査報告書と21年度から26年度までの児童数及び学級数見込みを見ますと、長田小は現在38名が26年度には18名、梶山小は現在74名が26年度には47名と50名を割り込む見込みとなっております。梶山小の児童数が50名を超えて現在も推移しているのは、先ほど申し上げました奨励金交付制度や続けて実施された天神原ニュータウンの宅地分譲政策の成果でございます。これも居住世帯は増加しますが、一定期間を経過すると児童生徒数は減少傾向に転ずると思います。宮村小は現在86名、26年度には48名と見込まれておりますが、宮村地区に奨励金交付制度や宅地分譲政策が実施されるということで、地区民の皆さんも期待されておられるだろうと思って

おります。

いずれにせよ一過性のものでありますから、公約された住宅計画につきましては、後ほどまた申し上げたいと思いますが、今朝ほどいただいた資料で、定住促進奨励金の御案内の後ろから2ページの2項になりました基礎データ人口推移というのがございますが、ごらんいただきますと、それぞれ3地区、4地区、5地区、小学校区管内の人口の推移が書かれております。梶山小学校は、真ん中の平成2年の梶山の山がぐーっと上がっておりますが、人口、これは民活、はやま建設による唐杉団地の完成したときの数字で、非常に子供も多く活気のあったころでございます。その後、卒業して、今1名ですか、2名か、まあ今若い人もまた帰ってきておられますから、今後は若干あるんだろうと思いますが。そして、このままずっと推移していくと、平成13年、14年、そして17、18年は40名を切るんじゃないかというふうに心配して、前質問したことがございますが、町のいわゆる宅地分譲制度でこの成果がずっとあらわれまして、先ほど申し上げましたように現在70何名という、その当時は想像もしなかった児童数になって、地区民は喜んでおるところでございますが、来年の3月の卒業、4月の入学を見ますと、20名卒業して10名か11名入学というふうに、運動会のとき校長にも伺いましたが、来年はどうなんですかと伺ったんですが、やはり現在、後からのニュータウンももう建設が、10戸めが始まってもうすぐ完成だと思いますけど、それなりの効果があつて、地区に、あるいは学校に、そういう成果があったことはもう大変喜ばしいことであつたなと思っております。

今後の数字を見まして、一番最後の表で見ますと、世帯の推移ですが、一番黒い線が宮村地区ですね、2番目に574戸と書いてあるのは梶山小学校区、それでずっと横ばいは来ておりますが、もし奨励金制度なりあるいは宅地分譲がなかったら、これはずっとまた下がっていたと。もちろん先ほどの12番議員、あるいはまた10番議員も触れておりましたけど、空き家とかひとり暮らしが亡くなってそのままになっておるとか、そういうのもございますし、非常にそういったことで、その成果があつたんだなというふうに思っておりますが、それにしても横ばい、増えているんだけど横ばいちゅうのは、そういう空き家が増えてきておるといのが現実じゃなかろうかと思っております。

こういうもろもろの状況を考えて、明日はまた2番議員も同じ提言があろうと思っておりますけど。それで、いろんな先ほど説明のありました住宅マスタープランは、補助事業を見込んでの私たちは5年間の計画ということで受けとめておりますから、せっかく町長の公約されたのは、先ほど私が申し上げた会議録は町長見られてなければ後で差し上げますが、非常にそういったことを2年前言われておるのに、希望を捨てていないということを聞いてちょっと啞然といたしました。余りにも、まあ理由はそりゃもういろいろ言われたから、そうだろうとは思いますが、そういうことを考えますときに、やはり町長のひとり考えなのか、関係課長のそういう財政的な何もあ

って言われるのかはわかりませんが、町長こは、副町長もできたことだし、この3地区の小学校区の建設問題については、町長も3期目はあと2年ですが、それと副町長を中心に、都市整備課長なり、あるいは教育課長なり、総務企画、ひとつ何とか知恵を絞ってくれと町長のほうから言えないのか、またここにおられる関係の課長も自分が関係する課に行ったとき、やっぱり私今申し上げておるようなことは考えないのか、宮村に宅地分譲はされますが、あわせて宅地分譲は土地開発公社でいった費用で分譲するわけですから、それを長田地区に並行して実施できないのか、長田小学校区に、そこらあたりもひとつ今言ったようなメンバーで、何か検討するチームをつくって、ひとつ前向きに希望は捨てていないという程度の回答じゃなくて、町長の公約でしょう、私達も期待してきたわけですから、そのあたりについて、私の意見はどうでしょうか、町長。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど申し上げました希望的意見というのは私の意見でございます。そういうことで、非常に今御承知のとおり財政的に急迫のこの状況でございます。果たして二本立てで町の今やっているこの補助事業の住宅建設と町の単独事業の住宅建設、この二本立てでできるのかどうか、問題は財政的なことだと思います。前もっての基金条例もつくってやっておればできますけれども、ここでダブルのこの事業ができるのかできないか、その辺に非常に危惧しているところでございます。ここで即答ということはできませんけど、希望的意見というのは私の意見でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 私がさっき申し上げましたように、副町長を中心に、できる、できないはもう少し具体的に町長のほうから指示していただいて、何名かの方が今回も過疎について心配されて通告されておりますが、やはり町長の一人考えで、それはもうお金がなくて、あれもやれこれもやれで非常に悩みは多いと思いますけど、都市整備課にすりゃあこのマスタープランだけでほかのことはもう目にないくらいの考えで課長はおるのかどうか、おればとんでもないことだと私は思うんです。だから、副町長を中心に関係する人たちで、少し何か妙案はないか検討してみてくださいないかというぐらい指示は出して、結果はわからんわけですから、町長がされとるだけじゃ、何とかいい知恵はないかという指示をする気持ちはあられるでしょう。僕はぜひそれはやっていただきたい。そこが進まないことには財政的なもんがある、大型規模のいろんな工事、あるいは学校、体育館、いろいろあるということはもうみんな承知しているわけですが、その中であって知恵を出してやっていただけないか、あるいは長田の地区の宅地分譲は考えられないとか、過疎対策についてひとつそれをここではお願いする以外ないなど、希望を捨てても

らったらもう言う必要もないんですけど、希望を捨ててないというだけの回答ではちょっと私は不満です。それらの指示を出して、やってみたらどうかという話をしているところです。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 非常に難しい問題でございますが、来年度から宮村地区の宅地分譲に入りますが、それとあわせて長田地区のこのそういう事業ができるのかどうか、意見は意見として受けとめて、内部で検討をさせていただきたいと、できるできんは別にして、検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 先ほど宮村地区では、来年21年、22年度20区画と言われましたし、その21年度計画、22年度20区画、その後に22年度に長田地区の計画、23年度でもできないか、そこらも含めて、さきの町営住宅建設も含めて、ひとつ今考えてみたいという御答弁でございましたから、ひとつ関係課長も町長一人の回答じゃと言わずに、3地区の学校の現状を教育委員会に言っていただきますと、そういったふうになっていきます。このまましておく、もう既に長田は全学級複式というような格好になっていますが、梶山も50名割ったが、ずっと見ますと17名卒業して6名しか入らんとか、減り出すと急激に減るんです。住みよい地区に集落排水、いろんな時季、自然に恵まれた地区が、非常に残念なんですけど、地元の間として、何とか皆さんで町長に知恵を出してやってほしいと思いますから、よろしくお願いします。

あと、合宿センターにつきましては、先送りされておるということで、地区分館の利用、梶山の4地区分館でも何かの行事のとき、お盆でしたか、ちょうど盆祭りのときに借りられて合宿はされておりましたが、そういう利用等をされておるということで、これも相当な費用を要することでしょうけども、その2年前のときには勝岡の温泉の話も言いましたが、あそこがどうなるかわかりませんが、そういった風呂付きのそういったのができるようなことになったときには、将来考えちゃっていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、梶山城につきましては、24町歩もと言うと非常に相当な面積で、何億とかかると言われましたが、そのとおりでと思いますが、以前に、今の教育長のときだったのかな、前の教育長かわかりませんが、山之口町側と、いわゆる先ほど答弁でございましたが、削り取られておる箇所があるんですね。あそこはもう今都城市になりましたけど、山之口町との調整も、協議もしてもらわないかんというのがあったんですけど、その辺はどうなりますか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） その業者によってちょっと壊されている部分については、自治体同士の協議というのはやっておりません。その実際に事業をしている業者の方とは話はしました。

○議長（中石 高男君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 三股の人なんでしょうけど、どういう事でしたか、その業者の方の協議の中では、もう復元は難しいでしょうけど、取っておるから。たしか向こうの上の馬場集落館、いわゆる昔の人のお墓があるあそこからずっと抜けられる道路があったことは承知だと思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 梶山城が歴史的に価値があるということを踏まえて、当初は教育長のほうからありましたように、国の文化財の指定、これも目指すんだという形で取り組んできたというか、検討してきたんですけれども、そこが破壊されることはやっぱりその指定ということになると問題があるということから、業者の方は三股の今市の方だったんですけれども、直接お会いして、工事についてはもうこれ以上しないしてほしいということ等をお話したんですが、やっぱり自分のほうについても生活があるという中で、町のほうでこの部分を購入してくれるのであれば、明日にでもやめられるということで、そのときに業者の方が言われた金額っていうのが、当然数千万円という話だったところで、また持ち帰って、今後どうするかということで検討したんですが、もうこういう状況の中では文化財指定は無理だということから、当然その用地取得ということについても現実的にはできないという形で、その状態からの今保留している状況でございます。

○議長（中石 高男君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） そういったことで、国の指定までも難しい、佐土原城のようにはいかんのだなというふうに、答弁を伺ってこう感じたところですけど、教育長の答弁にもございました、いわゆる計画の見直し、これがある程度確定しましたらまたお知らせしていただいて、今後また地元もお互いに協力して、途中で実施計画から消えないように、もう用地購入はされたわけですから、金額としてはもう限られた金額で、一挙にとはいかんでしょうけども、そういう保存の取り組みを継続していただきたいなど。前のときも申し上げたんですが、既に植林されておる杉並が伐期に来ているのも相当ありますし、やっぱり後は、切られた後の保存ですね、山ですからちょっと大雨が降って奥のほうに行くともう通れない、先ほど申し上げました山之口に抜ける道路が通れないわけですから、そういったところあたりも何とかしていただくと、あそこを見学したりするのが、道路整備もそんなに拡張せんでも通り抜けができるわけですから、そのあたりも含めて計画の見直し、あるいは実施をしていただきたいなと思いますので、そういった点を今後また私も委員会に伺いに参りますけど、遠慮なく教えてもらって、ひとつ今後の整備に取り組んでほしいなということも申し上げまして、もろもろ町長のほうにも住宅の関係、あるいはそういった関係も回答をいただきましたので、希望を捨てることなくちゅうあれじゃなくて、何

とか内部で検討するという事で受けとめましたので私は、終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（中石 高男君） 発言順位5番、原田君。

〔8番 原田 重治君 質問席登壇〕

○議員（8番 原田 重治君） それでは、先般通告しておきました事項について説明してまいりたいと思います。

3件ほどお聞きしたいと考えていたんですが最初、2件に絞って、町民参加による町発展の方法については、次の機会に質問したいと考えております。

まず、てんぷら油の廃油回収による燃料化についてお伺ひしてまいりたいと思います。

これは、3年ほど前に一度ある議員が一般質問でしたことがあるわけなんです、そのときは非常に否定的な回答が返ってきたわけでございます。しかし、先般から非常に化石燃料が高騰してまいりまして、大変な時代になったわけですが、そういったときにこういう自然の物を燃料化することによって、その一環を補えるんじゃないかということが考えられるわけです。そういうことから、今回質問にまた立ったわけでございますが、てんぷら油の廃油を回収することによって幾つかの利点があるわけですが、一つは、石油の高騰に伴う燃料費の負担増をある程度緩和できるんじゃないかということが考えられます。また、2番目に、地球温暖化が進む中で、化石燃料によるCO₂の増加、これの軽減につながると思います。それから、3番目に、てんぷら油の処置対応に困っている家庭が多いわけですから、これの環境汚染を食いとめることができるというふうなことが考えられると思うわけです。この辺について、まず町長の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、2番目に、これははなはだ簡単な質問でありまして、町のこの役場に緑豊かなイチヨウが植えてあったわけですが、これがいつの間にか全部切断されておりまして、全くのその、水と緑の町ですか、花の町三股が非常に殺風景な役場になっているわけです。この辺をなぜ切ったのか、一つ考えられることは、落ち葉が落ちてその処置に困る、あるいは、そこで落ち葉を自動車が踏んでスリップして交通事故の危険性があると、こういうことが考えられるわけなんです、それだけで、三股のイチヨウというのは三股のシンボルとして掲げているわけですから、たったそれだけのことで切ったのかどうか、この2点について、まず町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

てんぷら油の廃油回収による燃料化について、てんぷら油の廃油を町民に回収してもらい、燃料とする事業を考えていないかということでございます。

使用済みてんぷら油のリサイクル、燃料化を考えていないかということでございますが、近年地球環境保全、温暖化の防止及び水辺環境の保全、水質浄化及び水資源の確保等の視点に立ち、廃食用油再生事業を行う自治体も全国的に増加いたしております。本町におきましても、担当課において検討をしておりますが、この事業を実施するためには幾つかの問題点があると思われま

ず、回収に対する住民の意識、協力体制、回収容器、場所、費用、現在廃油回収業を行い燃料を精製している業者、燃料としての安定供給を図るため検討していかなければならない諸問題を抱えております。今後、本町といたしましては、先進地等を研修し、二酸化炭素削減のため前向きに検討をしてみたいというふうに考えております。なお、都城市に建設予定の新クリーンセンター施設のごみ処理問題も含め、総合的な見地に立ち、本町の方策を探っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2番目の町の木、イチョウをどのように位置づけているのか、物をシンボル化した場合、それを大切にすると考えるが、役場のイチョウの木をなぜ切ったのかということでございます。

イチョウの木は本町にとってかかわりの深い木で、その葉の扇形は前途洋々たる希望と将来に向かって飛躍することを表現しており、本町の象徴としてふさわしい木であることから、町の木として制定されたものと考えております。今日では町の木として広く町民に親しまれているところでもございます。庁舎敷地内のイチョウの木については、イチョウの木の成長に伴ってさまざまな支障を生じたため、移転等も考えて検討をしてみりましたが、やむを得ず伐採したところでございます。

その理由としては、次のような理由からでございます。まず、イチョウの根が役場南側の擁壁を押し上げ、擁壁に一部亀裂が入っており、このまま見過ごすと擁壁を押し倒し、通行者に被害を及ぼす恐れがある。また、役場正面東側交差点においては、イチョウの木が運転者にとって視界の妨げになっており、毎年車の衝突事故が発生をいたしております。また、イチョウの葉は腐りにくく、また落葉樹の特に雨天時においては大変滑りやすく、交通者の転倒事故が発生する恐れがある。また、イチョウの木があった上のほうには電線が張っており、イチョウの木の成長によって電線を切断し、停電等の重大な事故が発生する恐れもあったわけでございました。以上のような理由でございます。

伐採後の状況についてでございますが、伐採実施後約1年が経過いたしました。役場正面東

側交差点においては、交通事故が発生をしてない状況でございます。今後の対応につきましては、文化会館などイチョウの木を生育するのに適した公共施設での育成、植栽を図ってまいりたいと考えております。また、役場庁舎敷地内の緑化につきましては、現在庁舎正面駐車場中央花壇を中心に多年草の植栽作業を実施中でありまして、伐採後のイチョウの木にかわるものとして、これらの植物を育成してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 今回の廃油の回収については前向きな回答をいただいたわけですが、この廃油を回収することによって、先ほど申し上げたわけですが、廃油を回収することによって、私は町民と役場執行部側のかけ渡しになるんじゃないかと、かえってプラスのほうに向くんじゃないかというふうな考えを持っているわけです。それはなぜそういうことを申し上げるかといいますと、いろんなところで油の回収はどうなっているんだというようなことを聞かれるわけです。そういったときに、いや、あれはあのままなんだわというような回答しか今は申し上げていないわけなんです、町民もまちづくりの一環として、まちづくりに参加するという、そういう意識は十分に持っているわけです。だけど、どうしたらそのまちづくりに我々は参加することができるかと、その模索を行っているわけです。その一環として、家庭から出る廃油を回収することによって、コミュニティバスの燃料の何分の1か、あるいは全額負担することができるかもしれませんが、そういうことが可能になる可能性は十分あるわけです。そうしますと、我々の働きによってあのバスはただで走っているんだと、燃料はただに近いお金で走っているんだということが、いろんな所に行って、我々の町はこうやっているんだと、一つの自慢になるわけです。そういうことを考えますと、どうしてもこれは実施していただきたいというふうにご考えるわけでありまして。

コミュニティバスを今4、5百万のお金で燃料費を使って走らせているわけですが、福祉にすることだからといって堂々と走らせているわけですが、しかし、反面、一人も乗っていないじゃないか、あんな無駄なこと何でやるんだというような声を相当聞くわけです。これは使用している人はもう本当に便利なものであって、非常に、何ていいますか、賞賛するわけですが、片方、全然その見込みのない人は、あんなところにあんな税金を払う必要があるのかというような声もたくさん聞くわけです。それを緩和させるためには、やはり町民の皆さんの力で一つの事をなし遂げるということによって、そういう声が緩和されるんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、油の回収、たったそれだけのことですが、いろんなところに波及効果をもたらすんじゃないかと私は思っているわけです。

化石燃料は燃やすことによってCO₂が増えるだけで、それを回収する方法はないわけです。

ところが、物を、植物、いろんな木を燃やしたり、この自然の物を燃やすことによる一酸化炭素というものは、またその木を植えることによって木がまた吸収するわけです。そうすると、循環となってそれ一定の量だけはふえるけど、それから上は絶対ふえないわけです。ですから、化石燃料を燃やすより木やら草を燃やして、それを燃料とするということが、いかに地球の温暖化に効果があるかということが言えると思うんです。これは皆さん方ももう十分知っていることだというふうには思いますが、そういった面からもやはり化石燃料を減らして、そして自然の物を燃料に使うということも、一つのこの温暖化防止につながるんじゃないかというふうに思います。

先般、建設文教委員会で、滋賀県の竜王町へこの油の回収の件で視察に行ったわけなんです、あそこはダイハツというような大きな会社の工場がありまして、交付税不交付町なんです。ですから、この回収によって町の経費節減につながるということは全然考えていないと。あそこは地球温暖化とそれから水の汚染に力点を置いているということでしたけど、我々の所はそういうわけにはいかないのということで質問をしたわけです。そのときの回答として、やはり町の執行部の考え方一つで、そしてそれを部下あるいはその担当者に伝えることによって、その人が一生懸命にいろんなことを改善してやることによって可能になるというような話を聞いたわけですが、町も町長が課長に指示をして、そして課長があるやり手の、まあ、やり手といいますか、意欲のある人をそういうものに抜擢することによって、十分にこの事業は成り立つと私は思うわけです。あそこのやり方としては、ごみ集積所にポリバケツを置いて、そして各家庭がそこまで持って行って、回収して、2カ月に1回ですか、回収しているということなんです。やはり町の意欲の問題、町がやる気を出すことによって、住民は十分にそれにこたえてくれるんじゃないかというふうに思うわけです。

そういうことで、前向きの回答をいただきましたので、私は実現できるというふうに感じておるわけで、これから皆さんにそういったことを話していこうかなというふうに考えております。いろんな機会に私はそういうことをよく皆さんにお話して、今こういうことを考えて、町もこれに、十分皆さんの声にこたえるように頑張っているということをよく話をするわけなんです、町の中には十分それにこたえてくれる人もいるし、また職員の中にも若手の方が非常に意欲的で、我々は上司の指示待ちだという方がたくさんいるわけです。それは何を意味しているかというと、何かやりたいんだけど、何かやりたいんだけど、何をやっていいかわからんと。だから、こういうことをおまえは真剣に考えてひとつ解決してくれんかというような指示を与えてくれれば、十分に働きますというようなことを再三聞かされました。そういうことを考えますと、やはり上層部の考え方一つが部下にもつながって、そしていろんなことが解決できるんじゃないかというふうに考えるわけです。ですから、ひとつこの問題は、ただ単に燃料だけの問題じゃなくて、地球温暖化、水の汚染、いろいろな要素を含んでいるわけですから、解決していただきたいというふ

うに思います。

それから、イチョウの問題ですが、今聞きますと、私は根が石垣を壊すということは考えておりませんでした。ただ、草花はそりゃあその季節季節によって植えかえられるわけだと思んですが、我々が政務調査にいろんな町村に行きますと、どこの町もそこの町を、何ていいますか、代表するような大きな木が植えてあるわけです。それが青々として茂っているわけです。三股町を見てみなさい、今そういう木は1本もないでしょう。仮にここを、イチョウがそういうことをするのであれば、1本ぐらいい残して、それを町のシンボルの木として残すべきだったんじゃないかなと、私は思うんです。そこのところの考え方は私と全然違うなと思って。今から、そのイチョウがだめであれば別な木を植えても構いませんけど、そういうふうにして1本ぐらいはどこから見ても、三股の木はあそこ行って見らん、すごい木があるがっていうような、まあここ10年や20年で済むことじゃないですけど、そのような考えを持っていただきたいというふうに考えるわけなんです。これは、我々一代で済むことじゃないわけですよ、二代、三代、これから先の三股の発展とともにそういうことが言えるんじゃないかというふうに思います。

その小学校で、学校の先生たちが一生懸命朝落ち葉を掃除しております。ああいうことを見ますと、もう役場の職員でもできないことはないわけですから、我々議員にも割当をくれれば出て来てやりますよ、ここ1カ月やら、1カ月半ぐらいの間の落ち葉でしょう、そのぐらいのことは協力すると思うんです。その辺、もう1回町長の考え方をお聞かせ願います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） イチョウの木を伐採したのは、やはり擁壁を壊す恐れがある。擁壁からこの間隔が非常に近かったということですね。植え方が、もう少し離して植えたらよかったんじゃないかと思うんですけど。それと、もう一つは、上のほうには電線が通っているんですね、そういうことで、毎年あの枝を落としおったんです。そういうこともあるし、それと、交通事故の問題、この辺を総合的に考えまして伐採したということでございます。僕も町の木を切るというか、非常に残念でならなかったわけでございますが、そのような理由で伐採したところでございます。そのかわりに、文化会館のあの正面に、両側にイチョウの木を植えているんです。なかなか生育がちょっと遅いようでございますが、これらを育てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） それでは、最後に、もう1回その油の回収の件について、町長の考え方をもう1回聞かせていただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この廃油の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、前向きに検討するという事を申し上げましたが、これを一遍に全町的にやるということは非常に大変だと思います。まず、町民の協力体制、取り組み、こういうものをまず広報しながらやらなきゃならないというふうに考えておりますので、まずモデル地区をどこか決めて、そして段階的にこう、全町的にこう広げるということがいいんじゃないかというふうに考えております。ごみ収集日、自然ごみの回収につきましても、そういうことでモデル地区を決めながら、そして決めた経緯もあるわけでございますので、この廃油の問題についても、どこかモデル地区を決めて、そして段階的にこれを全町的に拡張していきたいということを現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 町内には何か個人的に回収しているということを話を聞いたわけなんです、こういうことは個人的でやっただけで全町に広がるものじゃないんですね、やはり役場が中心になって、そして全町に広げていかないと、一個人にお願いをして、それをやっていくということは、あの人たちはあくまでも営利が問題ですから、合わないことは絶対やらんわけですから、だけど回収、これは最初は合わないかもわかりませんよ、その辺は十分に認識されて、そして取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 一般質問はこれにて終了いたします。残りの質問は明日行うことといたします。

議員の皆さんは、本会議終了後そのまま議場にお残りください。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時33分散会

平成20年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成20年12月16日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成20年12月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君

福祉課長 大脇 哲朗君 産業振興課長 溝口 良信君
都市整備課長 中原 昭一君 環境水道課長 下沖 常美君
教育課長 野元 祥一君 会計課長 上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） 日程に入る前に、昨日の一般質問に対する補足答弁の申し出がありますので、ここでお願いしたいと思います。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） おはようございます。きのうの上西議員の質問の中で住宅用火災報知機の設置についてということですが、その火災報知器に関する条例のことがございました。条例につきましては、必要があるかどうか、そのところを検討して、今後、必要であれば、条例化に向けて検討してまいりますというふうにお答えしたところなんですが、実は、今、常備消防については、都城市のほうに委託をいたしております。前は広域圏事業で取り組んでおったわけですが、今は委託という形になっておまして、この関係については、条例の関係については都城市の火災予防条例というのがございまして、その中で既に住宅用火災予防設置及び維持に関する基準というのが条例の中で定められております。当然、委託をしておるわけですので、この条例に従って三股町についても適用されるということで、三股町として条例化する必要はないということでございますので、申し添えておきたいと思っております。

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問をお願いします。発言順位6番、財部君。

〔2番 財部 一男君 質問席登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） おはようございます。それでは、通告に従い質問いたしますので、明確な回答をされるよう要請しておきたいと思っております。

本町は自立を表明をし、今日までさまざまな対策が行われてきました。当議会においても大幅な議員定数の削減をし、今日に至っております。また、農業委員会においても、農業委員の定数削減等がされてきました。また、役場の中においても、課の設置の統合や、職員の定数削減等がなされてきましたが、果たして行革は成功しているのか、疑問に思えてなりません。

目に見える経費削減等が必要であると思っておりますが、例えば町有地の雑草刈り等は、現在、各課においてばらばらに実施されております。このような事業は、本来は、前にも質問等があったと

思うんですが、どこかにまとめて一括して行う必要があると私は思いますが、いかがでしょうか。このようなことによって経費削減を行うことが非常に大事なことだと思っております。

無駄をなくすための行政改革と口で言うのは簡単であります、各課で行っているものを統合していくには、それなりの努力が必要であると思います。自立したことによって町民が本当によかったと言えるまちづくりを行うには、まだまだ努力が必要であると思います。

そこで、伺いますが、今回通告しております本町の遊休地対策についてであります、まず、町内には遊休地がどこにどれだけあるのか、その実態はどうなっているのか、伺います。また、その遊休地を今後どう対処されていかれるのか、回答を求めたいと思います。

次に、過疎対策について質問いたします。

三股町過疎地域定住促進奨励金等交付規則の第1条において、過疎地域の人口減少を防止するとともに、地域の資源の活用、地域に存する歴史・文化の活用等により地域の特性を生かした地域づくりのために、住民の増加と定住化を図り、快適で豊かな地域づくりに寄与することを目的とするとなっております。果たしてこの目的が達成されておるのか、だれしも目的達成はできていないと実感されておられるのではないのでしょうか。

本町の人口も、ずっと増加傾向でありましたが、今日では鈍化しているというふうに見えていいんじゃないでしょうか。今、2万4,000人台から2万5,000人台に到達するにはいつの日になるのか、見通しが立ってないというような状況であると私は思います。そこで、長田小区、梶山小区、宮村小区における過疎がますます厳しくなっているのが現状ではないでしょうか。何か対策を行わないことには、今後、小学校そのものがなくなっていくのではないかと心配がされる今日であるというふうには私は理解します。

そういう意味で、伺っていきますが、現在、長田小、梶山小、宮村小の児童数と、将来の見込みはどうかということを通告しておりますので、お答えを願いたいと思います。

それから、過疎地域定住促進奨励金の実態は、その効果はどう学校に生かされたのかということとで質問しております。

今後の過疎対策事業は、現状のままでよいと考えているのかについても伺いますので、誠意回答を求めたいと思います。

まず、以上を申し上げまして、次に入りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

遊休地対策について、①の町内に遊休地はどこに、どれだけあるのか、その実態はどうなっているのかということとでございます。

町内に遊休地、普通財産は、対象合わせて約35カ所ほどございます。内容は、貸し付けを行っているもの、また墓地跡、記念碑、広場、何も使用していないものなど、さまざまでございます。主だったものを上げますと、商工会館の土地、農業共済事務所の土地、矢ヶ淵の広場、勝岡教職員住宅跡地、南原団地建設予定跡地、唐橋団地建設予定跡地などがございます。

これらの中で有償で貸し付けているものは、農業共済事務所敷地、土地改良事務所土地、商工会敷地など10カ所ほどでございます。無償で貸し付けているものは、資源ごみ集積場などの利用で、勝岡自治公民館など3カ所ほどでございます。そのほかに墓地や記念碑、広場など17カ所ほどございます。

処分可能な遊休地につきましては、現在4カ所と考えております。内容といたしましては、南原団地建設予定跡地3,617平米でございます。稗田緑地196平米、勝岡教職員住宅跡地3,493平米、旧山王原校長住宅跡地758平米でございます。処分保留して検討を要する遊休地といたしまして、唐橋団地建設予定跡地3,493平米でございます。

それから、②のその遊休地を今後どう対処されるのかということでございます。

遊休地の今後の対応につきましては、処分可能なものは民間への売却を進めていきたいと思っております。また、貸し付けを行っている土地や、その他の土地についても、売却を視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2の過疎対策について、①の長田小、梶山小、宮村小の児童数と将来の見込みについては、所管の教育長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

それから、②の過疎地域定住促進奨励金の実態は、その効果はどう学校に生かされているのかということでございます。

過疎地域定住促進奨励金が梶山、長田地区においては平成9年度から実施しておりまして、平成20年度12月現在で梶山地区において、事業開始から延べ新築購入による世帯員数204名、転入・転居人数が35名、計の239名でございます。長田地区におきましては、新築購入による世帯員数が19名、転入・転居人数が43名、計の62名が実績となっております。また、宮村地区におきましては、平成18年度から実施しておりまして、同様に新築購入による世帯員数が21名、転入・転居人数が10名、計の31人となっております。

過疎地域定住促進奨励金の対象地域の人口の推移を見ますと、梶山地区においては奨励金を開始した平成9年度は1,326名でございましたが、平成20年度は1,263名でございまして、その間63人の減少で、減少率が4.8%の減となっております。

同様に長田地区におきましては、平成9年度が867名で、平成20年度は716人でございまして、その間151名の減少、減少率が17.4%の減となっております。

梶山地区においては、人口減少率が少なく、ほぼ横ばいの状態で推移しておりますが、長田地

区におきましては、奨励金対象件数も少なく、人口減少率が高くなっております。また、梶山小学校におきましては、平成19年度より複式学級を解消いたしております。

宮村地区におきましては、平成18年度より事業を実施していることから、事業の効果につきましては推定できませんが、平成9年度は1,494名でございましたが、平成20年度は1,406名でございまして、その間88名の減少、減少率が5.94%の人口の推移になっております。

それから、③の今後の過疎対策事業は現状のままでよいと考えるかということでございます。

現時点におきましては、宅地分譲と過疎地域定住促進奨励金を組み合わせた取り組みを行っていきたいというふうに考えているところでございます。地理的条件もございまして、なかなか抜本的な対応策はございませんが、基本的にまちづくりに共通することによってございまして、まずは安心して生活ができる住環境の整備が必要ではないかと考えているところでございます。

以上で回答いたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） おはようございます。それでは、長田小、梶山小、宮村小の児童数と将来の見込みについて私のほうからお答します。

児童数ですが、本年度から26年までの学校ごとの数を申し上げます。まず、梶山小学校ですが、本年度74名、21年度65名、以下、66名、61名、52名、54名となりまして、そして26年度が47名で、本年度と比べて6年後27名の減となります。次に、宮村小ですが、本年度が81名、次が79名、67名、63名、53名、52名、そして26年度が49名で、本年度と比べると32名の減となります。最後に、長田小ですが、本年度が37名、以下、32名、26名、26名、23名、そして21名、そして26年度が18名で、本年度と比べると19名の減となります。

なお、21年以降の児童数については、転入・転出は全く加味しておりませんので、変動はあるものと思います。少子化等の影響もありまして、今後3校とも大幅に減少していくようであります。

参考までに、現在、複式学級は長田小学校だけに設置しておりますが、平成24年度から3校ともに複式学級が出てくる状況にあります。

以上であります。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、まず遊休地対策について再度質問させていただきたいと思っております。

資料等をいただきましたので、普通財産台帳等で、ある程度わかってきましたが、普通財産台

帳を提示させていただきました中に、目的に沿って賃貸をしているというのが含まれておりますが、そういう目的があるものはそれなりの目的ということで、行政としてもいいんじゃないかなというふうにも考えます。しかし、完全に遊休地としている土地も多々あります。先ほど町長の答弁の中にもありましたようにですね。こういう土地をどうするのか、これが一番大切なことだろうというふうに思います。

そういう意味では、ただ、この土地等を見ますと、仮に教職員住宅地跡地ですが、これ等も平成18年度に普通財産のほうに移管されておりますが、今日まで3年間、もうほったらかしたような状況が続いておるわけです。そういう形になりますと、当然それを維持していく上で大変なお金も必要になってきます。

この前も、私、総務企画課長にお願いして、隣近所から、昨年ですかね、ぼや等も出たということで大変心配されております。そういうことで、私のほうからお願いしたところ、きれいに刈っていただきましたが、当然そういうことをしていけば、大変なお金も必要になってきます。

そういうことを考えれば、こういう無駄な、無駄なといいますが、無駄な経費が当然必要になってくるわけですので、そういうことを考えれば、早く処分をしていくということは町長も言われましたけど、確かに方向づけをすべき問題だというふうに考えます。

そういう中で、今までに、わかっておればですが、そういう年間の維持費がどのくらいかかっているか、もしわかっておればお知らせいただきたいと思います。全体となると大変でしょうから、勝岡なら勝岡だけでもいいですので、まず、そのあたりの経費がどのくらいかかっているか、お願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ちょっと全体的には今わかっておりませんので、この前、先ほど財部議員のほうから言われました勝岡住宅の今回草刈りをやったんですが、これについては草刈りの代金が19万ぐらいかかっております。あと、かぎ設置がたしか4万ぐらいだったと思うんですけども、入り口の進入、鎖を張って施錠したというところで4万ぐらいというふうに今記憶いたしております。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 確かに今言われたように、維持していくという形になると、やっぱり無駄な経費が出てくるわけですね。やはりそういうものを、無駄をなくす努力をしていくというのも、私は行革の一端だというふうに思います。何か、そのあたりを見てみますと、余りにも親方日の丸みたいな感じで対応しているというふうにしか見えません。

そういう意味では、やはり町長も含めて、そういう対処していくための努力といえますかね、目を光らせていく、そういうものが一番大事だろうと思います。今どうなっておるかということ

も含めて、やはり町長が各課に指示をする、そういうものが一番大事ではないかというふうに思いますが、そういうことで、今後の町政をしていく上でも、ぜひそういう目を光らせていただく政策をしていただければと思っております。

それから、この前、公営住宅関係での方向性を5年の見直しですかね、そういうものが出されておりましたが、今回の普通財産台帳の中にはそういうものは入っておりませんし、仮に宮下団地を見ていただければわかりますが、宮下団地の上のほうを見ていただければ、もう全部取り壊されている。1棟だけ、一番奥のほうが残っております。一人だけまだ住んでおられますので、なかなか大変だと。

そのあたりも含めて考えれば、当然、相談をしながら、下のほうはいっぱいあいているわけですからね、移転をしていただくとかいう形にしながら、宮下団地も計画の中では当然廃止していくという方向でもありましたので、こういう問題は宮下だけではないと思いますけど、やっぱりそういうのを、ただ公営住宅だから残しておかないといかんというような感じなのか、それともね、やはりそういう問題を早く解決していくという努力が必要だというふうに思いますが、そのあたりについて本当にどう考えておられるのか、もしよかったら課長さんでも答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） ただいまの御質問ですが、平成15年度のストック活用計画の中でも、こういうところについては用途廃止をしていくんだという方向でありまして、実際、その計画に沿ってできたのが今回提案しております宮村住宅、それと中原第2が今年度中に用途廃止ができるのかなというふうに考えております。宮下団地が出ましたが、そのあたりも、そこに限らず各団地については集約する方向でのお話をしておるんですけど、やはり入居されている方が固辞されるということもあって、なかなか厳しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 廃止という方向を出している以上は、私はやっぱりその取り組む姿勢によっては出てくると思います。ただ厳しい、厳しいという言い方だけでね、私は対策をするんじゃないで、どうすればそういうものを解決できるのかというのが行政をつかさどっている皆さん方の仕事だと、私は思います。

当然、仮に、先ほど勝岡団地でも本年度19万、それと、かぎをつけるのに4万円とかね、こういう形の経費が入っているわけです。当然、宮下団地も、行ってみますと、建物の跡が囲いをされたような形で、当然、年に何回か雑草刈り等もしなければならぬはずで、人は住んでいない、収入はゼロという中に、無駄な金を出していかなければならないのが現実ですよ。私は、

そういうところを本当に厳しく見ていけば、当然ここは何でこんな無駄を使うんだらうという認識を持つのがやっぱり町長の仕事でもあるし、職員の皆さん方の仕事でもあると思います。

だから、そのあたりが、私、先ほども申し上げましたように、親方日の丸という感じでしか取り組まれてないような感じがするんです。やっぱりそういう厳しい考え方を本当にしていかなければ、三股が本当の意味で自立していく上で、果たして町民の方々が安心して皆さんに任せていけるということになるのかどうか、私は疑問に思っております。

そういうことで、ぜひ早目にそういう努力をしていただきたいということを申し添えておきますが、仮に、この遊休地が勝岡とか南原とかありますが、すぐ処分ができるような場所だけでも、こんなものをそれだけ処分でもしていくということになれば、当然、先ほど申し上げたような経費等の削減もできてきますし、反対に固定資産税も増えてきます。そして、今、先ほども言いましたように、なかなか2万5,000人の突破もできないと申し上げましたが、人口増加にもつながる。私は、そういうふうを考えれば、こういう遊休地対策を十分に果たすことによって、一石二鳥の効果も出てくるというふうに考えます。

そういうことで、これはやはり町長がぜひ指示をして、やっぱり無駄をなくす努力をする、そういうことを含めて、していただきたいと思っておりますが、町長、お答えを願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町は特に住宅が多いということで、そしてまた空き家も多いわけですが、言われるとおり、空き家対策というものに大変な経費も要しているわけですが、今後さらにこの件につきましては、十分留意しながら空き家対策について考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） もちろん空き家対策で、先ほど言った宮下団地とかね、そういう問題もそうなんですが、まず、この遊休地対策を本当に早急に対応していかれるのかどうか、もう1回その点をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 遊休地につきましても、処分できるものについてはなるべく早く所定の手続きをとりながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ町の財源を求めの一環にもなりますし、自立していくためにも必要な私は政策になっていくだろうというふうに思っていますので、町長を含めて職員の皆さん

ん方も、親方日の丸式ではなくて、本当に真剣に取り組んでいただきたいということを申し添えておきたいと思います。

次に、過疎対策関係について入らせていただきます。

先ほど教育長のほうから児童数の変化等について御報告をいただきました。長田小の児童数は、この平成21年度においては32名という見込みであります。学級数は4クラスということで、複式になっております。そして、最終、この資料の中の平成26年度においては、児童数は18名、クラスも3クラスというふうになって、全部が複式というような形になるんじゃないかなというふうに思いますが、同様に梶山小においても21年度は65名、特別学級を入れて7クラスであります。それが26年度になりますと、47名、5クラスという見込みであります。そういうふうに考えれば、当然、梶山も複式に入っていくというふうになってきます。

また、宮村小についても同じように、79名、7クラスあったものが、49名の6クラス、何とか複式は免れていますが、同じように複式の心配が出てくる状況にあるというふうに考えます。

こういう問題を本当に住民が知ってくれば、本当に将来学校運営ができるのか、本当に心配されているのではないかなと私は思っています。そういうのが地域だけの問題になっておるのではないかなという気もします。本当にそれに対するだけの町の真剣な取り組みがされているのか、やはり何か問題があるのではないかなと私も思っております。

そういうふうに考えると、これは地域的な問題も含めてですが、長田小、それから梶山小というような形でいけば、当然児童数も減ってきていますし、複式もどんどん進んでいきます。果たして単独で運営していく自信があるのかということになれば、私は当然合併も視野に入ってくるのではないかなというふうにも考えます。果たしてそれがいいのか、地域から見ると大変な問題ですが、だけど、今のような取り組み状況では、私はそういう事態が必ず来ると心配しておりますが、教育長、そのあたりについて、もし考え方があれば、答えをお願いします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、合併というか、統合のことですね、学校統合。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）今、長田小がそういう状況にありまして、先ほど申しましたように、24年度から複式学級に3学校とも入ります。しかし、生徒数がまだ10を割ることはもちろんございませんし、やっぱり私は、学校は地域においては一番核ですから、この学校がなくなるということは地域がそれなりに寂れていくということになりますので、やっぱり今のままでいくように努力をしていきたいし、そういうふうをお願いをしていったほうがいいと思っておるんですが。

参考までに、この複式学級に補助教員制度を導入しているのは三股町だけであります。ほかのところは複式学級でこのような町独自で補助教員を、今2人配置していますが、そのようにして

いるところはございませんので、そういう方向で今後もなお一層お願いしたいというふうなことは思っているところであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、教育長のほうから、地域のことも含めながら単独校で継続していきたいというふうに回答していただきましたが、確かに地域の人たちから見れば、統合されるということについては大変な問題があるだろうと思います。

ただ、先ほど申しあげましたけどね、児童数の推移とか、そういうのを推計してみますと、これはもう現実に平成26年度で長田小は18名というような数字ですからね、果たして今後子供さんが生まれるのかどうか、これも危惧しなければなりませんし、梶山小であっても47名というような状況ですからね。

私は、今、定住促進とか分譲関係をされていますが、それなりに町長も先ほど答えていただきましたけど、果たしてそういうことぐらいの対策で、そういう人口等が増えていく見込みがあるのかどうか。よっぽど本腰を入れた対策をとっていかないと、私はそう簡単に人口が増えるとは思っておりませんが、そういう意味では、ぜひ教育長が答弁されたように、単独校という形での運営ができるような努力をしていただきたいというふうに考えております。

そういう中で、ちょっとまたお聞きしておきたいと思いますが、この過疎地域定住促進奨励金のせつかくいい資料をつくっていただきまして、実績等が出ていますが、先ほど町長も答弁していただきましたけど、その中で見てみますと、梶山小関係においては、平成9年度から始まりましたけど、新築戸数の補助、これが53戸であります。長田小については5戸しかありません。そういうふうに考えますと、これは何を意味しておるのかなというふうに考えてみますと、梶山地域においては、それなりの分譲関係がされて、取り組みをされて、子供のいる家庭に対して分譲するというような形の政策がされてきた関係で、こういう差が出たのかなというふうに考えております。じゃ果たして長田のほうにそういう政策をされたのかとなると、長田のほうにはそういう政策はゼロであったと言わざるを得ません。

そういうふうに考えれば、ぜひ単独で学校運営を行うという気があるとすれば、私は、今、梶山、宮村は何とかしのげるとしても、長田はしのげないのではないかというふうに思います。そういうふうに考えれば、長田地区の対策を本気で考えてほしいと思いますが、町長、そのあたりについて何か考えていらっしゃるがあれば、御回答願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 昨日の一般質問の11番議員の質問の中でこのお話も出たわけでございますので、今後、内部で十分検討しながら前向きに検討していきたいというふうに考えていると

ころでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 町長という立場で、やっぱりある程度本気にこういう過疎の問題も含めて対応していくというなら、町長自体にそれなりの政策を立てる必要がある、そしてそれを部下に指示する、それが私は町長の仕事だというふうに思います。そういう意味で、いろんな形で議会の中でも、各議員の中からもこの過疎対策についての質問等も出たわけですので、ただ内部で検討、内部で検討というような形では、私は前進する方向はないというふうに思います。

そういう意味で、私なりに考えましたので、私のほうから提案というところですが、ぜひ、これは旧山田町でありましたが、安い分譲地をつくって、そこで定住促進を図った例がありましたが、やはり長田地区においても、学校周辺あたりを見渡していけば、それなりの土地はいっぱいあるように思います。それで、ぜひそのあたりに対して、安い分譲地を計画し、そして宅地分譲をしながら人口増対策をしてはどうかという考えが1点と、それから、長田地区を本当の意味で活気を出していくということについては、人口増も大変必要なことではありますが、やはりそこには何か目玉になるようなものの政策も必要になるのではないかなというふうに考えます。

長田といえば、水もきれいだし、今現在、町の上水道等も整備をされましたし、この前、町長も言われたんですが、ケーブルテレビ、そういう関係も整備されたということで、住む条件等は私はよくなっておるし、一番の問題は水だったんですけどね、もう水の問題も解消されてきています。そういう意味では、私は、それなりにそういう環境は整ってきておると思いますので、ぜひ分譲関係をやってほしいなと思います。

それから、もう1点については、ひとつ観光農園みたいなことを考えないかということをご提案しておきたいと思います。

三股では、池辺さんあたりは一生懸命、やまめ等を通して、一年中、観光関係も含めてあります。春になると、椎八重公園の関係でたくさんの人が見えます。そういうふうに考えれば、やはりそういうものも含めながら、やはり町としてぜひ観光農園みたいな、梅の時期であったら梅、カキ、それからブドウとかね、そういう観光農園をつくることによって人を呼び寄せることができる。そうすると、長田、いいところだなという形も出てきて、それなりに住んでみようかなという気もしてくるのではないかなと私は思いますが、私の提案ですので、ぜひそのあたりを含めて、内部検討をされるということであれば、ぜひそういう問題も含めながら、そのほかにもいっぱいあると思うんですが、長田峡という名勝もあります。ああいう場所をどう生かすか。ただ、ありますよと、町の観光写真を撮ったのが写してありますが、そういう問題だけではなくてね、そこをどう生かすかということも含めて、私は、対策をとっていけば、本当に長田が活気が出る

方向というのが出てくるのではないかとと思いますが、町長、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、長田地区は非常に自然の環境にも恵まれたところがございます。そしてまた、生活できる施設等も整備され、完備されている状況でございますので、先ほど言われた事項等については、十分また検討をさせていただきたいと。とにかく人が定住する、住みやすい環境の中に入れてもらうということが原則、基本でございますので、そのような形で今後十分協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それなりの前向きな回答かなという気もしますが、ぜひこれは本気になって、町長が先頭を切った形でやっぱり政策を提示していかないと、なかなか職員の方々もどう動いていいのか、私は、迷っておるんじゃないかと。ぜひ、そのあたりを含めて考えていけば、リーダーシップの責任というのはそれなりに重いものがあるというふうに思います。

ぜひ、こういう小学校関係も含めて、児童の減少が心配されないようなまちづくりということも含めて御検討していただきながら、今後の過疎対策を含めながら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを申し添えまして、質問を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、ここで10分間、本会議を休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時54分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位7番、重久君。

〔5番 重久 邦仁君 質問席登壇〕

○議員（5番 重久 邦仁君） 私の通告いたしております質問事項は、改革についての取り組みを問うであり、質問要旨は、投票所削減について3点、文化会館の運営協議について1点であります。

さて、今、国民の関心事の中で国会の解散時期があります。衆議院の解散後の結果においては、政権交代、与党・野党の議席が入れかわるかもわからない重大な局面を迎えていることは、皆さんも御承知のことだろうと思います。三股町民はどのような選択をするのか。選挙は民主主義の原点であり、日本国憲法第15条第3項において、国民は普通選挙が保障されております。しか

し、当町の今までの投票率は残念ながら下がっております。政治に対する関心のなさもありますが、行政改革の施策として投票所さえも削減する愚策で施行しております。

そこで、私は、まず①の直近の選挙での各投票所ごとの経費は幾らか、②の直近の選挙での投票当日の手当は、投票、開票、投票事務従事者それぞれ幾らか、また最高額は幾らであったか、③投票所削減を審議した行政改革検討委員会及び選挙管理委員会の議事録の公開はしないのかの3点をお伺いし、もう1点であります、行革の中で取り組んでおります文化会館の協議はその後どうなったかについてお伺いし、当初の質問といたします。答弁を求めます。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

改革についての取り組みを問うということでございます。

投票所削減についての①、②、③、この事項につきましては、選挙管理委員会は独立した行政委員会でもございますので、選挙管理委員会書記長の総務企画課長のほうから答弁をお願いを申し上げたいと考えております。

それから、文化会館について運営を協議されたかということでございますが、これにつきましても、所管の教育長のほうからお答えをお願いを申し上げたいと存じます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） それでは、選挙の投票所の関係でございますが、この件につきましては、選挙管理委員会として私のほうからお答えをいたしたいと思っております。

直近の選挙についてということですので、平成19年7月22日に執行いたしました参議院選挙について、お手元にお配りしております資料に沿って御説明を申し上げたいと思っております。

まず、1の直近の選挙での各投票所ごとの経費は幾らかについてでございますが、投票日当日の人件費などのように投票所ごとに分かれている経費と、消耗品や委託料といった投票所ごとに分けがたい経費がございます。その分けがたい経費につきましては、投票有権者数にて案分いたして算定を出したというところでございます。

資料1は、投票日当日の人件費など投票所ごとに分けられる経費についてでございます。管理者1人と立会人2人が各投票所に配置してあり、その報酬額の合計が37万4,000円、1人当たり1万1,333円となっております。事務に従事した職員は51名で、その人件費の合計額が138万2,728円、1人当たり2万7,112円となっております。事務に従事したパートは21人で、その賃金の合計額が23万8,875円で、1人当たり1万1,375円となっております。報償費等は、投票箱運搬に対する謝礼などでございます。1投票所当たりの経費は

18万5,478円となっております。

資料2でございますが、資料2は当日有権者数にて案分した経費となっております。当日有権者数の合計が1万9,380人となっております。各投票所ごとの当日有権者数によって各経費をそれぞれ案分したものでございます。主なものを御説明申し上げます。報酬は、期日前及び開票所における立会人等の報酬で、人件費は期日前投票等の選挙事務における時間外手当であります。通信運搬費は入場券の郵送料等で、委託料はポスター掲示板設置委託料等であります。備品購入費は投票用紙計数機の購入であります。1投票所当たりの経費は64万1,236円となっております。

資料3ですが、資料3は、資料1と資料2の経費を足したものであり、合計額が909万3,859円で、1投票所当たり82万6,714円となっております。

次に、②の直近の選挙での投開票日の手当は、投票、開票、投開票事務従事者それぞれ幾らか、また最高額は幾らであったかについてでございますが、職員それぞれ時間外の単価が異なりますので、平均で御説明申し上げます。

資料3の下の表になりますが、投票事務については、1人当たり2万7,112円で、1時間当たりの単価が2,259円となっております。開票事務については、1人当たり8,283円で、1時間当たりの単価が2,367円となっております。投開票事務については、1人当たり3万5,395円で、1時間当たりの単価が2,284円となっております。また、最高額につきましては4万1,549円で、1時間当たりの単価が2,284円となっております。

次に、③の投票所削減を審議した行政改革検討委員会及び選挙管理委員会の議事録の公開はしないのかについてでございますが、行政改革検討委員会及び選挙管理委員会ともに議事録はございませんが、審議内容のわかる文書等につきましては、三股町情報公開条例に基づいて、申請があれば、個人情報など公開できない文言を削除した形で公開できるようになっております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、文化会館について運営を協議されたかという質問でございますので、お答えします。

文化会館の運営については、平成17年度に住民代表も交えた行政改革推進委員会で御協議をいただき、委員の中から指定管理についての提言もなされたようであります。文化会館が開設されてそれほど年数がたっていないこともありまして、指定管理については、これまで本格的な検討を行ってこなかったというところでありまして、しかしながら、文化会館も今年で7年目になります。指定管理の問題も本格的に論議する時期に来ているのではないかというふうにも思っているところでありまして。

ただ、本町の文化会館は、客席数が413席と少なく、かつ食堂等の施設もございませんので、営業努力ということでは実力を発揮する場が少ないのではないかと考えているところでもあります。指定管理者にとっては、必ずしも魅力ある施設とは言えないのではないかとこのふうにも思っているわけでもあります。

また、指定管理した場合、自主文化事業をどういう形で展開していくのか、さらには小中学校や文化協会、福祉団体の利用、公民館の生涯学習発表については、現在、使用料を取っておりません。その取り扱いをどうするのか。それらを勘案すると、指定管理の額を設定するのも大変難しい問題ではないかと考えております。

文化会館については、このまま直営でいったほうがいいのか、あるいは指定管理に出すほうがよりベターなのか、今後、時間をかけて十分検討していかないといけないというふうに思っているところでもあります。

以上であります。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） まず第1点の直近の選挙での投票所ごとの経費ということで、大変貴重な資料をいただきまして、わかりやすい答弁であったと思います。

中身を見て、各投票所ごとに平均すると、最高で19万6,254円ですか、470円ですかね、16万9,000円、それから最低で15万8,035円ですか。投票所削減について私は聞いて、そして各投票所ごとの経費が20万、1カ所約20万、そして4カ所削減しました。投票所だけなら80万は削減できたということでもあります。

しかるに、常に聞くことは、経費削減になってはいるが、投票率は下がりました。これは原因は主的要因はないと必ず言われて、この前も議会だよりの中で訂正の、誤字ということで1行ありましたけど。非常に地区の人はこの経費のことがわからずに、町のほうに、我々は削減されたところの選挙民の人たちに聞きますと、もう仕方がねえこっちゃんがなと、行政が決めたこっちゃんがなというような理解です。三股町の自主自立のために我慢するという声も聞きます。それは、私は、この各投票所ごとに相当経費がかかると思っていたからであります。

この資料2の中の1投票区の64万の経費を見ると、そりやまだっじゃわねと思いますが、この資料2は参考には私はならないと思います。実質、一つの投票所の中に管理者、立会人、そしてパートの人件費、1人大体1万円ですわな、この5人目を含めると、職員の5人との対比をすると、20対13.5、13万5,000円もらっておりますね。

中身を見ると、町民の人にこれを見せると、うんにゃこらこん人んがつ、ちったあどげんかせっもらうと、20万の経費のどげんか、おっどま、そげん高くもらわんでよかどん、午前中パートで、午後パートでもいいがと、こんな声が聞こえてくるのは当然じゃないかと思っておりますけど、

総務課長、どう思われますかね。人件費削減とこの数字は、ちょっと納得しがたいというのが如実に出てきたんですが。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この件につきましては、やはり選挙の投票・開票事務、これは間違いがあってはならないということがございます。一つは、職員が今までずっとそれで従事し、その作業に精通をしているわけでございます。また、その責任のあり方というようなものもございまして、すべてを今言われたような形で一時的なパートの雇用ということで、果たしてこの重大な選挙の執行が十分いけるのかどうか、その辺を考えなければならないというふうに思います。

現状では、やはり今の体制でやっていくことが一番この選挙事務はスムーズにいく方法だというふうに私は考えております。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 今、数字がここにありますが、課長、もう1回、この選挙事務の投票当日の作業の流れについて御説明いただきたいと思います。人員。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 投票所の配置でございますが、まず受付がございます。そこで選挙人名簿で登録されている方がそこに来られた場合の確認をして、間違いはないかどうかということの確認でございます。それが終わりますと、先に進んでいただいて、投票所で用紙をお配りいたします。それを確認するためには、立会人と選挙管理者という方がそこでその状況を確認をされている状況です。そして、最後に事務の総括として職務代理者という形で、その投票所の一切の事務の手続をする職務代理者が総括して、その事務を運営していくという形になっております。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 今の作業の流れで、町長がおっしゃる、だれでもはできない守秘義務が必要な公務員の職員の5人が各投票所ごとに必要であると思われませんか。いかがですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 先ほども申し上げましたように、選挙の投票・開票事務については、間違いがあってはならないというのが前提でございますので、それぞれ役割が、いっぺんに投票所に重なった場合に、投票される方が来られたときに混乱を招かないようなシステムということで、やはり男女を分けた確認、投票用紙も、一つの選挙だけではなくて、重なった場合には、その選挙ごとに投票用紙を別々に配るといったような方法も出てきますし、そういった確認の意味では、今やっている人数が最低限ではないかというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私はここに選挙管理委員会規程というのを持っておりまして、この第17条は、今言われる、書記長には総務企画課長の職にある者を充てるというようなことで、総務企画課長になっております。そして、この選挙管理委員長の任命の中に、委員長の専決処分事項の中にも第6項ぐらいに、投票区と開票区を設けるということと、投票管理者及びその職務代理者を選任することができるというようなことが書いてあるんですね。そして、この欄のところに、パートの人も2人雇用しておられますよね。

投票所における流れを見る監視として5人も必要ということに対して、ここに5人が必要という規定も何もここに載ってないんですよ。こんなに5人も必要ですか。投票立ち会いのところに職員が配置されておりますけど、人員をですね。私はどこを読んでも、5人は必要ですよとか、この中にも書いてないんですけど、これは何か明文化されたものがあるんですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 投票所の人数につきましては、規定はないと思います。そのときの選挙の状況によって、5名で足りない場合もあれば、それ以上に必要な場合というものも出てきますので、そういった規定はないと思いますので、とにかく、そういう一投票所に必要な人員はそういう形で確保せざるを得ないというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私は、今度、衆議院の選挙が執行されれば、日本全国でやった場合に760億の支出があるそうであります。私は、この数字を見ると、760億のうちの人件費が占める割合、そして公務員がサラリーをもらいボーナスももらいながら、日曜出勤という、そして特別な業務だと言い、最高額においては4万1,000円も当町でもらう、都城市においては、これは月給に掛ける週割り、時給を出しますので、まだ高くなると思います。

ここに、三股町で行革に取り組むんだったら、その姿勢があるんだったら、もっと大きな目を持って、日本にも貢献するような大きな目を持って、まず三股から、人数を減らさんでもいいですよ、パートの人をふやして、たった11カ所の投票所に名のある課長さんが2人ぐらい立ち会いをして監視すれば十二分に、三股町はこれだけ経費が安くなりましたよ、どうですか、全国の地方自治体の皆さん、経費削減にこれだけ貢献しています、日本も800兆からの累積赤字があるんだったら、その何分の1かでも寄与できる、即実行できる、その辺たいにまで目配せ、気配せ、財政削減をうたって、行政改革をうたって、ここに投票所削減をしているという皆さんの姿勢があるんだったら、その辺たいの私の質問にどう思われますか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 国政選挙となりますと、これはすべて国の委託事業として来て

いるわけですね。その委託事業の中で、それぞれ管理者についてはこういう方法でやりなさいということでその委託料が来ているわけですから、その委託料の中でした場合には、それに従事する者についても、当然、職員がそこに充てられるといったような額の委託料が来ているわけですから、やはり根本は選挙については非常に、その執行については、運営については非常に責任の重いものがあるということで、そういった形になっているんだろうと思いますので、やはり今言われたような経費の削減ということは、大変必要なことなんです、しかし、これは選挙においてできる最大限の行革としては、今やっているような方法が一番適切じゃないかというふうに今思っているところです。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） どうも、経費の削減効果があったと、いろんところで何回も説明していますが、私が言うと、これは国からのあれだと。しかし、地方自治の最も主たるものの中にですよ、地方分権一括法で、国、それから行政にあるものに対してですよ、非常にいい言葉がありますよね。結局は、地方分権の第1条に、ゆとりと豊かさを実感できる社会を築くことを目的とすることであると。いいですよ。じゃ分権とは、その分権とは何であるか、どのように認識しておられますか。

この地方自治の自主自立をうたわれている町長、これは大変私は勇気のある決断であったと思います。周りの4町が合併を言い、その1町残された三股町長だけが独立を、三股町は自主自立でいくと、三股町は都市部の中でいえばはじっこであります。その中においても、地方分権の中の自主自立を叫ばれました。

あなたが今やっていることは、三股地区内という、投票区を削減されたのは、この地図の中でいうと、はじっこにあるところに対して4カ所削減しております。あなたの柱である地方分権、自主自立、分権とは何か。地方分権の第1条には、ゆとりと豊かさを実感できる社会を築くことを目的とすることであるとうたわれています。そしてまた、分権の中において自主自立をうたわれて、そして分権とは何か、一定の地域における住民とその代表機関の自己決定権の拡充であるんです。地域におかれても、我々としては一生懸命やるんだと。自己決定権の拡充なんですよ。

あなたが今この自主自立の中において、数字を上げると、一つの投票所でたった20万、20万の経費を浮かせるために4カ所も削減している。自分の自主自立の柱である、地域にも温かい行政のめを差し伸べるという政治の力というのは、一かけらもないじゃないですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今まで総務企画課長ががるる申し上げてまいりましたが、国政選挙、それから県の選挙、知事選挙、それから県会議員の選挙、これらについては、国・県の委託事務事業になるわけですが、町内の町長選挙とか、町会議員の選挙につきましては、町の単独の

事業でございますので、これらについて、やはりこの行革の中で検討されて、経費の削減につながったんじゃないかということで考えているところでございます。

いろいろ言われることは十分理解をいたしておりますが、そのようなことで、やはり国・県と町の単独の選挙に分けて考えたら、その辺の行革の結論といいますか、そういうものがわかるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。（発言する者あり）

すべてが、町も含めて、やはり別個に考えたほうがいいんじゃないかと思うんです。国と県と町の単独の選挙と分けてですよ。それで、行革の委員会の中ではやはり経費節減ということが主眼でございますので、町の単独の選挙、これらの経費の削減には十分つながっているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私は、15投票所があったときのことから11の投票所になるときの、ここに平成17年度三股町行政改革推進委員会会議資料、ここには町長から任命されたときの任命状もあります。今言われました行革の流れで、三股町独自と言われております。じゃ衆議院、参議院は、もとに戻すんですか。国のお金で100%来るから、投票率アップのために。

これは、もともとは昭和54年にできた15カ所の投票所なんですよ。そのときからいいますと、昭和54年の町議選における投票率をいいますと、92.8%ですよ、昭和54年。その前年度の53年の投票率は91.98ですが、15カ所にした昭和54年4月22日の投票、町議選、92.8%。それから、平成19年4月22日施行は60.07です、60.07。その差32%ですね。もちろん有権者が1万1,000から1万8,000に住民が増えております。

しかし、私が言いたいのは、削減された投票地区において、まず15投票地区であったときの7投票所、大野、内之木場です、89.89ありました。田上、削減された11投票所、85.82%ありました。第12投票所、前目、81.18%。第14投票所、餅原、85.39%。すべて80以上の投票所、地区を外したわけです。投票行為をするということは、真剣な気持ちで行くんですよ、三股町がよくあればと思って。その投票は、地区住民にとっては自分の意思をあらわす最大の行為なんですよ。

昭和54年から、脈々として約28年から30年かけた投票所の設置を、いとも簡単にあなた方は、選挙もしてないのに、このようなぶざまな結果になっている。それでもなおかつ、何にこだわるんですか。我々は選挙で選ばれて、1票1票の重さで、昭和何年の選挙ですかね、1票差で苦杯をなめられた議員がおるんですよ。もうちょっと真剣に取り組むなら取り組むで、日本一を目指すような気合いでやってくださいよ。行革を頭に置いて、行革の名において、主たる原因

もわからないという返答ばかりじゃないですか。主たる原因はないですか。まだ原因の結果も出していない。主たる要因は何ですか。しっかりとその辺たいを行政は思いながら、一つの事の結果についても、これは政治的な責任ですよ、この格差は。いかがですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 先ほど町長が申されました、町の選挙と国政選挙は別に考えたほうがという話のあれなんです、これは行革として取り組むということは、町の単独とする選挙の経費の節減ということで考えた場合に、やはり行革で取り組む以上はこういう形になると、そして国政選挙においても同様な執行の方法でやらなければならないので、そういった形でやるということだろうと思います。

それから、この行革委員会の中において、選挙事務において何が改革ができるのかということも議論してきたところでございまして、その委員の中には町民代表が入っております。そして、議会代表の中でお一人、重久議員も入っておられます。その中で決めた内容でございますので、十分民意は反映していると私は思っております。今言われていることは、その行革委員会の中で十分論議されたんだろうというふうに思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町長は見直す気はないということの答弁ですか。考えないということですか。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど企画課長が申し上げたとおりで、やはりこの行革委員会というのは内部だけの委員会じゃなくて、一般の町民の方、また議会代表の方、学識経験者、こういう方たちで構成する委員会の中で十分論議が尽くされて、結論を出されたものであるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 今、行革委員会と言われてはいますけど、ここです、委任状、重久邦仁殿、平成17年の9月15日、行革委員会に委託します。9月15日にありました。行革委員会という名をかりて言いますが、そのときの中身を課長は再読されましたか。行革委員会で取り決めた内容を再読されましたか。持っていますよ、ここにほら。あなたは軽々しく、行革の中身、審議の結果については、あなたも参加していただろうと言いますが。

このときの中身についてですよ、9月の15日は、路線バスの見直し、町立病院の経営・推進体制について協議しております。その後、1カ月たちまして、10月の中旬にもう1回、町立病院の経営改善についてが10月20日です。改革推進会議第2回です。路線バス、町立病院の経

営、委員の提言について。2回目には語られていませんよ、このことについては。

第3回目においては、11月の18日、これが選挙の投開票等に関する見直しについてということになっております。投票所について、以前は1地区1投票所であったが、町民の利便性や投票率の向上を図るために投票所数の見直しが行われ、昭和54年から現在の15投票所となっている。その問題点として、投票所の有権者に極端に差があり、一部の地域においては有権者が減少し続けている。そして、田上と餅原は、地区は異なるが距離は近い、約1キロとか。今後、職員の削減により、選挙によっては15投票所の運営は困難となってくるというようなことになったんですよ。職員がなっているからということまで上げられているんですよ。そして、その最後には、車社会においては一般的に投票所までの距離を感じなくなっている。そこまで言って、これを採用したんだったら、くいまーを何でやっているんですか。今から高齢化社会になり、この三股町を一巡するくいまーで老人の人たちの足の確保をしようという施策に今なっているじゃないですか。

そして、このときに一番、私が目をつけているのは、平成13年度の有権者数と平成17年度の有権者数を対比されて、100を切ったところが第5投票所の梶山の98.3という数字、第6投票所の仮屋、轟木の98.3、第7投票所の大野、大八重の93.7という数字が上がり、そのほかは100を超えております。一番大きいところが今市、中原、花見原の113.7という伸び率になっています。こういう数字のデータは本当にわかりますよ。

しかし、あなた方は、いつまでたっても、じゃ多くなったところに対してはもう一つ投票所を設置して町民の利便性を図るとか、何か前向きなものが出てこなければいけないのに、何ら答えが返ってこない。ただ投票所の削減したところの結果において、経費削減につながったの一点張りです。

いかがですか。検討委員会もまだされるというあれはないんですか。見直さないの一点張りですが。この1万円ずつを、大変失礼な話だけど、日曜日といえど、我々町民は投票所に行くのに裸で行くことはないんですよ。一応着がえて行くんですよ、三股町の町民として。やっぱり三股町がよかれと思って、自分たちの意思をあらわすわけですよ。公務員の皆さん、日曜で休みたいところを業務をするというのは大変ぬさんこっでしょう。しかし、公につく人たちがそういうことでは、そういう気持ちはないですよ。町民のため、よかれと思って、公僕の心があれば、経費がかかるんだったら、おれたちも少しはそんなにもらわんでもいいと。

なぜかという、国政国政と言われますが、この100%経費であります、30%の削減が本当は地方公共団体の本髄じゃないんですか。町会議員選挙、町長選挙における経費は、1万円のところは30%引きが本当の数字じゃないんですか。国政選挙並みに払っていますか。経費経費と言いますが。その点、中身を質問しますが、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 人件費等については一緒の考え方でやっていると思います。ほかの経費につきましては、できるだけ削減できる方向で取り組んでおります。例えば、国政選挙があるときに備品等は購入して、町長選挙あるいは町の選挙においてはそういったものはそろえない、最低の経費だけを町独自の選挙では経費を出しているということでございます。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 前回の質問に町長は、私が残業、1日業務の中で残業を含めて4万以上になりますよという、公民館長は1万円ですよというこの金額の差について、奇異を感じるという言葉で答弁されております。この奇異ということについてどうとらえておられますか。答弁を求めます。その差額において奇異を感じるという言葉を使っておられます。答弁で、奇異。奇数の奇、異なるの異、についてどう思われますか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 奇異に感じているということでございますが、どういう意味で、その前後の言葉がなっているのかちょっとはつきりわかりませんが、前後の言葉が。

○議員（5番 重久 邦仁君） 前後の言葉、これは職員が残業して1日の報酬が4万円ですよ。この不景気なときに。夫婦なら8万円ですよ。公民館長1万円ですよ。この時代の流れにおいての、ついでに答弁で、奇異があると思うと答えておられるんですよ。

○町長（桑畑 和男君） わかりました。ここに議事録があるわけでございますが、管理人と職員の差のことを言うているようでございます。余りに差が大きいということから、この奇異という言葉を使ったというふうを考えております。やはり先ほども課長のほうでも説明を申し上げましたが、国政選挙におきましては国からの基準に従って経費を出しているわけでございますので、そこに差が出ているんじゃないかというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） そりゃそうですよね。町長が考えられて、1日4万円の日当をもらう仕事というのは、あそこに座って、まず朝から行って夜、夜は開票の、そういつて精神的には疲れるでしょう。しかし、4万円という1日の日当に対して奇異を感じられるというのは、町長、ほんとに当然至極の感想ですよ。一般町民からすると、国のお金だからといって、国の基準だからといってそれを当然のごとく受け取る感情に奇異を感じない人はいないと思いますよ。当然ですよ。だからここを出してもらった投開日の人件費、1日職員が5人つかなければならないのか。そして日当が2万7,000円、あそこに開票立会人ですね——投票立会人ですね、この点の改善はできないのか、そのへんたいの会議はしないのか。そして、この総務課長の、前総務

課長でありました人の答弁の中に、「先ほども私の答弁でありましたように、これは数回にわたって議会の中からも行革、行政改革委員として参加していただいたところでございますが、そういうことで、もちろんその出発点は、企画のところでありまして」——この投票所削減の話が出たのは。企画のところでありまして、「それが職員の部会あるいは課長全体の本部会、そして住民代表の委員会に回ったところでございます、そしてそれは最終的には最終委員会でありまして、行政委員会のほうに投げかけたということでございます」。こういう経過で投票所削減になっているんですね。じゃ、最終的にこれを決断されたのはどこで、この施行日は18年町長選の前ですね。に施行という日にちを見ておりますけれども、その最終決断を下したところはどこになるんですか。答弁を。選挙管理委員会——選挙管理委員会。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 最終的には行革本部で最終決定をして、町長が決定したということでございます。

○議員（5番 重久 邦仁君） 選挙管理委員会の委員長、町長は部局が違うんだよ。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） もちろん選挙管理委員会でも決定した後で、行革全体として町長が決定したということでございます。

○議員（5番 重久 邦仁君） それはおかしい。選挙管理委員は独立した行政委員会やろ。じゃ町長ということになる。それでは、今の結論は町長ということ、町長が最終的に決断されたということ、そうですか。

それでは、町長にお伺いします。三股町の選挙管理委員会の選挙管理人の中身についてお伺いします。

最終的に今町長が決められたといいますが、選挙管理委員会の規程の第10条に、いかにずさんなことをやって決められているのかということで選挙管理委員長だという答えと思って質問した。委員長は書記をして——第10条です。選挙管理委員会の規程の第10条に、「委員長は、書記をして会議録の調製について、会議録を調製し、出席委員の氏名、会議の次第、その他必要な事項を記載させなければならない」となっておりますことについて、最高の決められた町長は、議事録を提出できないような状態になっている今日としてどう責任をとられますか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この投票所の削減の件につきましては、行革委員会の中である程度結論的なものが出て、これを選挙管理委員会のほうに一応持ち帰って、いろいろと検討をされて、そして最終的には結果を行革委員会のほうで決定をするというような仕組みになっているところでございます。

そしてまた、議事録はないということですが、事務局のほうでは記録はとっているということでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 議事録のなかったら最低限でも提出を僕はないのかということでも求めているんです。午後にでも早急に出すようにしてください。それでないとその日に会議に出席した日当の費用弁償その他がほんとに支出されているものかそれを裏づけるものがないんじゃないですか。あるんですか。あんたたちは会議をした会議をしたって。御膳会議をしとって印鑑だけついたんじゃないの、めくら判を、日当はやすいのに。しっかりしてくださいよ。我々……。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 先ほど最初に答弁したとおり、ここでその資料提出ということにはならないと思いますよ。申しましたように議事録はございませんと。ただし、審議内容がわかる文書等についてはありますので、それは情報公開条例に基づいて申請をしていただくということになると思います。個人情報などがそれに含まれておれば、その文言を削除した形で公開いたしますということですので、その手続がないと提出はできないということでございます。

○議員（5番 重久 邦仁君） 審議して、ここは投票所削減に至ったところの経緯の……。

○議長（中石 高男君） 重久君、立って。時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○議員（5番 重久 邦仁君） 投票所削減に至るまでの流れを聞きたくてしているんですよ。ほんとに選挙管理委員会はこのことを議論しているのかと、今度も選挙管理委員の人員登用がありますよね。これについても非常に疑問であります。この規程書の中に、本人の届出書の中にはいろいろ問題点もあります。そして、町長、いっかいとめてください。ここに要望書。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 投票所復元についての要望書ということであります。私は真剣に日本一の投票率アップのために提言している案です。そして、やれるんですよ。代休制度にすれば。その費用はまるっきり浮きますよ。振りかえ代休。

それから、こんなことをいうとあれですけど、官尊民卑という言葉がありますよね。今の行政が、我々が決めたんだ。それを従ってもらいたいね。行革の一環であると。官尊民卑、わかりませんか。仕方ないんだと。我々がもらってもこれは法が決めているんだ。

さる自治公民館、町長が町民の声は聞いたことがないという答弁もありました。これじゃいかんという声が上がれば見直すという総務課長の声もありました。去る10月に行われた地区の代表である公民館館長会議の席上、投票所の見直しをしてくれという要望があったはずですが、そ

のときの答弁はいかがだったんですか。それは餅原地区代表の公民館長である人が、元議員ですけど、要望されています。しかし、そのときの答弁はどうだったんですか。私が議会で1人だけ言ってるんじゃないんですよ。地区でもその地区の代表である公民館長からも要望が出ているんですよ。それにすら答えられない。いかがですか、そのときの総務課長がだから出席されているでしょう、会議に。大事なことですよ。

○議長（中石 高男君） 重久君、時間が来ていますので。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） その公民館長会議でのそういうことについては私は記憶がないんですが、この以前ということですか。

○議員（5番 重久 邦仁君） 9月か10月に行われた自治公民館長会議の席上でそういう声は上がりませんでしたか。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） いや、それは記憶にございません。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私だけが声を挙げているというふうな行政側のとらえ方でございますが、自治館でもそういう声が上がって、署名をしなければその声が届かないという行政はもう少し考えてほしい。我々は選良です。4年に1度選挙で洗われます。住民の意思である投票はもうちょっと真剣に、もう少し、こんな経費がかかるんだったら、これは相当なあれですよ。新聞等にも大いに私は打ち上げたいと思います。三股町が改革になるか、国の財政の一環でもある760億もかかる投票所経費の見直しについて、三股町は真剣に取り組むというようなことを私は切に望むものであるし、また改革はできるんですよ。日本一になれるんですよ。自分たちでやれるんですよ。そんなけちな投票所を削減することにだけ血眼を上げないで、投票所はもとに復活してもやれる経費の中身じゃないですか。

町長、投票所の件についての見直し案については、検討されませんか。

○議長（中石 高男君） 時間がきてますよ。答弁で終わります。

○議員（5番 重久 邦仁君） ないんですか。全然考えてないかあるか。終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 行革で結論が出て実施しているわけでございますので、状況が相当な変化のない限り、現状のままでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（5番 重久 邦仁君） わかりました。終わります。

○議長（中石 高男君） これより昼食のため、1時30分まで本会議を休憩します。

午後0時01分休憩

午後1時27分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位8番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 質問席登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました4件についてお伺いをしたいと思います。明快な答弁をお願いいたします。

まず最初に、後期高齢者医療制度でございますが、マスコミ等々でもいっぱい後期高齢者の保険料滞納について報道をされています。4月から始まって9カ月という形になってはいますが、保険料が払えない人、年金からも差し引かれないし所得も低いという形で払えない人が全国に約滞納者20万人いるというふうに記載していました。

そこでお伺いしますけれども、三股町で滞納者、特別の理由がない限り、1年以上滞納すると資格者証というふうになってはいますが、そういうおそれのある人が本町には何名ぐらいいらっしゃるのかなということをお聞きをしたいと思います。そして、それに向かっての対応についてお願いします。

2番目に、今、成牛になろうとしている子牛が飼われて、大体18カ月ぐらい自分のところで飼われておられるということですが、その18カ月の間に飼料がいっぱい要するという形で前回の議会でお伺いをしました。早速、本町の主要産業だということで町長が率先してされたんだと思いますが、この補正予算が今回上がっています。その点については、迅速な対応、またこういう状態になった、今原油は下がっていますが、今買われている飼料などは高いときのもの、それから子牛は高いときに、需要がいっぱいあるときに買われた牛ということで大変な危機的状態ということをお伺いをしました。そしたらば、今180万ぐらいですか、補正が組まれています。感謝を申し上げますし、機を見た対応をまたお願いしたいと思っています。

そこで、今回は子牛購入の貸し付けということでお伺いをしたいと思います。本町には途中で制度がなくなったというふうにお聞きをいたしておりますが、乳牛、それから生産については母牛という形で補助を、優良牛という名前であるというふうにお聞きをいたしておりますが、子牛の購入については補助がないという形であります。都城は子牛の購入、貸し付けという形で50万を限度という形で、今回の補正に上がっています。買う頭数が多くなったということか合併でそうなったのかわかりませんが、相当数の補助を出す。それからもう一つ、新富町では1頭当たり1万円の補助を出すという、多分利子補てんだというふうには思うんですけども、本町においても都城のように50万円を限度というのは大変な事務量でしょうし、特定の金融機関にゆだねないといけないということからいうと、お金を借りて子牛を買うわけで、その利子の補てんという形は三股町ではできないのかなというふうに思ったところです。

補正額が都城市で、今回の補正が4,000万ですか、新富町では150万というふうに載っていましたので、それについてお願いいたしたいと思います。

3点目には、防災行政無線のことですけれども、これは去年の6月議会に質問をさせていただきました。そのときの答弁で、消防庁では本年度から21年度までの3カ年間の事業があるというふうに答弁をいただいているわけですけれども、今20年度ですから、21年度は来年度なので、どういうふうになっているのか。地域によっては周知する地域単体で使うのも聞こえない、もう放送できないというところもあります。そういう実情を踏まえた上で、どうされるのかお聞きをしたいと思います。

もう一点は、町長の政治姿勢ということで、21年度の編成方針というふうに書かさせていただきました。

三股町が毎年つくる実施計画の中で、平成21年度新規事業というふうにうたわれているものです。20年に発行されてうたわれているものを、どれをすべて拾われるのかどうかもひっくるめてですが、されて、要するに継続じゃなくて20年度始めた、もしくはその前から始めたのではなくて、新規というふうに今うたってあるもの、21年度から新規というふうにうたってあるものが学校の小学校体育館とかそこら辺もありましたけれども、いかほどされるつもりなのかなというふうに思いましたので、ローリングという名前ですと先延ばしにされるのもいっぱいあると思うんですが、町長の今ちょうど予算の要求時期の中で取捨選択をされるわけでしょうから、それについて編成の方針という形で町長の指導力の中はどういうことを目指されて実施計画から21年度を見られるのかなということをお聞きをして、冒頭の質問にかえさせていただきます。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

後期高齢者医療制度について、保険料滞納者への対応についてということでございますが、滞納者につきましては主管課長のほうから後でお答えをさせたいと思います。

後期高齢者の保険料につきましては、本年度途中で保険料の軽減が発表されたり、納付方法の変更が行われたりして、回覧でお知らせしたり、問い合わせに対して御説明をしているものの、被保険者のほうに戸惑いや誤解を招いたりしており、そのことが保険料の納入にも影響しているものと考えているところでございます。

このような状況にあるので、滞納者に対する延滞金等の取り扱いは、今年度は徴収しない方向で検討がされております。また、資格証明書の発行等につきましては、6月10日付の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームの発表によると、資格証明書の運用に当たっては相当な

収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質なものに限って適用すると。それ以外の方々に対しては従前どおりの運用としてその方針を決定するというふうになされております。宮崎県広域連合といたしましても、来年の一斉更新時にはこの方針に従うように考えているとのことでございます。

ただ、詳細につきましては、今後市町村と協議しながら進めていくので、現時点ではこれ以上の報告はできないとのことでございます。

それから、配合飼料価格高騰対策について、子牛購入貸付金制度についてということでございます。

原油価格高騰は、農産物の生産コスト上昇に大きく起因しております。一方、生産物の価格は景気低迷により需要が伸び悩み、経営を圧迫している状況にあり、中でも畜産は、輸入飼料への依存度が高く、原油高騰は輸送コストに反映され、配合飼料高騰の1つの要因となって、生産コストを上昇させていると考えられます。

そのような状況を踏まえ、本議会に原油配合飼料価格軽減対策事業費160万円を予算措置をいたしたところでございます。ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

本町においての貸付金制度についてでございますが、県やJA等の関係期間と連携を図りながら、原油家畜飼料価格高騰対策農家緊急支援資金、家畜飼料等特別支援資金の利子補給事業の取り組みを行っているところでございます。

また、町単独事業による優良家畜導入事業の肉用牛肥育素畜導入事業、肉用繁殖雌牛導入事業、優良乳用牛確保対策事業により畜産農家の支援を実施いたしているところでございます。今後も優良家畜導入事業をさらに充実させて、支援していきたいというふうに考えております。

さらに、昭和44年度に設立された畜産振興会貸付事業により、肉用繁殖牛、乳用牛等の無利子貸付事業を行っているところでございます。

それから、防災行政無線設備についてでございます。

①の一斉放送の現状についてということでございます。

本町の防災行政無線の経緯につきましては、昨年の6月議会の指宿議員の質問にお答えいたしましたところでございますが、この点については省略させていただきます。本町の防災行政無線は、築後27年以上経過しており、機器の老朽化などにより、雑音が流れたり放送が途切れたりする障害もふえており、その都度修繕を行いながら、システムの維持に努めているところでございます。

それから、整備計画についてでございます。②の整備計画についてでございますが、新しいシステムへの更新計画につきましては、消防庁が全国瞬時警報システム、国が全国の市町村の防災行政無線を自動起動させ、地震速報などの緊急情報を人工衛星を用いて直接住民に連絡するシス

テム、これを平成21年度までに全国に配備したい意向を伝えていたため、昨年6月時点では早期の更新が必要であるというふうに考えておりました。

しかし、現在のアナログ方式からデジタル方式への更新でないと有利な起債事業等が使えないことや、データの関連機器が開発途上であるなどの理由で、平成22年度以降に更新を計画している自治体が多く、平成20年3月末現在で同報系データの防災無線を整備した団体は全体の1割に満たない状況でございます。

このような状況を踏まえ、本町におきましてはデジタル化に向けた資料収集や他団体の整備状況を調査しているところでございます。また、宮崎県では土砂災害警戒区域や特別警戒区域の設定に向けて、長田地区を調査しているところである。区域設定がされた場合は、伝達方法や避難計画の見直しが必要となる可能性もあるため、慎重に検討を進め、平成22年度以降の整備を目指しているところでございます。

それから町長の政治姿勢について、平成21年度予算の編成方針についてということでございます。

平成21年度予算の編成方針につきましては、国、県の動向を踏まえ作成したところでございます。平成21年度の本町財政の見通しについて、歳入面では自主財源が少ない財政構造の中で、景気後退により町税を初めとして一般財源ベース総額での増収が見込めないところであります。また、財源不足を補う基金の残高も減少傾向であり、財政状況は大変厳しいものと予想されております。

歳出面では、社会保障関連費などの義務的経費が増大し、公共下水道整備ほか生活関連社会資本整備など、行財政費用が一層増加し、財政事情はさらに厳しい状況にあるものと思われま

す。こういう状況を踏まえ、行財政改革の継続、さらなる財政健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、真に必要な事業には重点的・積極的に取り組むことといたしたところであります。

しかしながら、予算編成方針作成後の経済動向を見ますと、大手企業において大幅な生産の縮小や人員削減計画が発表となり、その影響はかつて経験したことのない厳しい財政状況が生まれるのではないかと危惧いたしているところでございます。

以上、答弁といたします。回答といたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ただいまの答弁に対しまして補足説明をいたしたいと思

います。後期高齢者医療制度について、保険料の滞納者でございますけれども、今、後期高齢者につきましては11月末現在で2,653名いらっしゃいます。滞納者がそのうち116名、金額にいたしまして151万2,750円でございます。そのうち1度も払ってない方が31名、そのう

ち1回しか払ってない方が15名でございます。その内訳を見てみますと、滞納者で一番多いのは普通徴収の方で、国保時代に引き落とされていたので同じく後期高齢者も引き落とされているものだという思い込みの方が多いようでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。――副町長。

○副町長（木佐貫辰生君） 21年度からの新規事業についてのご質問がございましたので、事務事業のほうの評価幹事会の委員長として回答させていただきたいと思っております。

これ山中議員のときにも町長が回答いたしておりますけれども、新規事業といたしましては、公営住宅塚原住宅ですね。そちらのほうの調査設計、そして小学校の地デジ対策です。それから、島津紅茶園線の整備ということで、そちらのほうのこれも調査設計に入っていくということがございます。これが主なもの。また、それからまだ今、ただいま予算編成時期でございますので、まだこれから財政課の査定を踏まえて、また三役協議という形になるわけなんですけれども、評価幹事会の中で議論したところでは、給食センターの備品等、大変これも老朽化しておりますので、年次的な整備をいたそうというようなところとか、それから処分場、クリーンヒル三股、そちらの大型機械等も大変老朽化していますので、そのあたりの整備、それからまた児童館のパソコンの整備、そういうところ、まだもろもろあるわけなんですけれども、今後詰めていきたいというように考えています。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、最初からお聞きをしたいと思います。

国からは、要するに悪質な者のみというふうになっているようですが、どれぐらい自分たちで把握するかというのがまず大きな問題になるわけなんですけれども、もう一つは、国保と高齢者の医療制度の適用者、例えば同じ世帯にあって、後期高齢者の人がいらっしゃるとすると、もしその人が後期高齢者の医療制度を払ってないということになると、一方は県の広域連合会で判定する。一方は三股町で判定すると、こうなりますよね、必然的に。経営主体がそうですから。そのときに、私は町長はそういう三股町はまだ資格者証まで渡してないだろうと思いますが、国保に対して。一方は3カ月、6カ月とかという短期受給者証を発行しながら、一方は資格者証という話になりませんかということをお聞きいたしております。

それで、三股町としてそれもやむなしだと、三股町には関係ないとかちゅう形になると、同じ町民なので、やっぱり適用者が違うわけなんですけれども、要するに前期高齢者、後期高齢者いろいろあるわけですが、75歳未満については町で対応しながらいくと、しかし75歳以上についてはということであれば、その自治体の裁量権もやっぱり町長として担当サイドではちょっと無理でしょうから、この広域連合についての町長の対応ということをお聞きをしたいと思っております。

ので、再度答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 後期高齢者の保険者は宮崎県の広域連合の会長でございますので、そういうことで、この資格証明書の発行については、今後、町村会等を通じて強く要請・要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひ、要するに町の今までに貢献をしてこういう時代を担ってきた大先輩方でございますので、そういうことにならないように、国保でも就学児童について法律まで変えて短期、その人たち、児童生徒の名でも出そうではないかというふうなことがなっているわけですから、ぜひそういう姿勢で取り組んでほしいと思います。広域連合という形になっていきますけれども、担当者も大変苦しいんだろうと思います。三股町でいろんなことをしながら、そういう資格者証という方が出ない努力もお願いをしておきたいと思います。

次にいきます。子牛の購入貸付制度、先ほどありました中で、今は肉用牛と乳用牛——失礼、生産と肉用ですか、補助を、町単で貸し付けがあるという。三股町も都城市と同じようにしろとは言っていません。言っていませんが、都城は50万貸し付けで無利子という考え方のようですが、50万、40万ですか。無利子ということのようですから、そうではなくて、本人が希望すれば、利子補てんとかいう形でどうなんだろうかと。この新富町は1頭1万円ですか。これは多分利子補てんの意味だろうと思っているんですが、今お聞きをすると、一番切り詰めやすいのは食べ物、国民が牛肉を離れているのではなくて牛肉が買えないという状態で牛の価格が落ちているという形ですので、ぜひそういう制度をしながら畜産の農家が苦しい思いをされているはずで

す。

こういう流れですから、今の情勢も踏まえて、買ったときよりも安い値段で出さざるを得ないというようなこともお聞きをいたしております。50万円で買ったけど、18カ月養ったら48万で売ってしもうたと、こういうことも現実問題としてあるんだそうです。何でかちゅうたら、飼料も見せてもらったんですが、飼料の質を落としていった。もう落とせんから、今度は今まで10食べさせたのを8に落とした。そしたら、いざ18カ月で出したらつやが悪くなって落ちていった。2頭がそういう形で落ちていって、昔の名残がない上に、何のために置いておったのかわからんという、こういう情勢があって、自転車操業そのものという形もお聞きをいたしております。

ぜひ買うものについて都城のように50万貸すのではなくて、金融機関から借りたものに対しての利子補てんというものであればそんなに担当者的なものはないのかなというので、ぜひそう

いうことを検討していただきたいと思いますが、町長、答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 今、利子補給ということでありましたが、先ほど町長の答弁にもありましたように、国の対策等で支援金が、高騰対策支援金、緊急支援金等が出てきております。今年の20年の6月に5件、300万が限度なんです5件です。この前の11月に酪農の方が1件300万円ですが、こういう資金を借りられる分について、県、町、金融機関等で利子補給をしております。

それと、もう一つ家畜飼料等特別支援資金ということで、最近できたわけですが、この分について、もう12月に1件の1,800万円と養鶏で1,600万円、金融部会等がありまして、この部分についても県、町等が利子補給をするということで、これらの資金を活用していただければ町のほうでも利子補給をするということになると思います。

そのほか町長のほうでもありましたように、優良家畜導入事業ですが、これについてはお金を肥育農家に助成するということなんです、うちの場合はやっぱり将来に向かっていい牛を残そうという部分を含めて、いろいろな事業で取り組んでいるところであります。もちろん町内の方の牛を買えば2万円というのもありますし、そしてまた系統的な牛をもっと買われて、そしてそのデータを役場のほうにまた教えていただくということになりますと5万円とか、そういうものの充実させております。その分が19年度で701万6,000円助成をしているというところでもあります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今お聞きをしたんですが、ほかの自治体も苦しいんだろうと思うんです、都城市も。苦しい中で必死に知恵を絞って貸付事業を大々的にやっつけらっしゃるわけで、町が大きくなったらこそ大変な時期だろうと思うんです。それでも無利子貸し付け50万限度でやると、2億3,000万円が予算総額ということのようです。もちろん農協に預けられて、農協が多分運営されるんでしょうけれども、そういう特定な金融機関をするちゅうわけにはいかんでしょうけれども、借りられたときの利子補てんというのはぜひとも論議をしてほしいと思っています。

この場でやりますとかやりませんとかならんんでしょうけれども、21年度に向けて、これで済むとは思いませんけれども、何らかの延命工作といたらおかしいでしょうか。必死にされている現状をおくみ取りいただいて、すべてが落ち込んでいるときですから、少なくとも対応をもらえると、そういう家畜を必死になって守っていらっしゃる人にとって三股町も本腰入れてやっちょるわというふうになるんじゃないのかなと。やっぱりこういうのがマスコミ等に出ると、

何でうちはないんやろうかとかってやっぱり出てくるのもありますので、そこら辺の、町単ではこういうのもしていると、もちろん当該の人は御存じだろうと思いますが、なお一層の充実も、またこういうのも検討していただいておりますし、飼料も今言われたように輸送費、コストだけが飼料ではなくて、バイオ燃料でそっちのほうにとられてしまおうとか、先物ですから物すごく高くなっていくわけです。投機の対象になっている穀物が牛のところにもわってこんという形になりますので、少しでも本町の農業をされる方への支援という形で取り組んでいただけるとありがたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

次に、いきます。防災行政無線について、町長が6月議会に答弁されました。6月議会の答弁なんですが、21年度という形の中で答弁いただいておりますけれども、今お聞きをすると、22年度以降というふうにお聞きをしました。22年度以降ってなって、地域の防災行政無線の個別でするものはもう声が出ないというのもあるんです。もう出ないと。自治公民館長が車に、軽トラックの後ろに乗って、ハンドマイクの大きいのを持って行って回っていると。こんな「これ道交法違反よ、あんたは」って言ったんですが、要するにトラックの後ろ、ライトバンの戸をあけて走るとか、ことをやられています。三股町としてこの防災行政無線のとらまえ方ですね、今雑音が入っているということだけではなくて、声も出ない。一斉放送は出るけれども、地域単体においては出ないとか、一斉放送もなかなか雑音が入って聞き取りづらいとかあります。22年度に向かってどういう性質のものだから今検討しているのか、どういう性質のものを検討されているのか、消防庁が何たらって今答弁がありましたけれども、しかしそれは概念としてわかったんですが、どこまで利用できるか。もし入れたら使いづらくなって緊急以外は使えませんよとかそういうことになってしまうとどうにもならんということがありますので、少しそういう、どういうものかというのをお聞かせを願えるとありがたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） まず、整備計画が延びているということなんですが、これは1つは、今アナログ方式からデジタル方式へ変わるということがございまして、そのデジタル方式でないと有利な起債事業が使いにくくなっているというのが1つございます。今まで防災基盤整備事業の起債事業として、その中の防災行政無線の整備の起債ということになりますと、一般事業で防災対策費が事業費の75%、交付税算入率が30%というところでもございましたが、特に推進すべき事業については防災対策事業費が90%、交付税算入率が50%という形になっております。それにこのデジタル方式の防災無線の整備が入ることですので、ぜひ財源的な意味からすれば、このデジタル方式のほうに入れていきたいと。もちろん今アナログからデジタルのほうへ移行しておりまして、将来的にはデジタルになっていくということですので、その意味からもデジタル方式の導入をしていきたいというふうに考えております。

そして、デジタル方式については、まだ実例が少ないということもございまして、今調査中というか、今後調査しなければならない部分というのがたくさんございます。それで、デジタル方式になった場合にどうなるのかということもございしますが、1つには、双方向の通信が可能だということ。今は広報等をやっても一方的に、こちらからお知らせするという形でございしますが、これが両方の通信が、親局、子局どちらからも通信ができるという方式に変わるようございまして。そして複数の通話が可能ということで、アナログでは1周波数で1通話だったんですが、デジタルになりますと1周波数で5通話が可能になるといったようなことで、非常に災害情報の伝達収集が充実されるんじゃないかというふうに考えております。

それから、使い方によっては画像データの通信ができるということで、今までは聴覚の放送ということだったんですが、文字情報とかそういった伝達の方式ができるということで、聴覚障がい者への伝達も可能じゃないかなというふうに考えます。

それから、放送も地域限定とか個別指定放送とかいろんなその組み合わせによって情報伝達が可能になるんじゃないかなというふうに言われておりますので、まだ中身については調査中ということで、大体福岡ぐらいで、福岡の市なんですけど、そこで今論議しているところが3件ほどございまして、筑後市、中間市、大牟田市、こういったところが今デジタル化が進んでいるということでございまして、今後、そういったところの視察、2月に一応1回目の視察を予定しておりますが、それから来年度、また含めて調査をしながら、来年度中には方向性を決定して、先ほどいいましたように22年度以降にこういった形で整備に着手したいというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） イメージ的にはちょっとわかりづらかったんですが、個別受信というふうなとらまえ方でいいんですか。それとも今まで集中受信放送というふうになるんですか。お聞きします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 基本的には集中受信という形にもなるかと思いますが、場所によっては個別受信という双方の組み合わせということも考えているんですが、今後どう、詳しい調査をしないとどの程度までできるのかよくわかってない状況ですので、今後そういう形で、特に災害危険箇所が多い地域の中で伝達方法として個別的にとらえなければならない部分についても、個別という方法も考えていかなければなりませんので、両方を地域地域によって違って来る可能性はあります。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 大体今と同じように、今も個別受信がありますよね、単体ではな

く。それと同じような形になるんですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 形式的にはちょっとわかりませんが、今個別受信で使っているのは消防団と自治公民館長宅ですか、そこに配付しているんですが、個別で対応しなければいけない世帯ですね。そういったところまで拡充していくんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 21年度の中は見送ると今話だろうと思うんですが、この消防庁の21年度までというのは、これは期間が延びたというふうに理解していいんですか。お願いします。本年度から21年度までの3カ年間にと、こうなっているんですけど、それはもう消防庁のほうで延ばしたからまだ大丈夫なんですよという意味ですか。それとも。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） その点については、私がちょっと確認してないんですが、多分デジタルのほうで起債をするということになっていきますので、それは延びたといいますか、そういう方向でいいんじゃないかというふうに考えています。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 6月の答弁は、「町におきましては新しいシステムへの変更を考えておりますが、住宅環境や生活様式も大きく変化しており、現行の方式がよいかあるいは個別方式がよいか、また大幅な方式の見直し検討なのか検討いたしているところであります。消防庁では、本年度から21年度までの3カ年間に、全国瞬時警報システム……」っていうふうが続いていくんです。だから、ここのないと21、2年度ということになると、それは全部自分ところでやるということになるのかなということをお聞きしたいんですが、再度答弁を。これは延びているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これは町がするんじゃなくて、国がそういう警報システムを配備したいという意向ですので、それにあわせて町のほうもそれに準じた形で整備をしていくということだろうと思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するに、これは消防庁がするということであれば、来年度、21年度までに消防庁が本町にもつけるというふうにこれは答弁ということで理解してよろしいですか。最後にお聞きします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） そういった計画だったんだろうと思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） もう少し詳しく。ちょっとわからないんですが、要するに、市町村の防災行政無線を自動起動させというふうになっているわけですね。要するに、消防庁がする。そうすると、例えば三股町にすれば三股町の警報の業務を起動させて、そしてぼんと出るというふうになっているわけですよ。それが21年度までに終わるというふうにも書いてあるわけですが、けれども——町長の答弁ではあるわけですが、書いてあるんじゃない。再度そこをお願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ここではちょっと私のほうでは確認しておりませんが、そういった形で、デジタル化の問題もございまして、その計画が延びたんだろうというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） この町長の答弁にあるように、21年度のところが切られているということになると、少し22年度以降というのとの整合性が少し疑わしいというふうに思ったので、早急にこれについての問い合わせ、考え方で町としての方向性、早期検討していただいて、議会にもお知らせいただけるとありがたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 早急に確認して、お知らせしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひこの問題についてはお願いをしておきたいと思えます。

さて、次の問題なんですが、警報システムの関係も21年度に入っていたのでなんですけれども、それはもうこっちに置いて、この三股町がいろんな事例を取り組むということで、3カ年計画ができていますけれども、実施計画が。お聞きしたかったのは、言われていることもあるんでしょうけれども、3カ年、今年度、20年度の予算をつくるときに20年度版が出て、21年度になったら21年度がまた出るんでしょうけれども、この中で新というふうにしてあるのがいかほどかというのを聞いたら、副町長のほうで、ある一定のところはお答えになったんですが、前の議会でも申し上げました。総務省が地方交付税で活性化支援を行いますよと、北諸など全国で7地域という形の中で、町村が既存の公園やスポーツ施設などを改修する場合、費用の75%を地域活性化事業債で調達できると。事業債の元利償還の30%が交付税で手当てされると、こうなっているわけです。その中に都城市と三股町というくみで全国で7地域の指定の中に入っているということですから、それだけ都城、三股という地域が疲弊しているということの

総務省が認めたものだろうと思っているんです。

これは、9月の20日、宮日新聞ですけれども、こういうふうに大きく取り上げられているわけですが、いろんな事業、修繕をしたり、もしくはそういう施設をやるときには精いっぱいやってくれ。それに対する国としても手だてをやりますよというふうにやって打っているわけで、それについての論議をされているのかどうかを少しお知らせを願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。——総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今の地域活性化事業債の件ですが、新聞に出ていたのは知ってたんですが、その中身について、町として該当するのかどうかというところまで調査しておりません。今のところ。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 前の議会でも私はこの北諸がなったというふうに言ったと思います。この中で、要するに都城市と三股町の北諸地域など6道県の7地域40市町村を選んだと、こうなっているんです。全国です。北諸地域では独創的な事業推進型として企業誘致やまちづくり協議会設置、スポーツランド都城などの各事業を推進する計画だと、こうなっているんです。答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われました9月の20日付のこの新聞記事、これにつきましては県のほうの主管課等の事業の内容とかそういうもので十分中身をいろいろ調査研究をしたいというふうに考えております。

何しろ予算編成方針で、これは10月の20日に策定しているわけですが、この時点までには県のほうから正式なものはなかったんじゃないかというふうに考えております。そういうことで、先ほど申し上げましたように、事業の内容等については十分研究をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） どうも腑に落ちないんです。総務省は19日、9月の20日付ですから、9月の19日です。9月の19日、経済が低迷している地域を地方交付税などで支援する特定地域経済活性化対策の本年度の推進地域に都城市と三股町の北諸地域など6道県の7地域、40市町村を選んだと発表した、発表しているんです。発表した。載っているわけですよ。それで、再度、本年度から原則3年間にわたり、推進地域で都道府県や市町村が既存の公園やスポーツ施設などを改修する場合、費用の75%を地域活性化事業債で調達できる。事業債の元利償還の30%が交付税で手当てされるってことは30%補助という意味ですか。北諸地域はっていう

ふうにさっき言うたんです。最後のところで、活性化対策の対象は地元企業の倒産などで雇用情勢が悪化している地域から選定したと、こうなっているんですよ。再度町長、答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。——町長。

○町長（桑畑 和男君） その新聞記事に対して、県のほうから正式に文書も来てないわけです。そういうことで、先ほど申し上げましたように、事業の内容等について十分調査研究をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 9月の議会で9月の発表だったんで言ったんですよ。私がしゃべったので、痴呆になってない限りは多分、持ってこなかったんですが、もうこれはあれだと思って、議事録を持ってこなかったんですけれども、しかし9月の19日で発表したということは、県は都城市と三股町やから関係ないと思ったのかどうかわかりませんが、早急に、県がダメなら総務省まで電話をかけて、どうなっているんだと。要するに、市町村が既存の公園やスポーツ施設などを改修する場合、こう明示されているんです。だから、この新規事業というのを、そういうことを踏まえてつくってほしいということでこれを入れたんですよ。

だから、要するに今老朽化している施設の修繕とか改修とかができるわけですから、どうしてもつくっているものを改修しないと老朽化して古くなってくる、これは当たり前のことです。そのときに三股町が資金の調達が難しいと言われるのであれば国か総務省がわざわざ三股町を指定して、わざわざ使えと、こう言っているわけです。

だから、これは飛びつく代物だと私は思うんですよ。要するに、ほかのものよりも有利だということを出したんでしょうから、でなかったらこんなの指定する必要はないわけで、不利なのはわざわざ三股町はどうですかと、やりませんか。それも3カ年とこう打ってあるわけですよ。20、21、22この3カ年。町長、もう一回答弁をお願いしたいと、要するにこれに対する調べた——調べてみますじゃなくて、調べてすぐ取り組みますと、20年度のこの予算編成方針にこれを入れて再度作り直すぐらいのつもりでやってほしいんですよ。お願いします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫辰生君） 地域活性化事業債につきましては、本町でも何回か取り組んでおります。文化会館、そちらのほうの南側の駐車場の整備も地域活性化事業債で取り組んで、そしてまた文化会館の中の機器整備等も取り組んでおるわけなんですけれども、今回指宿議員にこう言われた、また新聞に載っているということは、その地域自体が取り組みやすいような方向でそういう指定がされたと。要するに、地域活性化事業債は全国的に取り組めるわけなんですけれども、

その中でもこれを取り組みやすいような地域指定、そんなふうにならんとらえたわけなんです、今言われたように、早急に調べまして、都城のほうで中心的に手が挙がったのかなと思っておりますけれども、ただ三股町でも取り組めるわけですから、今回、予算編成に取り組めるようであれば検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 時間まだやがな。

○議長（中石 高男君） 時間前ですので。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1分55秒ありますので。この地域は北諸地域ではとこう銘打つてあるということは、都城市も取り組んだということであろうと思うんです。三股町は知らない。だけど、北諸地域では独走的事業推進型としてというふうに書いてあるんですよ。20日の新聞に。ということは、三股町を利用して都城が取り組んだということに聞こえたんですが、そういうことは都城市からありますか、教えてください。都城から三股町の名前を使ってやるということはありませんか。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。副町長。

○副町長（木佐貫辰生君） 聞いていません。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するにこの9月の19日の発表で20日の宮日に載っていて、もうこういうことを推進するということを都城市はもう知っていたということですね。逆にいうと。知ってた。だからこれを利用するんだ。それで活性化支援事業は全国からばあっと来るけど、宮崎でいうと都城市と三股町を特別に指定、優遇してやりましょうと、こういうことですよ、これは。そういうふうにとらまえていいんですかな。だからそうであればなおのこと、三股町が手を挙げない手はないわけだと思えますよ。普通の一般財源でやるよりも、一般財源は100%でしょうから、せめて75%がやれますよ、30%は手だてはしますよと、こうなっているわけですから、ぜひとも早急に調べていただいて、9月の議会、私が何をしゃべったのかわからんということではなくて、せっかくこういうのが載っていますので、要請をして、新しいときには臨時議会でも開いていただいてこういうことを取り組みますぐらい教えてもらえるとありがたいということを申し添えて、私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） これより2時40分まで本会議を休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時39分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 9 番、池田さん。

〔7 番 池田 克子君 質問席登壇〕

○議員（7 番 池田 克子君） 通告いたしました少子化対策についてと町の活性化について、それぞれ質問の要旨に沿ってお尋ねいたします。

少子化対策の妊婦健診無料化の促進については、平成 19 年 3 月定例会でも具申いたしましたので、再度の質問となります。

妊娠から出産までの約 10 カ月間、お母さんと赤ちゃんの健康状態をチェックすることは、安心・安全な出産をするためにも必要不可欠とされています。妊婦健診を定期的に受診することで切迫流産や早産、妊娠高血圧症候群などの早期治療につながります。前回具申いたしました後、公費負担回数を 2 回から 5 回に拡大していただき少しは経済的負担の軽減につながったと安堵いたしました。このことは受診率の増加につながったと思いますが、2 回から 5 回に移行された前後の受診率についてお尋ねいたします。

しかし、これで万全ではありません。前回は申し上げましたように、一般的に妊婦健診は 6 カ月までは月 1 回、7 カ月目から 2 週間に 1 回、10 カ月目に入ると毎週というペースの計 14 回程度が望ましいとされています。この健診には健康保険が適用されませんので、1 回 5,000 円から 6,000 円の費用が、あと 9 回分家計に、重くのしかかってまいります。

そこで今回、厚生労働省は妊婦健診を 14 回無料化にするために残り 9 回分を第 2 次追加補正予算に計上することを決定いたしました。財源の 2 分の 1 は国庫補助として、残り 2 分の 1 は地方交付税として措置されますので、実施するか否かは市町村の裁量となります。母子の健康を守り、経済的負担を軽減させ、安心・安全の中に無事出産できるよう万全の対応を望むものであります。

今後、国の決定に従い、14 回分の妊婦健診公費負担を実施していただけるかどうか、町長にお尋ねいたします。

この予算は、平成 23 年 3 月までの措置となっておりますが、今回 14 回の無料健診を実施された上で、平成 23 年以降も継続して実施できないか、町長の英断をお尋ねいたします。

次に、②の町の活性化についてお尋ねいたします。

今回、同様な質問を 2 人の議員がされましたが、活性化についてはいろいろな角度から考えられることから、私なりの質問をさせていただきます。

第 4 次三股町総合計画の後期計画が平成 18 年 3 月に策定されました。これであります。この内容を見ますと、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間に実現すべく目標が設定してあります。基本計画が 5 章に分類され、そのどれをとってもまちづくりには欠かせない重要な計画で

あることがわかります。

では、この計画がどれだけ実現できるか、または実現されたか。平成22年度まではまだ2年間ありますが、実施計画では3年間とされていることから、その成果も出ていることと思います。まちづくりがどのようにして推進されているのか、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、②の仮称アイデア企画室の設置についてであります。

総合計画の中の5章に、町民総参加のまちづくりというタイトルがあります。1つ、主体的・積極的な町民参加の推進、2つ、町民の創意や工夫を生かしたまちづくり、3つ、広報・広聴の充実という体系になっております。

立派な計画ではありますが、住民の方がどれだけこの計画を知っているのでしょうか。総務企画課企画政策係が担当されてそれなりには取り組んでおられるようですが、補助金を対象にした事業ばかりでは件数に限りがあるように思います。

そこで提案です。仮称アイデア企画室を設けて、町民が気軽にアイデアを持ち込んでもらい、それを可能な限り実施する。また、担当者は町民の中に飛び込んでアイデアを引き出してくる。そういう窓口があったら町の活性化につながるのではないかと思います。町長の見解をお尋ねいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1番目の少子化対策について、①の無料の妊婦健診が2回から5回に移行された以前と以後の受診率についてということでございます。

受診率につきましては、平成19年度は1回目が93%、2回目が86%で、平成20年度は1回目が95%、2回目が83%、3回目が84%、4回目が78%、5回目が73%になっております。

この受診率は、平成20年4月から、10月分の母子健康手帳交付数160名を対象者といたしております。1人の妊婦が何回妊婦健診を受けているかは、年度途中であるため確認が難しい状況であります。また、20年度の受診率が下がっているのは、交付している受診券の使える時期が決まっているため、11月以降に妊婦健診を受ける方の分が含まれていないから下がっているところでございます。

1年間を通してみますと、毎年平均で95%の方が受診されております。妊婦には、平成19年度も20年度も受診券を配付しておりますが、ほぼ皆さん受診をされて、毎年受診率に変化はないところでございます。

それから②の無料の妊婦健診を国の決定に従い14回の実施とするか伺うということでございます。これと③の14回の無料妊婦健診を実施した場合、平成23年度以降も継続して実施できないかということですが、関連がございますので一括して回答をさせていただきます。

厚生労働省は、妊婦健診14回無料化という補助事業創設の方針を固めました。国の負担額は平成21年2月から平成23年3月までで、妊婦健診の5回分が全額市町村の負担で、妊婦健診の9回分の2分の1を国庫補助、2分の1を市町村とするということですが、まだ正式な数値は来ていないところでございます。

都城市は平成21年度も妊婦健診は5回の受診券交付予定で、本町におきましても都城市と同じ医療機関を使うため、平成20年度も同じ健診、5回の計画でございます。

妊婦の健康管理、母子の安全な出産のために妊婦健診の補助回数を増やすことが望まれるところでありますが、町の財政負担も大きくなります。ちなみに、妊婦健診が平成20年度は5回で、1人当たり2万5,640円、総額589万7,200円、これを14回に増やしますと、1人当たり9万7,170円で、総額2,234万9,100円、このうち町費が1,551万8,100円になるわけでございます。

以上のように、今後、近隣市町村の動向を十分にらみながら、妊婦健診につきましては取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから町の活性化について、①のまちづくりの推進についての町長の見解を伺うということでございます。

第4次三股町総合計画にありますように、合併せず自立の道を選択した本町は、今後とも活力にあふれ心温まる住みよい町三股を目標に置き、町民との協力・協働によるまちづくりを目指しております。

本町は、基幹産業は農業でございますが、産業構造で見ますと第3次産業に従事する割合が最も高く、勤労世帯の人口が多い状況でございます。都城市のベッドタウンとして年々人口が増加しており、人口の増加率、年少人口割合は県内で第1位となっております。このような特徴を生かし、さらなる人口の増加を図りながら、均衡ある町土の発展と活力あるまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

このためには、住民の生活に密着した政策を展開してまいります。引き続き道路や上下水道などの住環境の整備に努め、かねがね実施してまいりました子育て支援や医療・福祉の充実をさらに推進してまいりたいと存じます。

それから②の仮称アイデア企画室の設置についてということでございます。

このアイデア企画室につきましては、新たな課や係の新設はここでは考えておりませんが、町民のさまざまな意見やアイデアを町の施策や事業に発展させていくことが大切だというふう

に考えておりますので、広聴制度をさらに充実してまいりたいというふうに考えております。広聴制度とは、広く町民から直接的あるいは間接的に寄せられる声を積極的に聞き、それを町の施策や事業に反映させていくための手段のことでございます。その手法として、意見箱、パブリックコメント、委員会、座談会等がございます。

意見箱につきましては、去る6月1日より意見箱を町内5カ所に設置してあるわけでございます。

パブリックコメントは、行政施策の企画・立案・実施などを事前に住民に公表し、住民に意見を求め、今後導入していく予定でございます。

委員会につきましては、さまざまな委員会等への町民の参加を今後も積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

座談会につきましては、各地区に出向いて行って説明会等を開催するもので、合併協議のときや事業の事前調査の際などに実施してまいったところでございます。

このような広聴制度に取り組むとともに、町民と行政の協力・協働のまちづくりの推進にさらに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 前回の答弁のとき、受診率が1回目が92%、2回目が84%であるということ聞いたわけです。今、20年度ですね、5回になってからもお聞きしまして、受診率のパーセントがまだ定かではないという面もあるってということなんでしょうけれども、やはりちょっとパーセントが下がっているってということにおいては、どうなんですか。せっかくこういう制度があるとするならば、やはり100%受診されるような、勧奨って言われますけれども、それをしていただきたいと思うわけですが、この100%に向けての何か取り組みとかをされたのかどうかお尋ねいたします。担当課。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 健康推進係、健康管理センターでございますけれども、そこで妊婦健診を受けていらっしゃる方については連絡、電話等をして受けるようにはしております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 連絡をされて、どうしても本人さんのおいでにならないという場合もあると思うんですけども、その辺の重要性を再度皆様に言っていただいて、ぜひ100%になるような努力を今後していただきたいと思います。その件、よろしく願いしておきます。

次ですが、都城が5回だから三股も5回という答弁でございました。しかし、女性にとっては妊娠とか出産というのはほんとに命をかけた一大事であります。その大事な出産適齢期の方々を行政がサポートすることに迷いがあるとは思いません。今回、国が国庫補助を盛り込んで、半分は地方交付税措置をすと言ってるわけですから、何としても、我が町は自立でいって言うてるわけですから、何もこのときだけ都城のまねをする必要はないと思うんです。ですから、やはり町独自としても、自分たちはこうしていこうというようなことをぜひ検討してほしいわけですが、急激な少子化というのは言うまでもなくですが、今真剣な対策をとってこれを食い止めなければ高齢化社会を支えることができなくなるというのはもう目に見えているわけなんです。ですから、なおさらこの14回の無料健診実施は必須科目であると思うわけです。再度、もう一回検討をしていただけないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 国のほうも少子化対策の一環として、今後14回の無料化ということになったわけですが、これにつきましては、本町の人口動態等も考えても、やはり十分考えていかなきゃならないというような重要なこととございます。先ほどは近隣市町村の動向を見ながらということをお申し上げしましたが、これについては真剣に取り組んでまいりたいというふうで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 特に女性は、そういう、こういうほかのところと違う制度があるよ、そういうものには非常に敏感なんです。ですから、三股はこういう制度があるよってということが広まってくると、当然お若い方々も三股町に家を建てようかというようなことで、当然活性化にもつながっていくと思います。ですから、この制度を期間限定ということで23年度までなんですけれども、この2年間をほんとに取り残してしまったら、あのときしておけばよかったなというような結果になりかねないのかなと思うわけです。ですから、ぜひもう一度検討を、再度深くしていただくということをお願いしておきます。

そしてまた、先ほども申しあげましたけれども、23年度以降は、国としては引き続いて国の補助等をつけてやっていこうという趣旨だというのはちょっと聞いたことがあるんですけども、まだ決定ではございませんけれども、もし国庫補助がなくなったとしても、さっき申したように、当町においてはこういう制度をしっかりと継続していきますよというようなことがあることによって、もうほんとに、さすがに三股の町長は太っ腹だなと言えるような町長に、と言われるんじゃないかなと思うんですが、この23年度以降の継続について、いかがでしょうか、町長。もしつていうことでもあります、どうお考えになられましようか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この3年間の状況等を十分踏まえながら、今後のことについては考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 次にいきます。この町の活性化についてということで、今回多くの方が取り上げられております。ほんとに町の活性化というのをみんなが考えたということは、やはり何とかしないとイケない。それこそ東国原知事ではございませんけれども、どげんかせんといかんという思いがみんなあるからこそだと思っております。それで、当然ここにあるように第4次の三股町の総合計画というのが立てられておるわけですけれども、どうでしょうか、それぞれの関係課が関連してきていると思うんですけれども、この計画に沿って、活性化についてこういうことを実施しておりますとか、そういう課がそれぞれあると思うんで、手短にそれぞれの課長さんからお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。手短で結構です。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 1つは、総務企画課のほうでは、まちづくりということで今駅前前の活性化に取り組んでいるといったようなことです。それと過疎対策です。宮村分譲も含めて、機会あるごとにそういったことで町の活性化を図りながら考えているということでございます。

○議長（中石 高男君） はい、次。ありませんか。都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 都市整備課としては、ごらんとおり道路、公園、住宅、こういった公共施設の整備によって町民の福祉にこたえているという状況であって、町の方針としてもそういう施設を充実することで町民が喜んでいただけるということもあります。そういったことで、私たちもできる限りの努力をしながら、その施設整備に、また維持管理に努めていこうと思っております。

来年度は、町長も申されましたように、道路事業の島津紅茶園切寄線と、また塚原団地の整備といったことも来年からまた新しい事業として取り組みをする方向で、今日も御答弁されましたので、私の事業課としてはそういったことを大いにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 産業振興課ですが、この前なつたばかりでまだちょっとうまく言えないんですが、まず1つは、まず私が元気にならにやいかんじゃろうというのが1つありまして、元気で頑張っているところですが。企業誘致とか、それとあちこちから——今日も過疎化のことでちょっとあったんですが、長田あたりにアトリエで家を構えたいとか、古い家はない

かとかいろいろ問い合わせもありますし、それと、畑かん事業等もありますし、それあたりの今自給自足運動がありますので、そこらあたりも含めて、全般的に、まずうちの職員自身が活性化せな、頑張らないかなということを含めながら今率先してやっているところであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 環境水道課は、町民の生活ライフラインのほとんどを取り扱っているということで、特に上下水道、それからごみの問題、それから河川用水域の改善ということでいろいろあります。今、長田地区を簡易水道から町の水道にということで今普及を図っているところです。これもまた1つの長田地区に対する過疎対策にも少しは一因して、いい環境をつくるんじゃないかなと思っております。そういう面で、いろんな面の町民のライフラインですので、そこを十分協議しながら、住みやすい町をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） ないですか。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 町民保健課は、窓口業務が多いんですけども、笑顔で窓口業務をやろうかということと、健康管理センター事業で町民みんな望んでおります健康増進事業を一生懸命取り組んでいこうと思っております。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 福祉のほうで高齢者・障がい者福祉、それぞれの単独事業を入れておりますけれども、特にと言われると、やはり子育て支援なのかなというふうに思っております。特に医療費、6歳未満の医療費の負担を軽減、そして保育所への支援、それから子育て支援センターを中心にいろいろな活動をやっておりますけれども、三股町が非常に若々しい町だということで、それに合わせたような福祉政策にいろいろ取り組んでおります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 教育委員会のほうで活性化というとなかなか難しいんですが、まず学校等については、よりよい教育環境づくりということに徹していきたいと思います。

それと、公民館主催教室、その他生涯学習、それから体育協会を中心にしたスポーツの振興、ここに総合型スポーツクラブという形ができましたので、これを一体的な形の中で町民が参加できるように、またその中で町づくりの機運、活性化が生まれるんじゃないかなというふうに思っております。そういう形で取り組んでいこうと思っております。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） いい機会ですので御紹介と御理解いただきたいと思いますが、教育委

員会は人づくりだろうというふうにも思っております。それで、小学校6校、中学校1校計7校の2,600名という児童生徒であります。そこで、文教の三股と言われるときに、それじゃ三股の子供たちをどのように教育したらいいのかというのが一番主眼なんです。そこで、小中一貫事業として立ち上げて、お互いが同じ方向で教育していこうということで話し合いまして、平成21年の、いわゆる来年3学期が試行として、4月からスタートしていこうとして、みんなで協議を重ねて決定した事項を各家庭に2学期中に配ることにしておりますが、その内容はもう簡単なこと。まずあいさつをしっかりやる子供を育てよう。そのためには「三股の日」を設定しようということになりまして、3のつく日は——3、13、23ですね——を「三股の日」と設定して、その日は強力に指導する。しかし、毎日の指導の中で校門で必ず一礼して、全校生徒校門で一礼して必ず出ると。終わるときにも一礼をして小学校1年生から3年生まで帰るというようなこと。それから掃除、掃除も徹底してやろうということ。それから3つ目が郷土伝統を伝えるいろいろな芸能がありますが、郷土学習をもう一回見直して、徹底して指導していこうじゃないかということをも、人間として一番基礎的なことですが、これを徹底してやろうじゃないかということをお願いしております。

それで、各学校長がまず3学期のスタートで子供に話して、そして親にも話すということでスタートしますので、各地区でも出ると思いますので、議員の皆様方も御理解をさせていただいて、そういうたくましい子供をつくり上げていくということでやっておりますので、そこも御理解ください。活性化の1つになればと思います。終わります。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 私のほうではまちづくりというのはないんでございますけれども、今各課長が申しましたように、各課ではやはりいっぱい事業をやりたい、新しいものに取り組みたいという意欲があるようでございます。しかしながら、限られた財源でございますので、切るところはちゃんと切っていただきまして、新しいものに、古いものをいつまでも、効果のないものをやっているんじゃないかと、それはしっかり切っていただきまして、新しいものに取り組んでいくところには積極的に予算を配分していくということがまた活性化されていくんじゃないかなというふうに考えております。

財政としては、長期的な安定した財政構造になるように努めることが最大の課題かなというように思っております。以後、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それぞれ課長さんから報告なり決意なりをしっかりと出していただきました。

私どもはいろいろ計画を立てます。そのときに、こういう立派なものをつくります。しかし、

つくってしまったら何か机の中にそのまま眠っているような気がします。やはりこういう、ほんとに自分たちがやろうと思った計画を立てたときには、毎日でも、これでいいのかな、これでいいのかなという思いでやはり取り組んでいただきたいと思います。

皆さんがそれぞれの部署でほんとに最高のトップリーダーであるわけです。もちろんその上に町長さんがいらっしゃるわけですが、それぞれの課があればこそすべてが整った活性化につながるんじゃないかと思しますので、ぜひその辺も再度思いを新たにしていいただければと思います。

次にいきます。町長さんに今度はお聞きしたいんですが、町長さんは総合計画の冒頭の中でこのように言われました。どうですか、もう忘れていらっしゃいませんか。このページを開かれたら御自分の言われたことが思い出されるんじゃないかなと思うんですが、お持ちじゃないですか。

こう言われました。「活力あふれ心温まる住みよい町、三股」を目標に置き、本町の特性を最大限に生かし、町民との協力・協働によるまちづくりを目指します。また、計画の推進に当たっては、町民との対話を積極的に行なうとも言われました。

昨日も10番議員より指摘がありましたが、ほんとに行動あるその必要性ということを見ると、果たして計画的に、何日はどこの地域に寄ってあそこの人たちとほんとにひざを詰めた話し合いの場を持つかなというような計画、そういうものを実施されているのでしょうか。このように、冒頭に言われているように「言うはやすく行なうはかたし」というのが格言であります。まず長みずからが実行することが、先ほどいろいろ課長さんも言われましたけれども、職員の方々のやる気を引き出して町の活性化につながるのではないかと思います。このまちづくり推進について、計画を立てながら今後町長さんみずから町民の中に打って出ようというような思いで決議なされるかどうか、いま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 私の政治理念といたしましては、対話と協調、そしてまた心の通う政治ということをもットーにしているわけでございます。そのようなことから、努めて、今までもですが、町内の行事に努めて出て、町民の皆さんとひざをまじえながら対応を重ねているところでございます。今後ともさらにそのような機会をつくりながら、町民の町政に対する総参加型の町政を今後もさらに推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） よろしくお願いたします。

次にいきます。先ほど申し上げましたんですが、3つのことを申しました。要するに、町民総参加のまちづくりの中の体系の中で3つありました。その中の3番であります。広報について

が書いてあります。この広報については、ほんとに毎回、素晴らしいアイデアをもってみまた広報紙を作成しておられるなど、ほんとに感心いたしておるところであります。届くのが待ち遠しいというようぐらい、今素晴らしい広報紙をつくっていらっしゃると思っております。

2の町民の創意や工夫っていうこれを生かしたまちづくりっていうことにおいては、やはりこの2番のアイデア企画室ということをして私が言っているわけですので、このこういう個々の部分の中で、三股には成功された事業主の方とかあるいは経験豊富な方がたくさんおられます。例えばですけれども、これは1例ですが、ちょっとお名前を申し上げてどうかとは思いますが、かえって申し上げることによってまた皆さん違った角度でお感じになると思いますのであえて申し上げますが、上米の上水漸氏は優秀な農業技術指導者であると高く評価されておられるようです。私も知りませんでした。

だけど、私もちょっとお聞きしまして、ほんとに感銘したところではありますが、多くの皆さんが講義を受けられて、そしてそれを実践に移されていて、そしてしっかりと結果を出していらっしゃるんです。だから、こういうこの町民の創意工夫ということで、ほんとに創意工夫の中で開発された指導であるようでございますので、こういう方のいろんな指導等を、ほんとに我々も真摯にお聞きしながら、それがほんとにレベルの高い皆さんの町民として、それがまた町の活性化にもつながるんじゃないかと思った次第です。

で、また、もちろんそのほかにもたくさんいらっしゃるわけですけれども、私がここでアイデア企画室というのをあえて申し上げたのは、ただ単にその町民の方がこういうのがありますよとか、そういう情報だけいただくんじゃなくて、やはりその企画室、その人が町民の皆さんの中へ打って出て、そして、まあ言えば開拓しながら、アイデアがないか、どこかに町の活性化につながるような素晴らしいそういう皆さんのお話がないのかっていうことで、その職員の方がまず核となって、そして活性化につなげていくっていう意味合いのアイデア企画室と申し上げたわけなんですけれども、さっき申しましたように、当町においてはそういう企画室というのがしっかりと総務課のほうであるようでございます。総務企画課企画政策係という方がいらっしゃると思うんですけれども、それはあくまでも当町における仕事の内容とかあるいは窓口に来られた方への対応だと思えます。だけど、このアイデア企画室というのは、ほんとにその人が核になって動かないといけないので大変な労作業になるかと思うんですけれども、新しい分野で、ああ、三股の行政は何か新しいことをするなど、自分たちもほんとに三股の活性化について協力しながら我が町を住みやすい町にしていこうじゃないかっていう、そういう思いがみんなに伝わっていく、そういうような担当の方の企画室として私はとらえていきたいと思うんですけれども、企画室の企画課長さん、ぜひいかがでございましょうか。このアイデア企画室について一度お尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今言われましたアイデア企画室の件ですが、確かに今言われている、町側がいろんなアイデアを探していくということには、今まで至ってないんじゃないかなという気がします。いろんな形で先ほど申し上げましたが、広聴制度を取り入れていくということは、住民から上がってきた意見を考えるということですから、その前にまだ積極的に町の職員あるいはそのアイデアを考える人がいろんなアイデアの中でいろんなことをされている方、先ほど上水漸さんの御意見がございましたが、そういった方がおられるけれども余り知られてないというところもあるわけです。そういった意味で、やはりそういったものも念頭に置きながら行政を進めるべきかなというふうに思います。

ただ、今の状況でアイデア企画室として別個に独立した考え方でできるかどうかというのはもう少し検討させていただきたいと。今企画政策係の中が一応アイデアの企画を持っていると、そういう人材もそろっていますので、そういった人材を生かしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 町の活性化については、先日もお二人、いや、二、三人の方が御指摘されております。ほんとに多角的に取り組んでこそ実現するものじゃないかと思えます。どうぞ思い切った行動力で、町長さんが言われているように、「活力あふれる心温まる」ですから、「住みよい町みまた」をつくり出してほしいと念願いたしまして、質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 一般質問はこれにて終了します。

ここでお諮りします。今定例会の一般質問は本日をもってすべて終了しましたので、明日は休会とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決定しました。

最終日の18日は、さきの9月定例会で継続審査となっておりました陳情第5号を審議しますので、陳情書の用意をお願いしておきます。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時27分散会

議事日程(第5号)

平成20年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
日程第5 常任委員会の視察研修報告
日程第6 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
日程第5 常任委員会の視察研修報告
日程第6 議員派遣について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	溝口 良信君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、16日の指宿君の一般質問に対する補足答弁があるようですので、ここでお願いします。副町長。

○副町長（木佐貫辰生君） 16日の指宿議員の一般質問で、町長の政治姿勢について、その中で平成21年度の予算編成、その中で新聞報道を取り上げられまして、そちらのほうについての回答が十分できませんでしたので、勉強してまいりましたので、報告、そしてまた考え方について説明申し上げたいと思います。

御指摘のありました地域活性化事業債を使った事業なんですけれども、これにつきましては特定地域経済活性化対策ということで、平成20年度から3カ年、本町、そしてまた都城市で計画をつくり、それが認定されたということで、平成20年度から20、21、22の3カ年でございます。そちらの事業を今回新聞報道があったところでございます。

これの経緯等を見ますと、これは、昭和53年度に特定不況地域振興総合対策という経済対策を国のほうで打ちまして、その流れで来ております。そしてまた、この25年間の期間、今日までですけれども、産業構造の転換、それからまた各種技術の高度化、情報化、国際化の進展と、そういうふうな時代の変遷を経まして、まだ地域によっては依然として地域産業の衰退、それによる雇用悪化の懸念と、それで中心市街地の空洞化、そういう状況が見られるということで、そういう地域につきまして地域経済の活性化をより効果的、かつ重点的に促進するために、

この経済停滞地域等を中心とした特定地域経済活性化対策というものを推進するというので、これ17年度からも実施されておりまして、その17年度から19年度までの3カ年、これにつきましても、都城北諸県地域ということで、その当時は1市5町でございましたけれども、認定をされて、今回また引き続きということでございます。

そして、17年度に認定されたときは、主な事業といたしまして、本町にかかわるところでは上米公園の整備事業というものをこの計画の中で上げております。

そして、地域を指定するときに、どのような類型を持っていくかというところで、幾つかの類型がございますが、都城北諸県地域につきましては、独創的事業推進型というものを採用しておりまして、これは地域の人材、技術、情報、資源等を活用し、創意工夫を凝らした地域経済再生のための施策を積極的に実施し、その効果が着実に見込まれる地域ということで指定を受けております。これは17年度から3カ年の対策でやってきましたが、そしてまた20年度から3カ年ということで、引き続きこの区域の指定をされたところでございます。

そして今回のこの指定の主な事業、指定の中身ですが、主な事業としましては、企業誘致の推進事業、それから町づくり協議会設置推進事業、そしてスポーツランド都城推進事業と、この3つの3本柱を立てているところでございます。

そして本町は、この事業採択に当たりまして、産業の振興の分野で町づくり交付金、駅周辺等の整備事業、これを上げております。そしてまた人材育成につきましては、がんばる地域づくり応援事業ということでですね。ただ、この地域活性化事業債を使えますけれども、駅周辺については町づくり交付金の事業で実施しておりまして、別の起債事業を使っております。ですから、一応こういうメニューとしてはいろんな事業上げてきますけれども、実際それが採択になるかどうかというのは、またその都度それぞれの事業ごとに精査されていくという流れになっております。

ですからまた、これにつきましてはまた毎年見直し等もございますので、本町の3カ年実施計画、そういうところの中で実現可能なものについては、またこの事業にのるように都城、また国のほうとも協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

そして、この事業に、この地域活性化事業債というのは、前回御説明いたしましたけれども、本町の文化会館とかの機器整備とか、それから南側のほうの駐車場整備等活用しているわけなんですけど、この事業にのってなくても、例えば県営かんがい排水事業、これなんかも地域活性化に貢献する、農業分野でも寄与するというので、そういうところでも採択は受けます。ですから、地域活性化事業債という大きな分野の中がございましてけれども、その中の特定地域に指定されると、やっぱり有利といいますか、採択の優先が高くなるかなというふうに考えているところでございます。

今後とも、いろんな事業等を前向きに検討しながら、できたら交付金とか補助事業等を中心にしながら、そして起債事業は借金でございますので、これもおっしゃりましたように、75%起債が来まして、30%の交付税算入率ということで、実質22.5%ということになりますので、できたら私は、50%の補助がつく、交付金がつく、そしてまた残りについて、こういう有利な起債ができるという事業がございましたら、そういうのもメニュー探しながら、町としても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 次、あるんですか、まだ。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 私のほうは、同じく指宿議員のほうから出ました防災無線の整備の関係で、今回、前に答弁した行政無線の整備の見直しについて見送った関係のところ、国の対応が、国は全国瞬時警報システムということで、これが地震などの速報などを緊急情報として人工衛星を用いて直接住民に知らせる、伝達するシステムなんですけど、これの配備をすると、21年度までにするという形になっておりましたが、これが先送りになったのかということでございました。

これにつきましては、国のほうは警報システムを21年までの3カ年の間に——19年度から21年度までの3カ年度の間に配備したいという意向を伝えてきておまして、三股町のように防災無線が整備されているところ、そういったところが全国で400ございまして、その400を準備しておりました。しかしながら、本町におきましては、防災無線の見直しを図っている最中でございますので、これについては見送りということで、400個配備したものについてはよその自治体に回したということでございます。

この400個の衛星モデムの準備をしたということなんですけど、このモデムの既存の防災無線に接続するためには、操作卓の改造費用、これが400万から700万ぐらい必要だということがございまして、このシステムを更新するときに、各自治体がそういった費用を出さなければならぬんですが、なかなか金額が高いというところもありまして、ほとんどの導入が進まないような状況が出ているということでございます。

県内でいいますと、19年度は導入しておりません。で、20年度が5団体、そして21年度以降に検討すると、三股町も含めてですが、25団体という状況になっております。また、国のほうではより安価な、まあ100万程度というようなことでございまして、導入できるような新たなシステムを今現在開発中であるということもございまして、21年度以降は新システムを普及していくのではないだろうかというふうに思っております。

ですから、今のところはこういった接続にかかる費用も含めて、行政無線の見直しを21年に調査をしながら、22年以降の整備ということで本町は考えていきたいというふうに思っており

ます。

以上です。

○議長（中石 高男君） それでは、議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（中石 高男君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） じゃ、おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第98号、100号、101号、102号の計4件でございます。以下、案件ごとに説明申し上げます。

議案第98号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令が改正されることにより、一部条例を改正するものであります。すなわち、出産一時金35万円に3万円を上限として加算されるものであります。この条例の施行は、平成21年1月1日から施行されるものであります。

慎重に審議した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成19年度実績に伴う精算をもとに補正する予算案であります。すなわち、歳入歳出予算の総額29億4,911万4,000円に、歳入歳出それぞれ3,009万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億7,920万6,000円とするものであります。

まず、歳入であります。国庫支出金を過年度分として1,060万1,000円、療養給付費等交付金を同じく過年度分として1,766万2,000円、一般会計繰入金を182万9,000円補正計上したものであります。

次に、歳出の主なものは、総務費40万7,000円と、諸支出金304万2,000円を補正計上し、前期高齢者納付金等23万9,000円と、老人保健拠出金299万3,000円及び介護納付金33万7,000円をそれぞれ減額し、収支差額を予備費に計上したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成21年度から改正される保険料改正に伴うところの補正予算案であります。すな

わち、歳入歳出予算の総額2億820万5,000円に、歳入歳出それぞれ425万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,245万8,000円とするものであります。歳入は、一般会計繰入金382万8,000円と、国庫支出金を42万5,000円補正計上し、歳出は高齢者医療制度円滑運営事業システム変更委託料として425万3,000円を補正計上したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成21年度制度改正に伴うシステム改修と、平成19年度実績に伴う精算を行うところの補正予算案であります。すなわち、歳入歳出予算の総額16億3,811万7,000円に歳入歳出それぞれ486万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億4,298万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金53万8,000円と、支払い基金交付金156万9,000円及び一般会計繰入金275万9,000円を補正計上したものであります。

歳出の主のものは、総務費において要介護認定モデル事業と訪問事業においてそれぞれシステム改修費として委託料を計上し、保険給付費において介護予防サービス計画給付費と、高額介護サービス費を組み替え補正計上したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 東村 和往君 登壇〕

○建設文教常任委員長（東村 和往君） おはようございます。それでは、建設文教常任委員会の審査の結果及び概要について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第97号外4件の計5件であります。なお、継続審査となっておりました陳情第5号もあわせて御報告申し上げます。

まず初めに、審査の結果から御報告いたします。

当委員会といたしましては、慎重に審査した結果、議案5件につきましては、すべて全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。また、陳情第5号につきましては、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、議案の概要について申し上げます。

まず、議案第97号であります。本案は、昭和37年に建設された宮村団地の1棟2戸を用途廃止したことに伴い、三股町住宅設置条例の一部を改正しようとするもので、別表中の該当項

目を削り、同表中の総計を「817」から「815」に変更するものであります。

次に、議案第103号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ313万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,960万9,000円とするもので、公債費の不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、議案第104号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」であります。本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ68万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,042万1,000円とするもので、主なものは墓地公園高压送電線下用地地役権収入があったため、その分、管理基金からの繰り入れを減額するものであります。

次に、議案第105号であります。本案は、国営都城盆地農業水利事業、いわゆる畑かん事業に付随するもろもろの造成施設を維持管理及び操作していくための国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制管理型）と称する事業において、三股町の区域内に関する各種事務の管理及び執行を都城市に委託することについて、都城市と協議により規約を定めようとするものであります。

次に、議案第109号であります。本案は、公益法人改革、開発公社の会計規程、郵政民営化等により、該当条項の一部を改正するものであり、さらに企業会計等の会計経理をわかりやすく提示するためのキャッシュフロー等の文言の追加及び制度改正に伴う文言の削除などの定款の一部の改正を行うものであります。

最後に、去る9月定例議会で継続審査となっておりました陳情第5号「上米公園パークゴルフ場のコースを増設して頂きたい」との陳情についてであります。慎重に審査した結果、陳情の趣旨は十分に理解するが、現今の財政状況をかんがみるときに、現時点での早急な実現は困難であることから、当委員会といたしましては、賛成少数で不採択としたものであります。

以上で建設文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） それでは、委員会の結果を御説明いたします。

一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第99号1件でございます。議案第99号は、「平成20年度三股町一般会計補正予算（第4号）」でございます。御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額82億7,499万円に、歳入歳出それぞれ2,116万3,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ8億9,615万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、揮発油税等暫定税率の法案切れに伴う地方自治体の減収補てんの交付金、地方交付税は再算定による交付決定額を増額補正し、国庫支出金については、障害者自立支援給付費負担金や、現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金等を増額補正するものです。県支出金は、民生費負担金補助金等を実績見込みにより増減補正し、農林水産業費県補助金については、補助金の内示決定などにより減額補正するものです。繰入金は、国民健康保険特別会計の平成19年度精算返還金等を増額し、消防団活性化基金を減額補正し、財源調整するものです。諸収入については、都城市より清掃費に係る受託事業収入のほか、児童手当など前年度精算金等の増額補正が主なものです。町債は現年発生公共土木施設災害復旧事業に伴う増額補正であります。

次に、歳出について主なものを御説明します。総務費では、コンビニ収納システム回収等委託料を増額し、地方税還付金900万円を減額補正するものです。民生費では、社会福祉費で障害者支援事業費等と介護保険会計、後期高齢者特別会計への繰出金をそれぞれ増額補正するものです。

児童福祉費については、乳幼児医療費を1,303万3,000円を増額し、延長保育促進事業補助金等を833万2,000円減額補正するものです。衛生費は、し尿処理費において、重油高騰に伴う燃料費を平成19年度衛生センター負担金精算分1,281万7,000円を増額補正するものです。農林水産業費は、国、県の予算内示決定及び入札残の事業費を増減補正するものです。原油の高騰対策として廃プラの処理事業補助金と畜産の配合飼料価格軽減対策費を増額補正するものです。

土木費では、町営住宅の修繕料と解体工事、小鷲巣川維持工事、都市計画費等を増額補正するものです。消防費では、財源の組み替えをするものです。災害復旧費461万4,000円は、町道内之木場線、中米4号線の工事費等であります。第2表の地方債は、災害復旧事業債の追加と防災対策事業費の限度額の変更であります。

当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

日程第2. 質疑

○議長（中石 高男君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっておりますので、御協力方よろしくをお願いします。質疑ありませんか。山領君。

○議員（12番 山領 征男君） 委員長にお尋ねしますが、先ほどパークゴルフ、いいんです

かね、今それやって。パークゴルフ場の件で継続になっていたもの、賛成が少なく不採択であったということで、話の中は財政面的に厳しいから今はというようなふうに理解したんですが、用地的には増設しようとするれば可能な土地が近くにあるものかどうか、そこんとをちょっと踏査されたのか、図上でも調べられたのか、そこ辺とをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（中石 高男君） 建設文教委員長。

○建設文教常任委員長（東村 和往君） 今回の審査では現地は見ませんでしたけども、9月のときに現地まで行って、用地的なものも——実際から考えると離れたところに新たにつくっても、移動が大変だろうということで、恐らくその周辺が一番妥当だろうということになると、下のほうに池がありますが、あの辺、あそこのところを埋め立ててというようなことになろうかということで、そのほかのところにつきましては、委員会の審議の中では別に用地としてはあそこがいんじゃないかとかいうような意見は出ませんでしたし、また現地調査でもその部分しか調査しておりません。

以上です。

○議員（12番 山領 征男君） わかりました。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第97号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第98号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり決しました。

議案第99号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第99号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり決しました。

次に、議案第100号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第100号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり決しました。

議案第101号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第101号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議あるようですから、起立により採決いたします。議案第101号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第102号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり決しました。

議案第103号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第103号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり決しました。

次に、議案第104号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第104号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり決しました。

議案第105号「事務の委託に関する都城市との協議について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第105号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり決しました。

た。

議案第109号「三股町土地開発公社定款の一部を改正する定款の承認について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第109号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情第5号「上米公園パークゴルフ場のコースを増設して頂きたい」を議題といたします。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

本陳情に対する建設文教委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。陳情第5号を採択することに賛成議員の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立少数であります。よって、陳情第5号は不採択と決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時39分休憩

〔全員協議会〕

午前11時00分再開

○議長（中石 高男君） では、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（中石 高男君） 日程第4、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

三股町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期は12月21日までであり、先般、選挙管理委員長より地方自治法第182条第8項に基づき、通知が議長あて届いております。したがって、この選挙は地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては指名推選によりしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） はい。

○議員（5番 重久 邦仁君） 議長、選挙でやると言いましたよね、議運の中で、いかがですか。

○議長（中石 高男君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時01分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時27分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

指名推選の方法では、一人でも異議があると、指名推選の方法では選挙が行えませんので、投票によって選挙を行います。

この投票は、会議規則第81条第1項の規定により、連記無記名による投票で行います。

投票の方法については、会議規則第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中石 高男君） この選挙では議長にも投票権がありますので、ただいまの出席議員は12名であります。

ここでお諮りします。1事件1処理の原則から、委員選挙、補充員選挙を別々に行うのが原則ですが、投票総数も少なく、開票事務に支障はないと思いますので、一緒に投票し、開票することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員選挙、同補充員選挙

を一緒に行うことに決しました。

投票用紙を2枚配付します。1枚は委員用、もう1枚は補充員用でありますので、混同されないよう注意願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（中石 高男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（中石 高男君） 異常なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台で御記入願います。

なお、白票及び他事記載等は会議規則の規定により、反対票といたします。

それでは、1番、指宿君より順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（中石 高男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会期規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、大久保君、8番、原田君を指名します。

なお、開票事務は、事務局職員が行います。

〔開票〕

○議長（中石 高男君） では、委員選挙の投票の結果を局長に発表させます。

○事務局長（岩松 健一君） 選挙管理委員会の委員のほうをまず発表させていただきます。出席議員12名、投票総数12票、有効投票12票。得票順に発表させていただきます。得票数は申しません。山村治さん、山元秋夫さん、町田胤夫さん、細山田ヒサ子さん、以上4名でございます。

○議長（中石 高男君） 委員選挙の結果はただいま局長の報告したとおりであります。よって、三股町選挙管理委員会委員は、細山田ヒサ子氏、山元秋夫氏、町田胤夫氏、それから山村治氏の4名がそれぞれ当選されました。

次に、補充員選挙の投票の結果を発表させます。

○事務局長（岩松 健一君） 補充員の選挙の結果でございますが、出席議員12名、投票総数12票、有効投票12票。此本皓男さん、上水漸さん、間世田和文さん、岩元安子さん、以上

4名でございます。

○議長（中石 高男君） 補充員選挙の結果はただいま局長の報告したとおりであります。よって、三股町選挙管理委員会補充員として第1補充員に此本皓男氏、第2補充員に上水漸氏、第3補充員に間世田和文氏、第4補充員に岩元安子氏の4名が当選されました。

直ちに公文書をもって個人ごとに告知し、その承諾を求めることにいたします。

なお、万一本人の承諾が得られなかった場合は、次の議会においてその数だけの選挙を行うことといたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中石 高男君） これより昼食のため、1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時27分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第5. 常任委員会の視察研修報告

○議長（中石 高男君） 日程第5、常任委員会の視察研修報告を議題といたします。

初めに、総務厚生委員会よりお願いいたします。委員長。

〔総務厚生常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） それでは、報告申し上げます。総務厚生常任委員会の先進地研修について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月30日、31日において研修を行いましたので、報告いたします。研修先は、佐賀市東与賀町の東与賀文化ホールと図書館の指定管理者に関する件について視察研修を行ったものであります。研修参加者は議員5名と職員2名の計7名であります。以下、概要について御報告申し上げます。

東与賀町は、平成19年10月1日に佐賀市に編入合併された町であります。まず、指定管理者の指定に関する事務について説明を申し上げます。東与賀町公の施設における指定管理者の指定の事務等に関する条例を、平成16年9月24日に制定がされております。同年11月8日に、東与賀町文化ホール、図書館設置条例の改正を行っております。また、同年12月1日に指定管理者選定委員会設置要綱を制定し、選定委員会の意見を聞いて募集要綱等を作成し、指定管理者の募集を行ったところ、15の事業者が参加されたそうであります。その中から書類審査等を含めながら3事業者に絞り、選定作業に入ったとのことでありました。

選定委員会においては、選定基準等に照らしながら、最も適当な団体ということで選定をして行ったということでもあります。その後、平成17年の3月議会において、その案件が提案をされまして、議決を行っております。17年度より指定管理者制度が始まっております。そしてそういう業務が行われております。指定期間については、原則3年となっております。まず初めに、17年度、18年度、19年の3年間で指定期間が行われまして、その3年間の満了により平成19年の8月に再度指定手続を実施をし、新たに20年、21年、22年の契約を行って現在に至っておるとのことでありました。

指定管理者に指定したことにより、メリット等が出てきますが、それについて御報告申し上げます。

まず、職員の数であります。平成16年度においては正職員を含む16名で行っておったものが、17年度以降11名で行うことができるようになったということでもあります。また、施設のホールも、図書館においてもそうですが、開館時間等は今までは9時間であったというものが、そういう委託を行ったことによって13.5時間に延びたそうでありまして。となれば1日4.5時間の利用がしやすくなったということで、町民の方々も喜んでおられるということでもあります。

次に、施設関係の休館日についてであります。まずホールにおいては、1年間に68日間休館をしておったというふうになっておりますが、17年度からは年間において7日間に短縮をされたということで、ほとんどが住民に提供されておるとのことでもあります。また、同じように図書館においても、年間97日間の休館日がありましたが、それが年に22日間に短縮をされておるとのことでもあります。それとまた、平成16年度においては、公費負担総額が5,753万1,000円というふうに直営で当時ありましたが、平成17年度には指定管理料が3,900万円であるということでもあります。

そのように考えますと、指定管理者制度を導入したことによって、もろもろの管理運営上のメリットが出てきたんじゃないかなというふうに思われます。自立していく町においては、経費削減は至上命題であります。本町の文化会館及び図書館の運営経費は相当莫大なものとなっております。無駄を省くことこそ自立の上で一番大切なことだなというふうに感銘を受けたところであります。

そういうことで、今回の視察研修には普通は議会事務局の職員だけが同行するんですが、今回は総務企画課の黒木係長も同行していただきました。研修内容等については十分に理解していただいたものと思っております。

本町における文化ホール及び図書館運営についても、この東与賀町の指定管理者制度を十分に生かしていただき、本町における指定管理者制度は成功していけばなあというふうに願っております。そういうことで、いい形での政務調査が行われましたので、ぜひ本町においても図書館、

そして文化ホール関係の運営についてはこういうものを十分に生かしていくような政策をとってほしいということを申し上げまして、政務調査報告といたします。終わります。

○議長（中石 高男君） どうもありがとうございました。

次に、建設文教常任委員会よりお願いします。

〔建設文教常任副委員長 上西 祐子君 登壇〕

○建設文教常任副委員長（上西 祐子君） 建設文教常任委員会の政務調査報告をいたします。

当委員会は、11月18日から20日までの3日間、常任委員5名と生涯学習課職員と環境保全係の職員計7名で、滋賀県竜王町と富山県上市町に行きました。

第1日目の竜王町ですが、竜王町視察の目的は家庭から出る廃食油の回収と活用の実態を学習するためでした。竜王町では、15、6年以前、琵琶湖へ注ぐ河川に家庭から燐を含んだ合成洗剤を出さないために、粉石けん推進運動が始まったころ、バイオマス活用として家庭から排出される廃食油に目をつけて取り組みを進めたそうです。町として、平成7年から全町対象に廃食油回収を呼びかけて実施し、今では年間7,800リットル——この町は大体4,455世帯あるそうですが——のてんぷら油の廃食油を回収しているそうです。

最初は、石けんへのリサイクルを行ってきたそうですが、平成12年度からは民間委託による燃料化に組み込み、軽油にかわるディーゼルエンジン燃料BDFへのリサイクルを進め、平成15年度からは直営で国のバイオマス利活用事業を活用し、バイオディーゼル燃料製造プラントを導入し、地域自立の資源循環型社会づくりを目指し、住民主導によるバイオマス利活用の促進を図っているそうです。

回収作業は町直営でゴミ集積所107カ所のうち、廃食油回収は67カ所で実施、町の指定ポリ容器20リットルを2、3個設置、それに各家庭から持ってきた廃食油を入れてもらう、これを2カ月に1回収する。公共施設、学校給食センターや老人福祉施設、また大手企業がここにあります。ダイハツの食堂から出る廃食油の回収も行い、これを役場内にあるディーゼルエンジン燃料BDF製造プラントで処理して、軽油と同じように使用できるディーゼル燃料に再生します。BDFは、約50%がコミュニティバスとスクールバスで使用し、約30%が協定を結んでいる農家のトラクターで、約20%が公用車4台で使われ、余ったBDFは町外のBDF取扱事業所に有料で引き渡しているとのことでした。

市販の軽油とBDFでは燃費、馬力、乗り心地などはほとんど変わらず、二酸化炭素発生量は軽油に比べ70%以上軽減し、また大気汚染物質の硫黄酸化物SO_xが出ないというメリットがあるということです。

説明を聞いたり質問をした後、実際にBDF製造現場で廃食油がディーゼルエンジン燃料になるまでを見せてもらいました。プラントに廃食油を投入してから、製品完成までは3日かかるそ

うです。廃食油100リットルにメタノール18リットルと水酸化カリウム1,500グラムを加えると、メチルエステルとグリセリンになり、その後脱水処理をしてでき上がりです。百聞は一見にしかずという言葉がありますが、実際、私が考えていた以上に燃料が簡単にできる説明にびっくりしました。費用も1回100リットル当たり約8,000円ぐらいで、年間経費も150万円ぐらいの予算を組んでいるとの説明でした。製造プラントの費用は1,362万円だったそうですが、2分の1が国庫補助で導入したそうです。地球温暖化が問題になってきています。このまま温暖化が進めば、人類の生存を含め社会経済産業、さらに自然環境や生態系に危機的状況を招くと言われていています。今取り組めば多少コストがかかっても、展望が開けるのではないかと思います。

11月19日は、富山県上市町役場で総合スポーツクラブ、愛称「さんさん」の取り組みについての説明を聞きました。上市町は人口2万3,000人足らずで、本町と同じような規模の自治体ですが、スポーツクラブの現在会員数が1,115人と6団体の加入となっていて、特徴的なことは子供の加入が多いということでした。「孫と一緒に取り組めるようなクラブにしたい」という担当者の言葉が印象的でした。

スポーツクラブでの愛称が「さんさん」で、放課後スポーツ教室やはじめてバレーというクラブや、サッカー教室かけるくん、ユニークなのはテレビでおなじみのサスケとかストラックアウト、ホームランを競うホームランダービーなど、ふだんの競技と違い娯楽性があり、大人も子供も楽しめる内容となっていて、競技の多いのにもびっくりしました。年会費も子供450円、一般1,800円、高齢者1,000円と低く設定されていました。これは、町から財政支援180万円と、クラブマネージャーの人件費230万円は、一般会計から支出されている理由によるものです。それとおもしろいなと思ったのは、スポーツクラブに会員登録すると、多くのメリットがあること、例えばクラブの主催事業の参加費用が安くなる共催企業で買い物をすると割引がきくなど、町民が気軽にスポーツが取り組める環境の整備に行政と民間が一体となって取り組んでいました。

今回の視察で担当課の職員と一緒に学習ができたことは、有意義なことだったと思います。一緒にまたこれからの施策実現に向けて取り組むことが必要だなあということを感じました。終わります。

○議長（中石 高男君） ありがとうございます。

日程第6. 議員派遣について

○議長（中石 高男君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

明けて1月28日に門川町で開催されます時局講演会に全議員を派遣することにしたいと思

ますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、1月28日に門川町で開催される時局講演会に全議員を派遣することに決しました。

○議長（中石 高男君） 以上ですべての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配付されているとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後1時44分休憩

〔全員協議会〕

午後2時26分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成20年第8回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後2時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員